

第3次米沢市障がい者計画

（計画期間：令和3年度～令和8年度）

第6期米沢市障がい福祉計画

（計画期間：令和3年度～令和5年度）

第2期米沢市障がい児福祉計画

（計画期間：令和3年度～令和5年度）

令和3年3月

米 沢 市

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の対象者	4
第5節 障がい者福祉に関する法制度等の動向	5
第2章 障がいのある人の現状と課題	8
第1節 第2次障がい者計画の実施状況と課題	8
基本目標1 障がいの理解の促進と福祉意識の向上	8
基本目標2 生活支援の充実	9
基本目標3 安心・安全生活の確保	11
基本目標4 支援ネットワークの構築と支援者等の育成	12
基本目標5 教育と就労の推進	13
第2節 統計から見る状況	15
1. 人口等	15
2. 身体障害者手帳所持者の状況	16
3. 療育手帳所持者の状況	17
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	18
5. 相談支援の状況	19
6. 就学の状況	20
7. 就業の状況	22
第3節 障がい福祉に関する実態調査結果から見る状況と課題	25
1. アンケート調査の概要	25
2. 障がい者アンケート調査結果から見る状況	26
3. 市民アンケート調査結果から見る状況	52
第4節 計画策定に向けた課題	63
～障がい者計画～	
第3章 基本理念	67
第1節 基本理念	67
第2節 基本目標と施策の体系	67

第4章 基本目標と施策	69
基本目標1 障がいの理解の促進と福祉意識の向上	69
基本目標2 生活支援の充実	71
基本目標3 安心・安全生活の確保	74
基本目標4 支援ネットワークの構築と支援者等の育成	77
基本目標5 教育と就労の推進	78

～障がい福祉計画～

第5章 地域移行等の数値目標と障害福祉サービス見込量等	81
第1節 障がい福祉計画と障がい児福祉計画	81
第2節 数値目標と見込量設定の視点	81
第3節 地域生活への移行等に関する目標	82
1. 施設入所者の地域生活への移行	82
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	83
3. 地域生活の支援	84
4. 福祉施設利用から一般就労への移行	84
5. 障がいのある子どもへの支援提供体制の設備等	86
6. 発達障がいのある方に対する支援体制の整備等	88
7. 相談支援体制の充実・強化等	89
8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	90
第4節 障害福祉サービスの概要	91
1. 訪問系サービス	91
2. 日中活動系サービス	91
3. 居住系サービス	93
4. 相談支援	93
5. 障害児通所支援、障害児相談支援	94
6. 地域生活支援事業	95
第5節 障害福祉サービスの提供体制の確保とサービス見込量	97
1. 訪問系サービス	97
2. 日中活動系サービス	98
3. 居住系サービス	99
4. 相談支援	100
5. 障害児通所支援、障害児相談支援	100
6. 地域生活支援事業	102

第6章 計画の推進	105
第1節 計画の推進体制	105
資料	106
1. 計画策定の体制	106
(1) 障がい者施策推進協議会	106
(2) パブリック・コメント	106
2. 第3次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策 定に向けた会議の開催状況	107
3. 米沢市障がい者施策推進協議会条例	108
用語の解説	111

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

障がいのある人も障がいのない人も、一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことができる社会を実現する必要があります。

しかし、障がいのある人は心身機能の障がいだけでなく、社会的障壁※によってあたりまえの日常生活及び就学や就労などを含めた社会生活において、制限を受けてしまう状況が存在します。

障がいのある人が自分らしく社会で暮らすことができるようになるには、障がいのある人を理解し、尊重しながら、日常生活における支援や障害福祉サービスの提供を行うとともに、障がいのある人が日常生活において積極的に社会に関わっていくための環境を整備することなどにより、社会的障壁を取り除き、日常生活の選択肢を広げ、共に社会を構成する一員として等しく社会に参加できる環境を確保することが必要です。

国では障害者基本法※を始めとする障がい者福祉関連法令等の制定や改正により、障がいのある人の日常生活、文化活動、雇用、差別の解消等について、さまざまな政策が行われ、平成26年には障害者の権利に関する条約※の批准書が寄託され、平成28年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律※が施行されています。

本市においても、全ての市民が障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現に向け、平成31年4月に「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」※を施行しました。障がいのある人が自分らしく暮らすことができるよう生活を支援するとともに、障がいのある人に対する理解の浸透を図り、障がいのある人もない人も共に暮らしていける社会の実現を目指し、本計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

障がいのある人の自立及び社会参加のための支援等に関する施策等を定める障がい者計画と、障害福祉サービス体制の確保とそれに関する業務の円滑な実施について定める障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、共に障がいのある人に関する計画であることから、この3つの計画を合わせて策定し、本市における障がいのある人の生活支援等を行う施策を一体的に定める計画とします。

なお、障がい者計画は、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）第11条第3項に定められている市町村障害者計画、障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」※（平成17年法律第123号）第88条に定められている市町村障害福祉計画、障がい児福祉計画は、「児童福祉法」※（昭和22年法律第164号）第33条の20に定められている市町村障害児福祉計画です。

○障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画と他の計画等との関係

米沢市まちづくり総合計画



地域福祉計画



障がい者計画

障がい者のための施策に関する基本的な計画
理解の促進・生活支援・生活環境の整備・保健・教育・就労支援等）

障がい福祉計画

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく業務の円滑な実施に関する計画

＜内容＞

- ①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、種類毎の必要な見込量、種類毎の実施に関する事項
- ②指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類毎の必要な見込量の確保のための方策
- ③指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療、教育、雇用等の関係機関との連携に関する事項

障がい児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画

＜内容＞

- ①障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標、種類毎の必要な見込量に関する事項
- ②指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類毎の必要な見込量の確保のための方策
- ③指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療、教育等の関係機関との連携に関する事項

連携

・子育て・健康・教育・防災・防犯等の計画又は施策

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年とします。

ただし、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に係る第5章については、計画期間を3年とし、本計画の中間見直しの際に令和6年度から令和8年度までの数値目標及びサービス見込量等を定めます。

第4節 計画の対象者

市民生活は、当該個人だけでなく、隣人や同じ地域の人など、他の多くの市民と関わりがあり、障がいのある人の生活についても、同様に障がいのある、なしにかかわらず多くの人との関わりが必要です。

障がいのある人の生活支援等の充実を図るためには、障がいのない人の意識啓発等が必要であり、障がいのある人と同じように障がいを理解する必要があります。

これらのことから、本計画の対象を障がいのある人だけでなく、障がいのない人も含めた全市民を対象とすることとします。

なお、本計画では、「害」という字のマイナスの印象を考慮し、人や状態を表す場合の「障害」を「障がい」の表記に変更しています。

ただし、法令、制度に関する表記により「障がい」に変更することが適当でないものについては、変更しないこととします。

第5節 障がい者福祉に関する法制度等の動向

第2次障がい者計画策定（平成27年3月）以降には、次のような制度改正等が行われています。

- ① 障害者差別解消法の施行（平成25年6月制定、平成28年4月施行）
障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。
- ② 障害者の雇用の促進に関する法律（略称「障害者雇用促進法」）の改正
ア 平成25年6月公布、平成28年4月（一部平成30年4月）施行
雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮※の提供義務が求められるとともに、平成30年度から、障がい者法定雇用率※の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定された。

イ 令和元年6月公布、令和2年4月施行
障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定された。
- ③ 成年後見制度利用促進法の施行（平成28年4月制定、同年5月施行）
地域住民の需要に応じた成年後見制度※の利用の促進、地域における成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定された。
- ④ 発達障害者支援法の改正（平成28年6月制定、施行）
発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備（保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性）などが規定された。

- ⑤ 障害者総合支援法の改正（平成28年6月制定、平成30年4月施行）
障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。
- ⑥ 児童福祉法の改正
（平成28年6月制定、平成30年4月（一部平成28年6月）施行）
障がい児支援のニーズの多様化（重度の障がい児・医療的ケア児※など）にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。
- ⑦ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
（平成30年6月制定、施行）
障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。
- ⑧ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正
（略称「バリアフリー※法」）
（平成30年5月制定、同年11月（一部平成31年4月）施行）
高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組みの実施にあたり、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に留意すべき旨を明記した。
- ⑨ 米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例
（平成31年3月制定、同年4月施行）
全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現に寄与することを目的として、基本理念や施策の基本となる事項を定めた。

⑩ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

（略称「読書バリアフリー法」）（令和元年6月制定、施行）

視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指す。

⑪ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の公布
（令和2年6月12日公布、令和3年4月施行予定）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的なサービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じたサービス提供体制の整備等の推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の事項についての改正がなされた。

第2章 障がいのある人の現状と課題

第2章 障がいのある人の現状と課題

第1節 第2次障がい者計画の実施状況と課題

第2次障がい者計画（以下「第2次計画」とします。）は、「一人ひとりが分け隔てなく共に暮らせる社会」を基本理念に、5つの基本目標を定めて実施してきました。

基本目標ごとの事業等の実施状況と、そこから見えてきた課題をまとめると次のようになります。

基本目標1 障がいの理解の促進と福祉意識の向上

○実施状況

- ① 広報よねざわに、障がい福祉や障がいへの理解、障がいのある人との関わり方などに関する情報の掲載や折り込み等により、市民に対して周知啓発を行いました。
- ② 障がい者権利擁護研修会の開催や出前講座等により、障がい特性や合理的配慮等を通じて障がい者の権利擁護について学ぶ機会をつくるとともに、障がい者週間※に障がい者芸術作品展を開催し、障がいや障がい者への理解の促進を図りました。
- ③ 市職員や指定管理職員を対象に障がい者差別解消についての研修会を開催し、合理的配慮の提供を推進しました。
- ④ 親子ふれあい教室※やいこいの家※の運営支援を行いながら、障がいのある子どもとその保護者の交流の場を提供しました。
- ⑤ 障がい者スポーツ教室や芸術作品展を開催し、障がいのある人となない人との交流、障がい者の理解促進を図りました。
- ⑥ 障がい者施策推進協議会の委員について、一般公募により委員を募集し参加していただいたり、関連計画の策定や条例等の制定の際にパブリックコメント※を実施することにより、市民の意見を取り入れることができるよう努めました。

○課題

- ① 市民への障がい福祉や障がいへの理解を図るため、周知啓発をより一層充実させていく必要があります。

また、障がいのある人もない人もお互いに助け合いながら共生する社会をつくるため、障がいや障がいへの理解を促進させる取り組みの充実を図っていく必要があります。

- ② 障がいのある人とない人の交流の機会をより多く確保するとともに、その内容を充実させていく必要があります。

また、交流事業への多くの参加者を確保するため、広報等の周知を工夫しながら参加への呼びかけを行っていく必要があります。

基本目標2 生活支援の充実

○実施状況

- ① 各種事業や福祉サービスの案内については、年間を通してホームページに掲載したり、市の広報を活用しながら情報提供を行っております。
- また、毎年「障がい（児）者の福祉ガイド」や「障がい福祉サービスガイド」を作成し、来所相談や障害者手帳取得の際に配布したり、関係機関に配布することにより、障がい福祉サービスの情報提供を行っております。
- ② 自立支援給付費の適正な給付により、障がいのある人の心身の特性に応じ、自ら選択した場所に居住し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援しております。
- ③ 自立支援医療費の支給により、医療行為を必要とする障がいのある人について、その医療費の負担軽減を図っております。
- ④ 地域生活支援事業等の実施により、障がいのある人の在宅生活を支援するための各種サービスを適正に提供し、在宅生活の向上と利用料等の負担軽減を図っております。
- ⑤ 移動支援事業※や日中一時支援事業※、福祉タクシー利用助成事業、自動車燃料費助成事業を実施し、障がいのある人の社会参加の促進や生活圏の拡大を図っております。
- ⑥ 障がいのある人やその家族、支援者等からの様々な相談に対応するため、障がい者相談支援事業所を2か所、障がい者相談員を15名配置し、的確かつ迅速な対応を行っております。

また、相談支援事業所定例報告会や相談支援員研修会を開催し、相談支援を行う者同士の情報交換や共有、相談技術の向上を図っております。

さらに、計画相談支援事業所を指定し、相談支援専門員が一人ひとりのニーズに応じた障がい福祉サービスをコーディネートすることにより、

生活の質の向上を図っております。

- ⑦ 成年後見制度利用支援事業を実施し、成年後見等の申し立てが困難な場合に市が代わって申し立てを行うとともに、後見人等の報酬を負担することが困難な場合に助成を行っています。

また、障がい者権利擁護研修会を開催し、障がい者に対する権利の擁護や侵害等についての理解を促進しております。

- ⑧ 基本健康診査や特定健康診査等を実施し、障がいの原因となる生活習慣病の早期発見や早期治療を図っております。

また、障がい者就労事業所に呼びかけ、利用者の受診を促しております。その他、妊婦検診や乳幼児健診の実施により、障がいの早期発見や早期療育を図っております。

- ⑨ 障害福祉サービスを利用する場合に必要な支給決定を行うため、審査会の運営や認定調査などを実施し、適切な認定事務を推進しております。

○課題

- ① 障がい福祉サービスを必要としている方に対し、情報が得やすい提供方法について検討し、実施していく必要があります。
- ② 社会情勢の変化のニーズに応じて、必要かつ適正なサービスの提供に努めていく必要があります。

また、ニーズに対応するサービスを提供できる体制が不足していることから、サービス提供体制の充実を図る必要があります。

- ③ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制等、地域生活支援拠点※等の整備を進めていく必要があります。

- ④ 障がい福祉サービスの需要に対し、相談支援専門員※が少ないため、その確保を図っていく必要があります。

また、障がいのある人及びその家族の問題が多様化しており、関係機関との情報共有や支援等の連携をより強化していく必要があります。

- ⑤ 市民に対する権利擁護や成年後見制度の理解を深め、周知と活用を図っていく必要があります。

- ⑥ 健康診査の受診率が低い状況にあり、受診勧奨やSNSを活用した周知等により、受診率を向上させていく必要があります。

また、保護者に気づきを促しながら、適切な相談につなげていくために保護者に寄り添った継続的な支援を行うとともに、発達に心配のある子どもが、適切な時期に相談が受けられるように支援していく必要があります。

基本目標3 安心・安全生活の確保

○実施状況

- ① 市公共施設について、各施設の改修や補修等に合わせてバリアフリー化を進めております。また、市民バスの更新の際は、交通バリアフリー法に基づく車両の導入を進めております。
さらに、市役所新庁舎の建設にあたり、障がいのある人からの意見を取り入れながらバリアフリーの導入等を進めております。
- ② 声の広報発行事業※を実施し、視覚に障がいのある希望者に音声による市広報の情報提供を行っております。
- ③ 警察や消費生活センター、相談支援事業所等との情報共有や連携を図りながら、障がいのある人が関わる犯罪や消費者被害の未然防止に努めております。
- ④ 避難行動要支援者支援事業において、災害発生時等に自ら避難することが困難な障がいのある人に対し、避難支援制度への登録勧奨を行いながら、地域で支え合う体制の構築を推進しております。
また、災害時の避難行動に支援を必要とする住民の情報を集約した名簿を作成し、関係機関で即座に利用できる体制を整備しております。
- ⑤ 市内の障がい福祉施設3か所（2団体）と協定を締結し、障がいのある人の福祉避難所※を確保しております。
- ⑥ 障がい者虐待防止相談員を配置し、虐待の通報や相談の対応、事実確認の実施、虐待の防止に必要な指導や助言等を行いながら虐待の未然防止を図っております。
- ⑦ 司法手続きが必要な手話通訳を必要とする障がいのある人について、意思疎通支援事業※により手話通訳者※等の設置、派遣を行うことができる体制を整備しております。

○課題

- ① 市民や民間事業者に対し、障がいや障がいのある人への理解を深めていただくことにより、施設や情報のバリアフリー化の理解を促進していくための周知啓発等に取り組んでいく必要があります。
- ② 障がいの特性等により、犯罪行為を犯す障がいのある人への支援技術の向上を図るための取り組みを行っていく必要があります。
また、障がいのある人が消費者被害に遭わないように、支援者等が必要な情報を伝達する技術を向上させるための取り組みを行っていく必要があります。
- ③ 災害時の支援体制を整備したものについて、それらを実効性のあるも

のにしていくための具体的な取り組みを行っていく必要があります。

- ④ 潜在的な虐待と思われる事案や不適切な対応が依然として散見されることから、虐待の未然防止の周知啓発を強化し、障がい者虐待の防止の理解や気軽に通報、相談ができる環境を整えていく必要があります。
- ⑤ 要約筆記をはじめとする意思疎通が困難な障がいのある人のコミュニケーション手段を確保していくための取り組みや、支援者の養成を行っていく必要があります。

基本目標4 支援ネットワークの構築と支援者等の育成

○実施状況

- ① 米沢市地域自立支援協議会※を開催し、関係機関で障がいのある人の現状や課題の把握、情報交換を行うなどの連携を図りながら、障がいのある人の日常生活や社会生活、生活環境等の向上を図るための取り組みを推進しております。
- ② 障がい者支援室※を中心に、市の関係各課や関係機関との情報共有や連携を図りながら、障がいのある人の成長過程や生活環境等に区別されない一貫した支援ができる体制を整えております。
- ③ 意思疎通支援事業により手話奉仕員※養成研修会を開催し、手話通訳をボランティアで行う人材の育成を行っております。
- ④ 障がい者支援団体に対して補助金を交付し、活動の支援を行っております。また、障がい者支援団体が各地区コミュニティセンター等を使用する際に、使用料を減額又は免除し、その活動を支援しております。

○課題

- ① 協議された内容が、障がいのある人の支援に直接生かされるように、関係機関との連携をより密にし、支援が展開される体制を整備していく必要があります。
- ② 障がいのある人のそれぞれのライフステージの変化に応じ、支援がスムーズに進められるように関係機関の情報共有や引き継ぎ等の連携をより一層図っていく必要があります。
- ③ ボランティアセンターと連携を図りながら、障がいのある人のニーズに応じた多様なボランティアの支援や育成を行っていく必要があります。

基本目標5 教育と就労の推進

○実施状況

- ① 適応指導員や適応指導補助員等を配置し、障がいの特性に応じた指導を行なっております。また、不登校対策専門員や適応指導員による生徒及びその保護者に対する教育相談を行いながら、教育の支援にあたっております。
- ② 特別支援教育コーディネーター養成研修会を実施し、その役割や合理的配慮等の考え方、具体的な指導支援の在り方について研修を行いながら、コーディネーターの養成を行っております。
- ③ 障がい児保育事業、障がい児保育対策事業等により、障がいのある子どもの受け入れに伴って保育士の増員を行っている保育所等に対して補助金を交付し、その運営と障がいのある子どもの適切な保育環境の確保を図っております。
- ④ 放課後児童クラブ※障がい児受け入れ推進事業により、障がいに関する専門知識を有する指導員を配置している放課後児童クラブに対し、補助金を交付し、その運営と障がいのある子どもの健全な発達を図っております。
- ⑤ 就学前の障がいのある子どもについて、日常生活の指導及び集団生活の訓練などを行い、社会生活への適応能力の向上を図るため、児童発達支援事業を実施しております。
- ⑥ 障がい者就労施設等の施設外就労訓練の場として、市庁舎の一部を提供し、障がいのある人の技能向上を支援しております。
- ⑦ 「米沢市障がい者就労施設等からの物品調達方針」に基づき、障がい者就労施設等で授産された製品の購入及び役務の提供を推進するとともに、市ホームページ等で市民に対して提供物品、役務等の情報を発信しながら販売等を推進しております。
- ⑧ 市において障がいのある人を雇用し、障がいのある人の就労を促進しております。

○課題

- ① 特別に支援を必要としている生徒の見立てができる人員の配置や設備等について検討を進めていく必要があります。
また、通常の学級の教員等にも基礎的な特別支援教育※を学ぶとともに、幼稚園や保育所との連携を図っていく必要があります。
- ② 障がいのある子どもの受け入れにあたり、対応する専門性のある職員の確保が課題となっており、その職員を確保し、障がいのある子どもの親

が安心して就労しながら子育てできる環境を整備していく必要があります。

- ③ 民間事業者に対し、障がいや障がいのある人の理解を深め、障がいのある人の雇用意識の醸成を図るための周知啓発を関係機関と連携しながら進め、雇用を促進させていく必要があります。

障がいのある人の就労を定着させるため、民間事業者に対し、障がいの特性に応じた業務の配分等について配慮がなされるように、関係機関と連携しながら働きかけを行っていく必要があります。

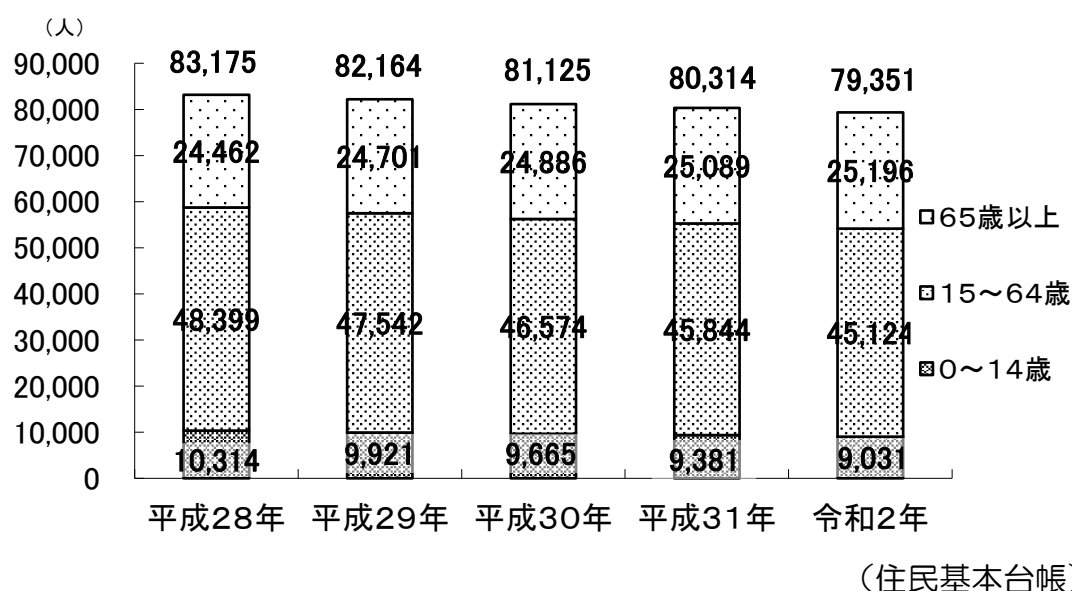
第2節 統計から見る状況

1. 人口等

総人口は減少しておりますが、65歳以上は増加傾向にあります。

また、身体障害者手帳※は65歳以上の方、療育手帳※及び精神障害者保健福祉手帳※は15歳から64歳までの方において、それぞれ所持者の割合が高く、障害者手帳※所持者の約7割が身体障害者手帳を所持している状況です。

(1) 年齢区分別人口の推移（各年4月1日現在）



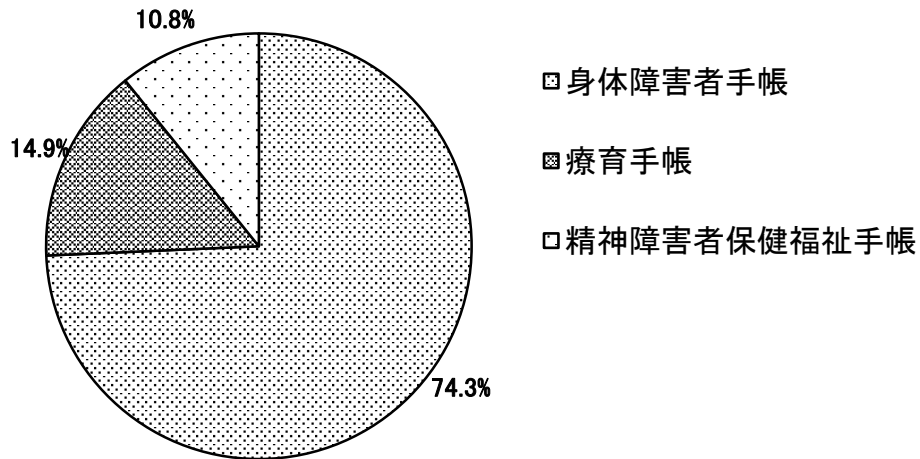
(2) 市の人口に占める障害者手帳の所持者数の割合

（令和2年4月1日現在）

	米沢市 人口 (A)	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者	合計 (B)	(B) / (A)
15歳未満	9,031	48	53	0	101	1.1%
15～64歳	45,124	765	516	408	1,689	3.7%
65歳以上	25,196	2,616	119	91	2,826	11.2%
計	79,351	3,429	688	499	4,616	5.8%

（社会福祉課）

(3) 障害者手帳の種類（令和元年3月31日現在）



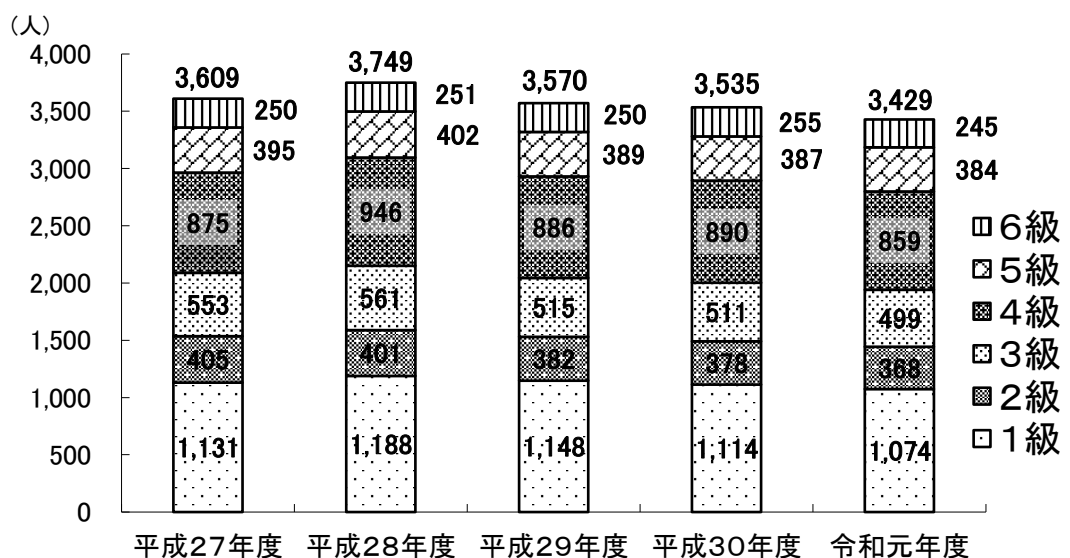
（社会福祉課）

2. 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の数は約 3500 人程度で推移しており、1 級が最も多く、次点で 4 級が多くの割合を占めています。

また、障がいの内容を見ると、ほとんどが肢体不自由と内部障がい※となっています。

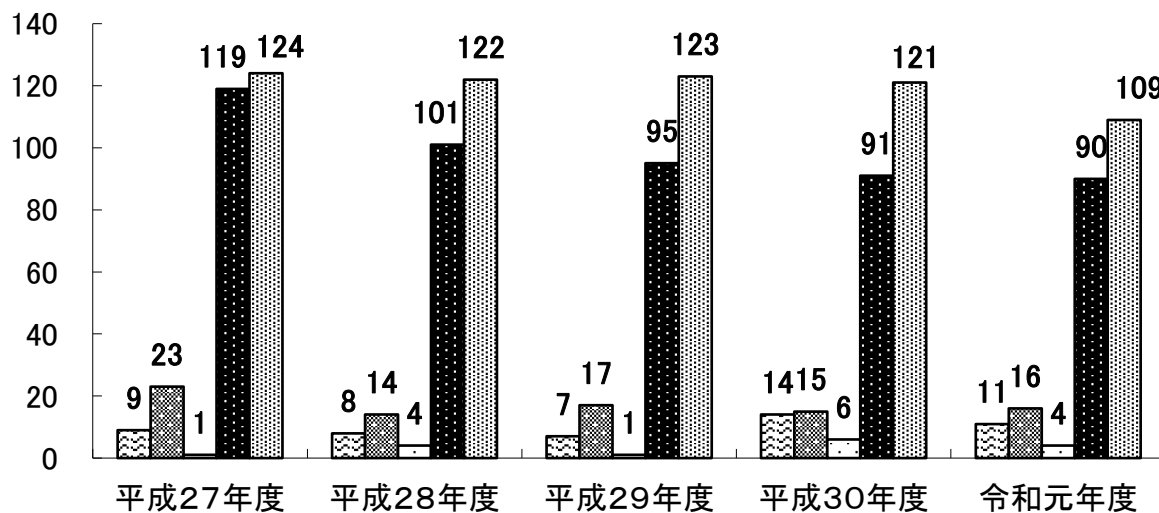
(1) 身体障害者手帳所持者の推移



(社会福祉課)

(2) 身体障害者手帳の交付数の推移

(件) □視覚障がい ■聴覚平衡機能障がい □音声言語そしゃく機能障がい ■肢体不自由 □内部障がい

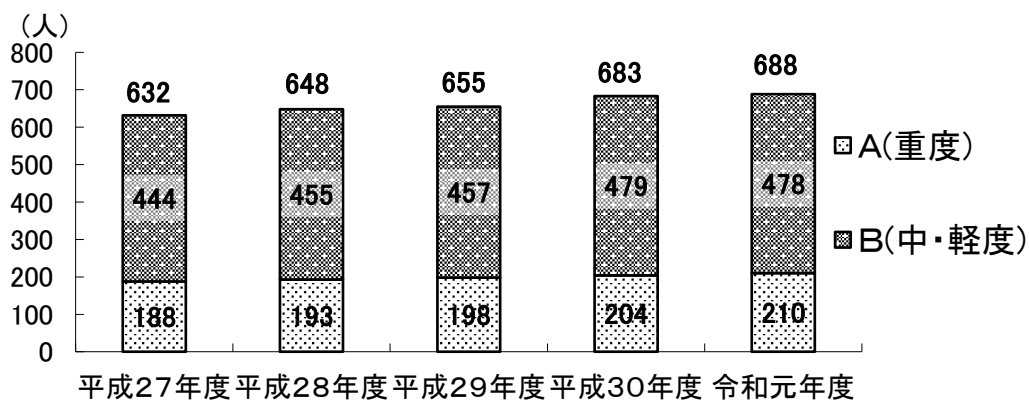


(社会福祉課)

3. 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者はA(重度)、B(中・軽度)ともに年々増加しています。

(1) 療育手帳所持者の推移



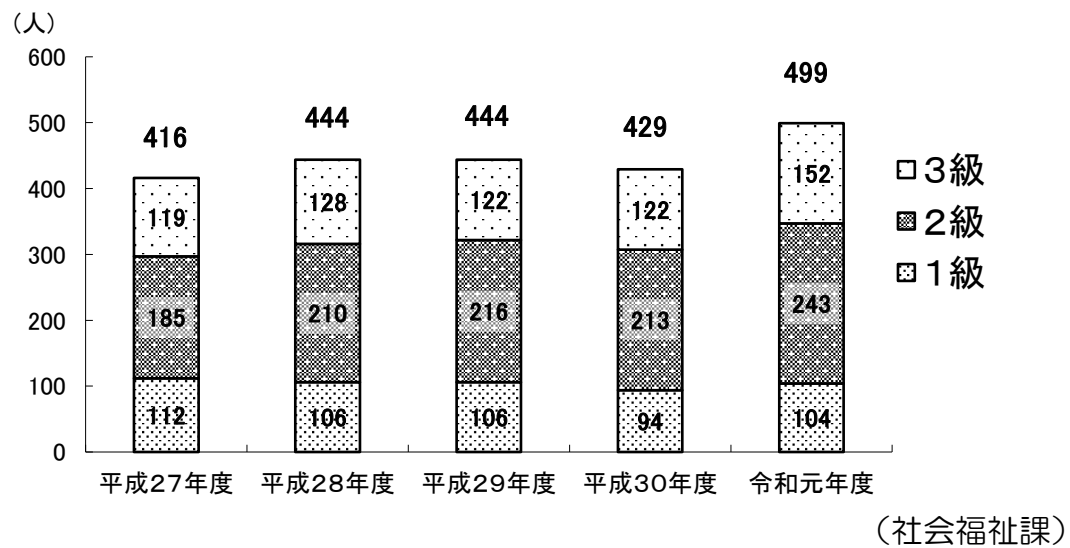
(社会福祉課)

4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、2級、3級が増加しています。

また、自立支援医療費（精神通院）※受給者数も増加しています。

（1）精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



（2）自立支援医療費（精神通院）受給者数の推移

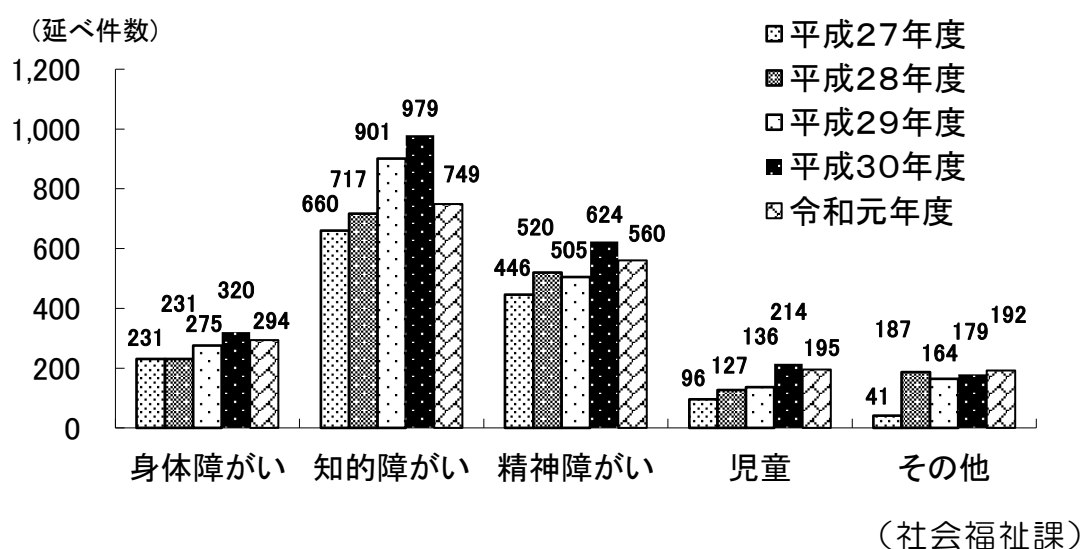
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人数	1,148	1,110	1,208	1,269	1,356

（社会福祉課）

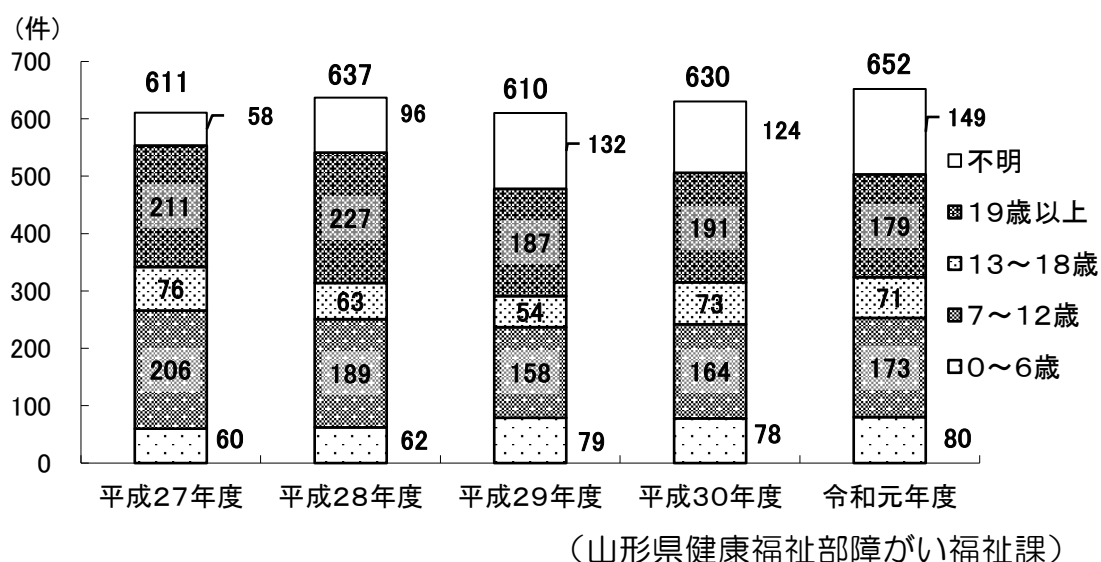
5. 相談支援の状況

市内障がい者相談支援事業所※の相談件数は平成30年度が最も多く、特に知的障がい者の相談件数が多くなっています。

(1) 市内相談支援事業所における相談支援件数



(2) 山形県発達障がい者支援センター※相談延件数



6. 就学の状況

市内特別支援学級※及び特別支援学校※に就学する児童は増加傾向にあり、生徒は40人程度で推移しています。

また、特別支援学校卒業後は、ほとんどの生徒が福祉サービスを利用しています。

(1) 特別支援学級の状況（小学校：各年5月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
設置校数(校)	14	14	13	14	15
学級数(級)	30	29	28	30	31
児童数(人)	76	76	78	84	82

（学校教育課）

(2) 特別支援学級の状況（中学校：各年5月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
設置校数(校)	8	8	8	8	7
学級数(級)	18	18	16	15	15
生徒数(人)	49	43	43	38	44

（学校教育課）

(3) 市内特別支援学校の米沢出身児童生徒数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
本校	小学部	15	18	22	22	25
	中学部	13	16	12	11	9
	高等部	29	32	41	37	39
やまなみ学 園分教室	小学部	1	0	0	0	0
	中学部	1	2	2	1	0
訪問教育 (病院、家 庭、施設)	小学部	2	2	1	1	2
	中学部	1	0	1	1	1
	高等部	3	4	1	1	0
計		65	74	80	74	76

(山形県立米沢養護学校)

(4) 市内特別支援学校卒業後の進路

	平成 27 年度卒	平成 28 年度卒	平成 29 年度卒	平成 30 年度卒	令和元 年度卒
福祉サービス利用	19	18	21	16	21
一般就労	1	2	4	10	3
進 学	0	0	0	0	0
在 宅	1	1	0	0	1
計	21	21	25	26	25

(山形県立米沢養護学校)

7. 就業の状況

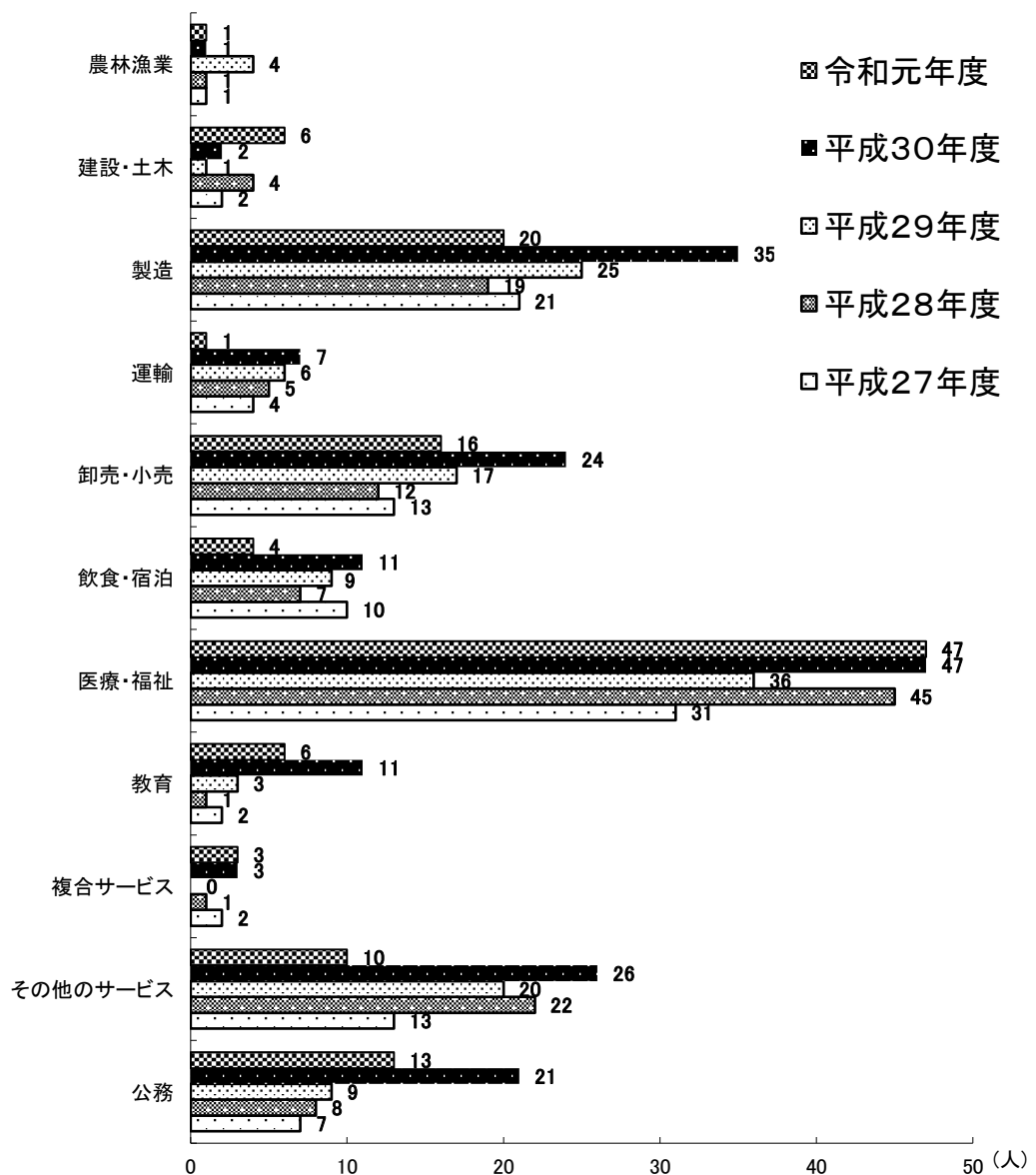
障がいのある人の就業先は、医療・福祉産業が多くなっています。

また、企業の障がい者雇用率達成状況を見ると、達成している企業数は少しずつ増えており、就業している障がい者数も増加傾向にあります。

さらに、精神障がい者、身体障がい者、知的障がい者の順で求職者数が多く、年齢別に求職者数を見ると、60歳以下では精神障がい者、61歳以上では身体障がい者が多くなっています。

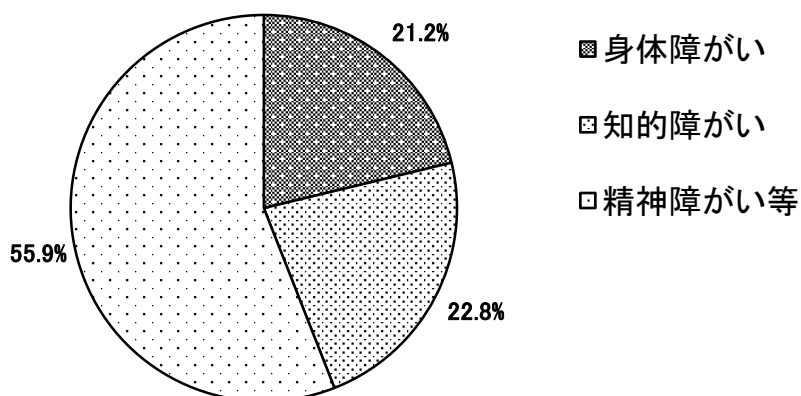
※米沢公共職業安定所の集計においては、精神障がい者の数に発達障がい者等の数が含まれています。

(1) 障がい者産業別就職状況（米沢管内）



（米沢公共職業安定所）

(2) 障がい別就職状況（令和元年度米沢管内）



（米沢公共職業安定所）

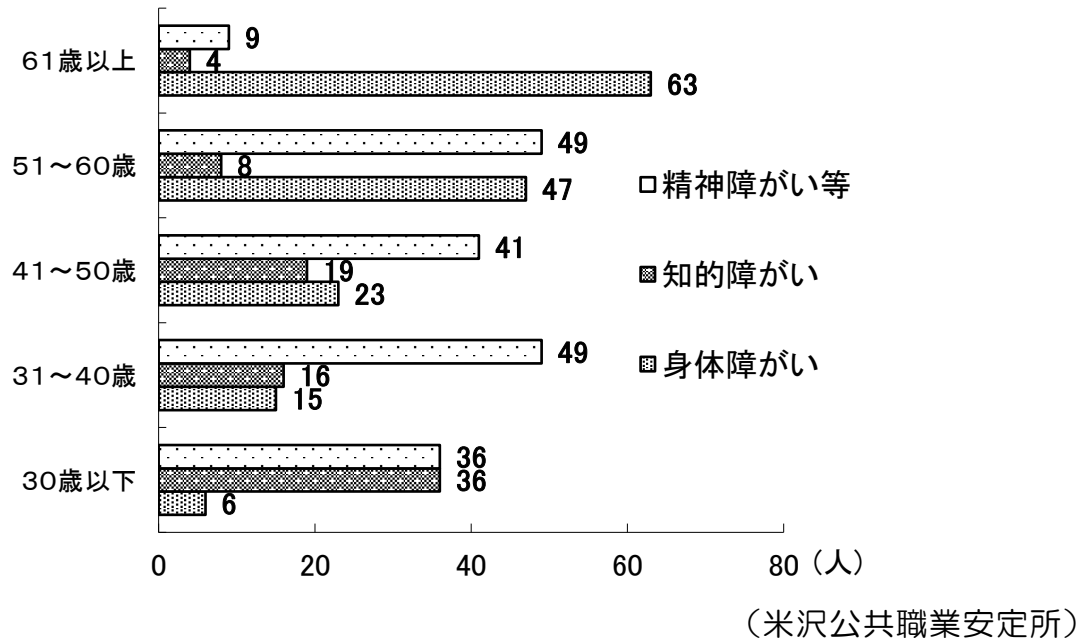
(3) 障がい者の雇用率（米沢管内）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
障がい者雇用対象企業数	130	124	125	144	145
労働者数	17978.5	17602.5	17708.5	18850.5	18801.5
雇用障がい者数	320.5	309.0	320.5	328.5	351.5
障がい者雇用率	1.78	1.76	1.81	1.74	1.87
障がい者法定雇用率達成企業数	71	73	71	68	77
障がい者法定雇用率達成企業率	54.6	58.9	56.8	47.2	53.1

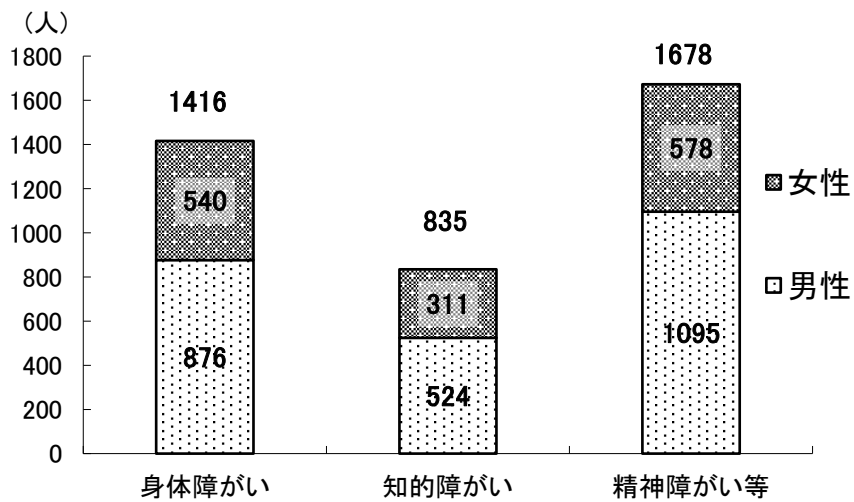
（米沢公共職業安定所）

※障害者の雇用の促進等に関する法律により、障がい者数の算定において、労働時間が週20時間以上、30時間未満の者は0.5人となる。

(4) 求職登録者の年齢別状況（令和2年11月現在）



(5) 障がい者の求職登録状況（令和2年11月現在）



※毎月の有効登録者数の累計

（米沢公共職業安定所）

第3節 障がい福祉に関する実態調査結果から見る状況と課題

アンケート調査の概要

ア. 目 的

現在の障がい者福祉に関する課題等を把握するとともに、今後の意向等を調査し、第3次米沢市障がい者計画、第6期米沢市障がい福祉計画及び第2期米沢市障がい児福祉計画の策定及び障がい者福祉施策の推進に役立てる。

イ. 調査対象

○障がい者

- ・身体障害者手帳所持者
- ・療育手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者

○市民（各種障害者手帳所持者を除く）

ウ. 調査期間

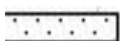
令和2年1月～令和2年2月

エ. 調査票の送付数と回答状況

調査票の種類	送付数	回答数	回答率
障がい者アンケート	1,500	875	58.33%
市民アンケート	1,500	601	40.06%

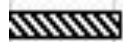
オ. グラフについて

次ページ以後のグラフについては、

1 段目：全体 

2 段目：身体 

3 段目：知的 

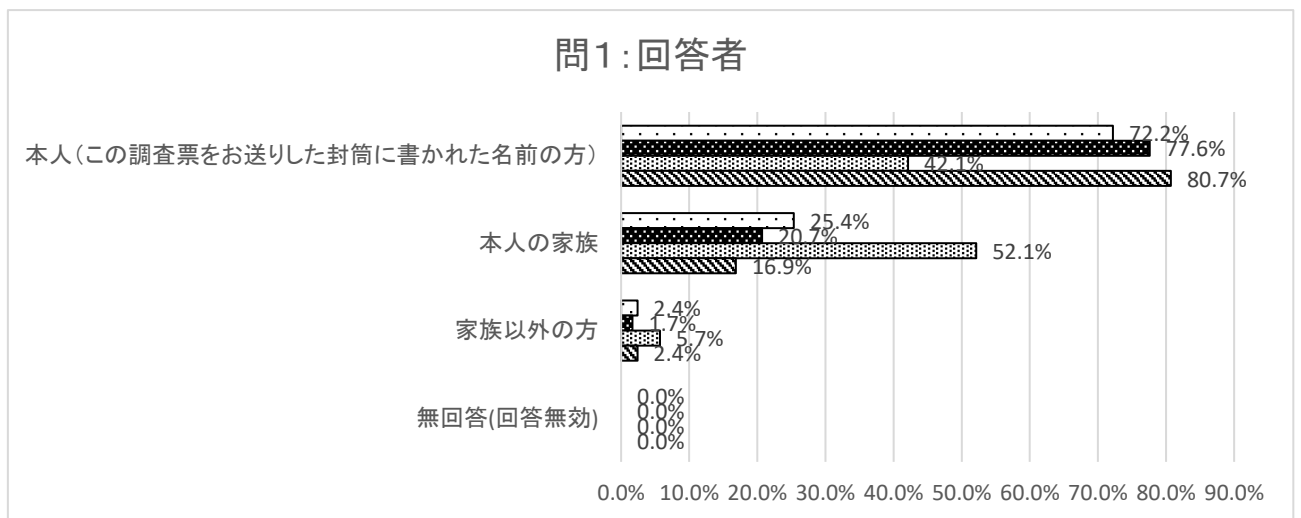
4 段目：精神 

の割合を示しています。

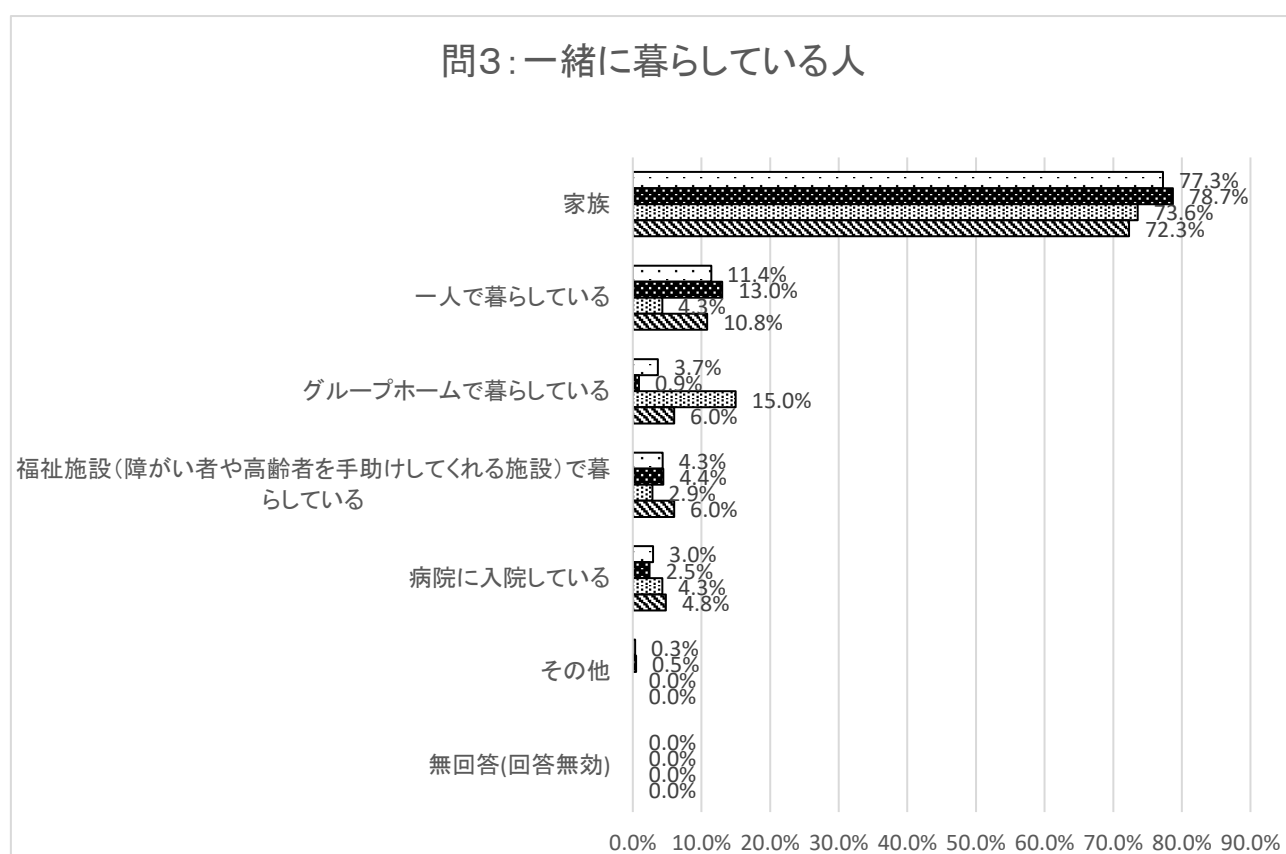
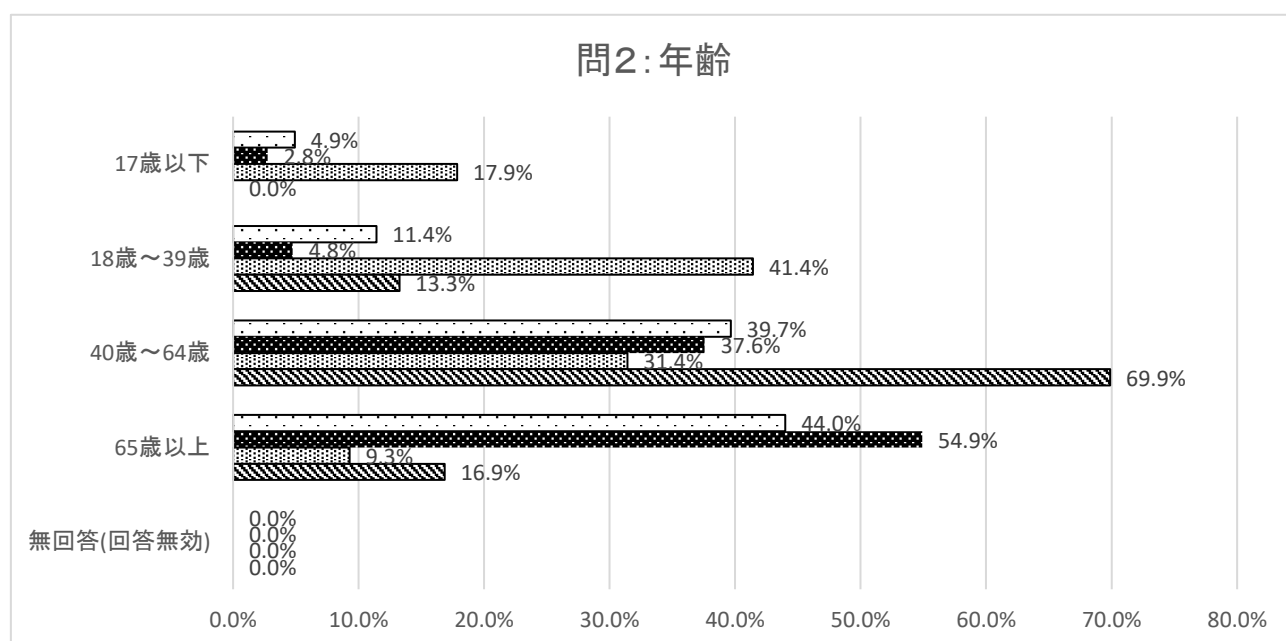
2. 障がい者アンケート調査結果から見る状況

(1) 回答者の年齢、家族などについて（問1～問6）

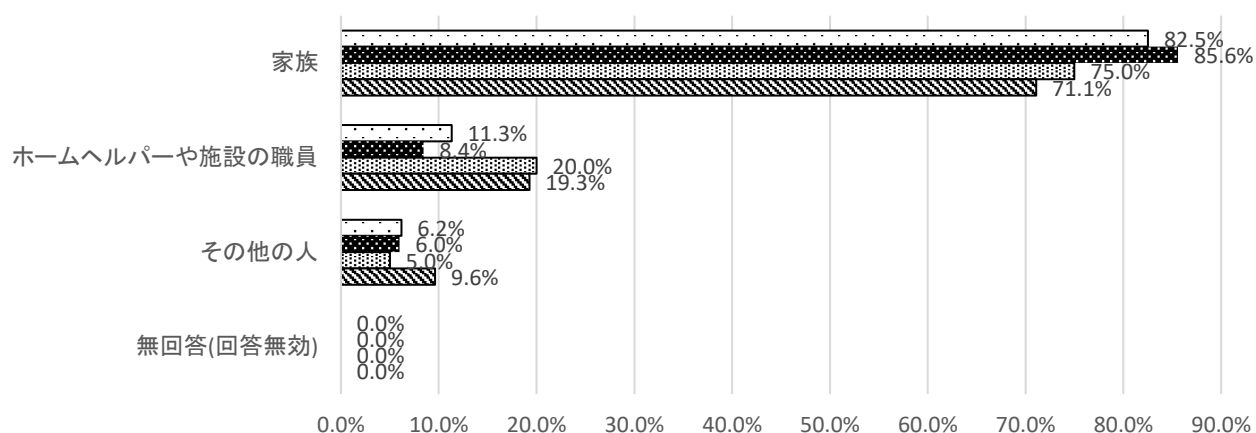
- 回答者の年齢について、知的障がい者の回答者の年齢層は「18～39 歳」の項目が一番高く、比較的若いことが考えられるが、精神障がい者は「40～64 歳」の割合が 69.9%、身体障がい者は「65 歳以上」の割合が 54.9%であり、精神と身体の手助けの回答者の年齢層が高いことが伺える。
- 障がい者の暮らしについて、家族と一緒に暮らしている方がどの障がい種別も7割以上で最多だった。グループホームで暮らしている方はほかの障がい種別と比較して、知的障がい者の割合が高かった。
- 一番手助けをしてくれる家族の年代は 57.6%が 60 代以上で、介護者の高齢化が伺える。特に精神障がい者を手助けする家族の 70 代の割合が 32.3%と、ほかの障がい種別と比較して高い。手助けを行う家族の健康がよくないと回答した方は全体で 15.4%おり、精神障がい者を手助けする家族において、「よくない」と答えた割合が 23.7%で最も高い。



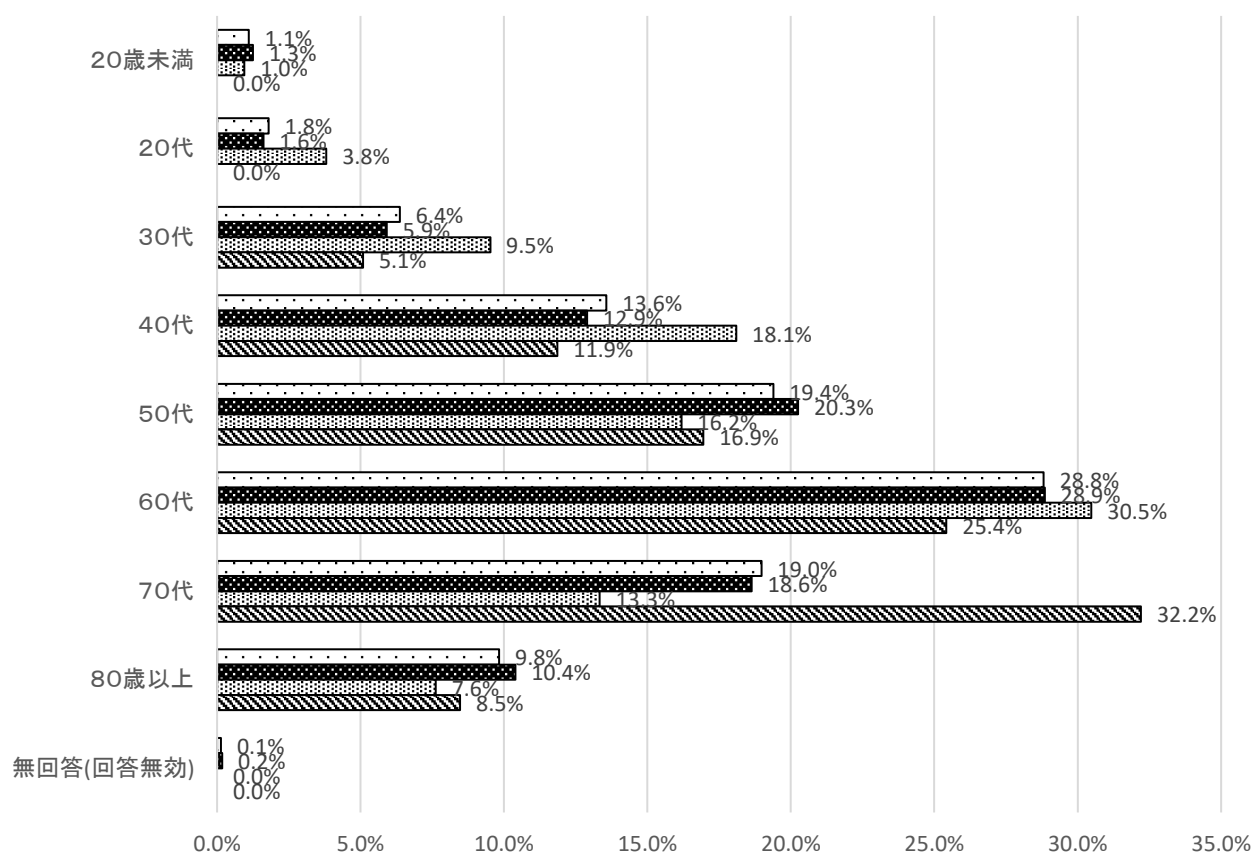
第2章 障がいのある人の現状と課題

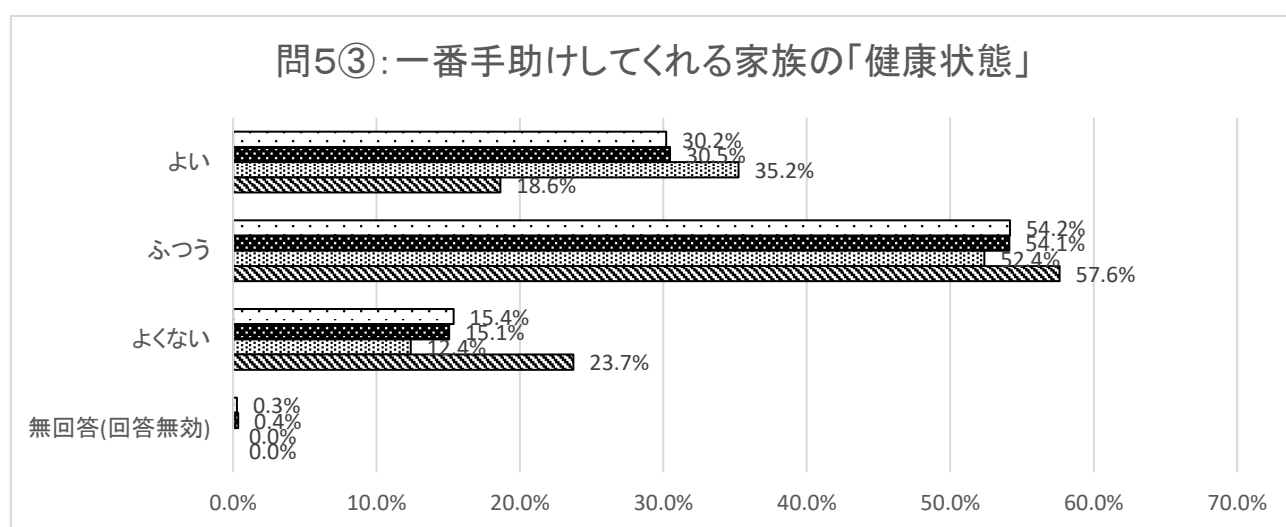
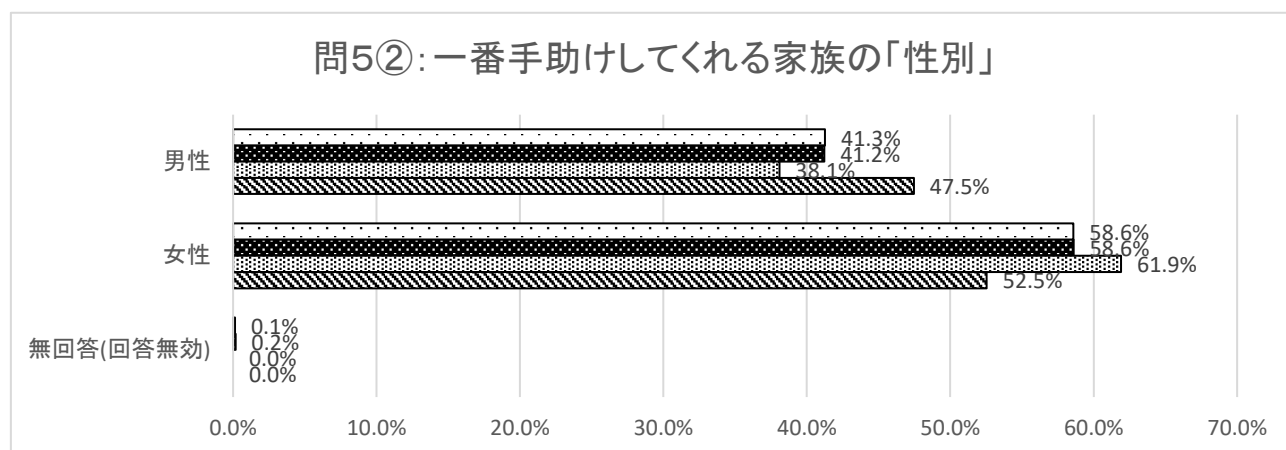


問4:一番手助けしてくれる人

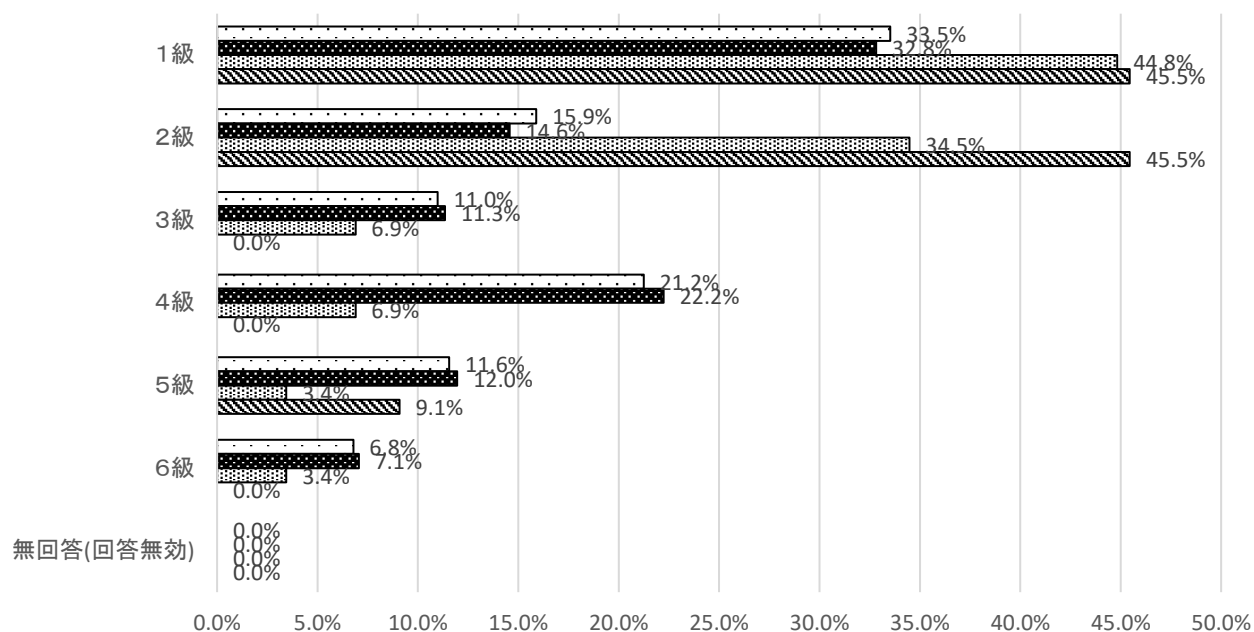


問5①:一番手助けしてくれる家族の「年齢」

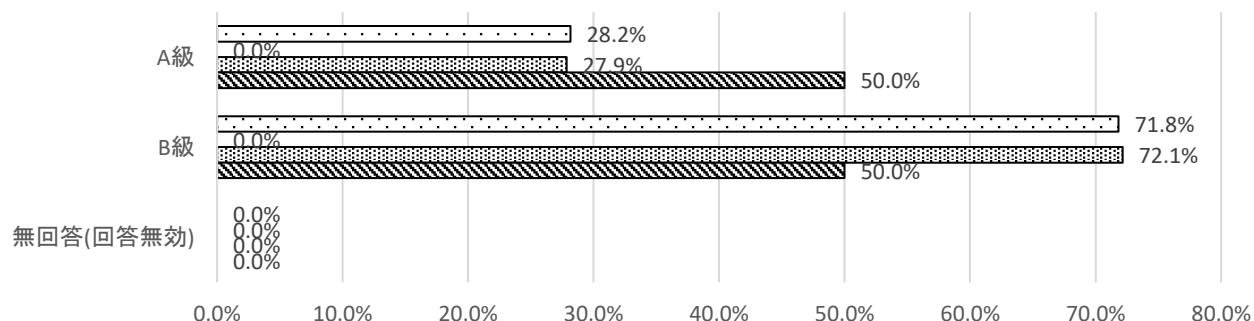


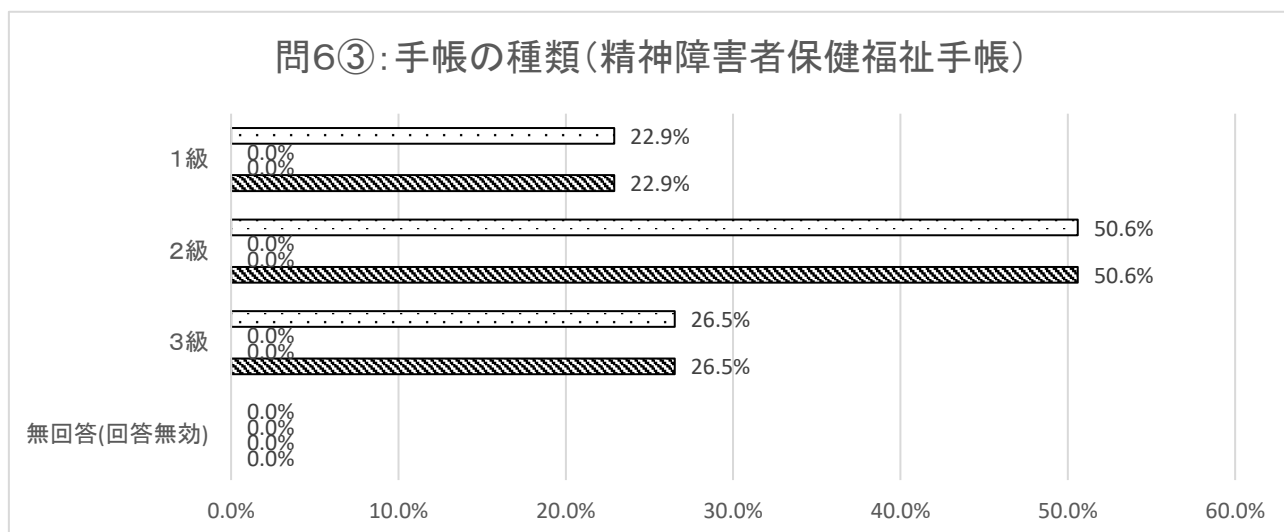


問6①:手帳の種類(身体障害者手帳)



問6②:手帳の種類(療育手帳)



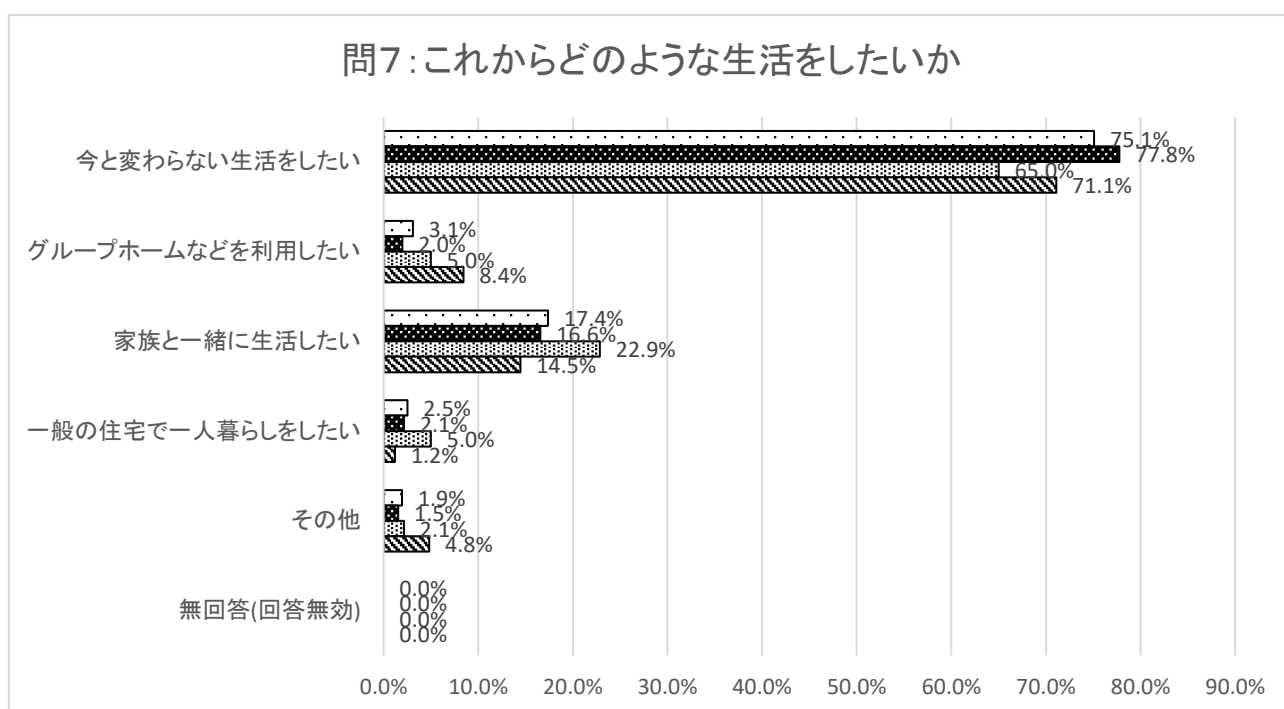


(2) 住まいや暮らしについて(問7～問18)

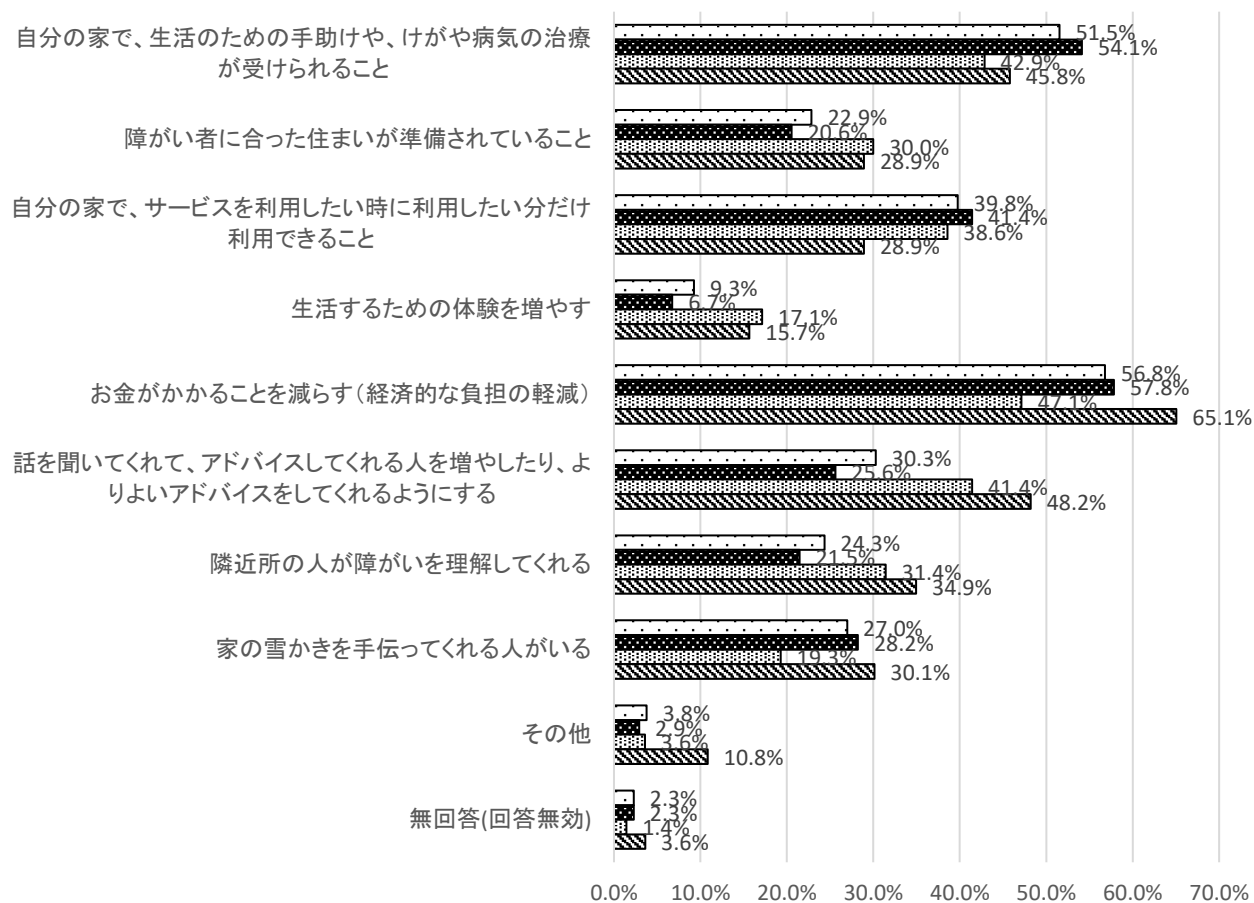
- 「これからどのような生活をしたいか」について、ほぼ7割の方が「今のまま生活したい」と回答している。「家族と一緒に生活したい」と回答した方は全体で17.4%、知的障がい者の割合が22.9%と高い。
- 「どのような手助けが必要か」については、「お金がかかることを減らす(経済的な負担の軽減)」と回答した方がどの障がい種別でも5割近く最も多かった。次点で「自分の家で生活のための手助けや、けがや病気の治療がうけられること」に回答した割合が高かった。
- 「外出の目的」について、「職場へ行く・学校へ行く・施設へ行く」と回答した知的障がい者の割合が81.4%で突出して高かった。日中に学校や福祉施設に行っている方が多いためであると考えられる。
また、「病院へ行く」と回答した割合は身体・精神障がい者の方は7割近いが、知的障がい者は4割程度と差が見られた。「買い物に行く」と回答した方の割合はどの障害種別も7割程だった。
- 「外出する時に困ること」について、「利用できる電車(列車)やバスが少ない・まったくない」と答えた割合がどの障がい種別も約25%の割合を占めており、種別に関わらない困りごとと考えられる。「出かけるのにお金がかかる」と答えた精神障がい者の割合がほかの障がい種別と比べて約20%高かった。「困ったときにどうすればいいのか心配」の項目は知的と精神が約3割で比較的高い割合を占めている。
- 「平日の日中の主な過ごし方」について、「一般企業等で仕事をしてお金を得ている」と答えた方が全体で約2割、知的障がい者については17.9%

で他と比較して低かった。一方で「福祉施設・作業所に通っている」と回答する知的障がい者の割合が47.1%と高かった。「家で掃除や洗濯などの家事をしている」と答えた方は、身体障がい者の方が29%で高い割合を占めた。「特に何もしていない」の回答には身体障がい者が22.7%、知的障がい者が3.6%、精神障がい者が14.5%だった。

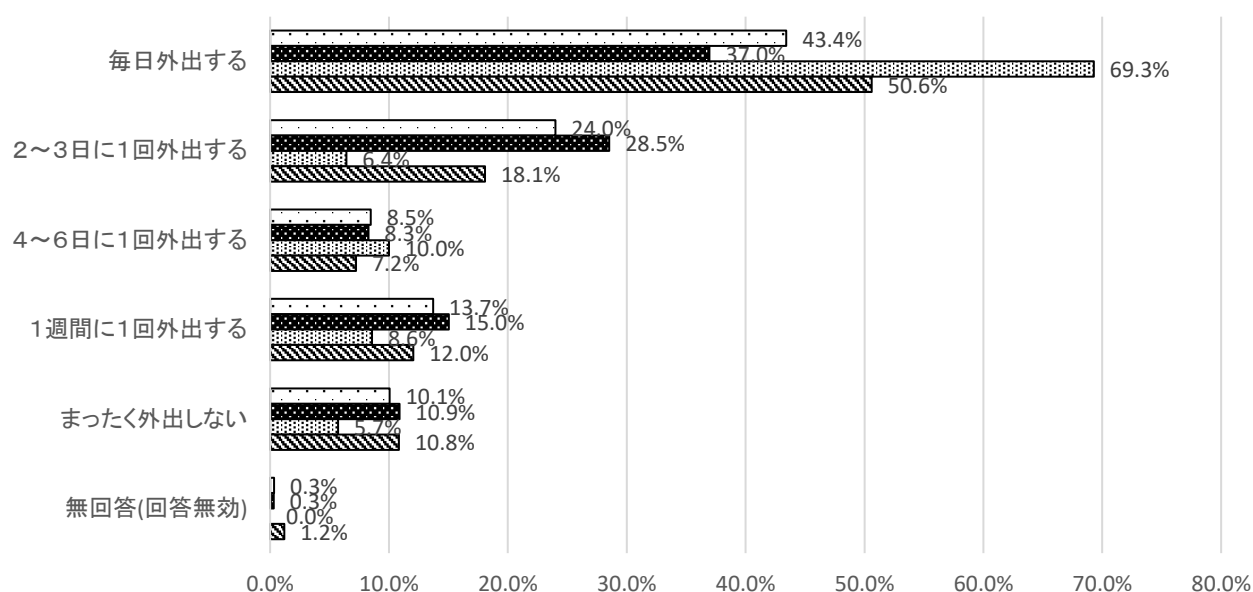
- 「どのような働き方をしているか」について、正規職員として働くのは身体障がい者の割合が36.2%で最も高く、非正規職員として働くのは知的・精神障がい者が約6割と割合が高い結果となった。
- 「一般企業で仕事をしたいか」については、「仕事はできない」と答えるものが全体で50.7%と高かった。一方、「一般企業等で仕事をするための訓練を受けたいか」の問いに対しては、「訓練を受けたい」と回答する割合が全体で46.5%と高く出ている。
- 「仕事をするための必要な手助け」については、「一緒に働く人が障がいをわかっている」「職場で手助けが受けられる」の項目がどの障がい種別でも5割、6割近くを占めて高い割合だった。



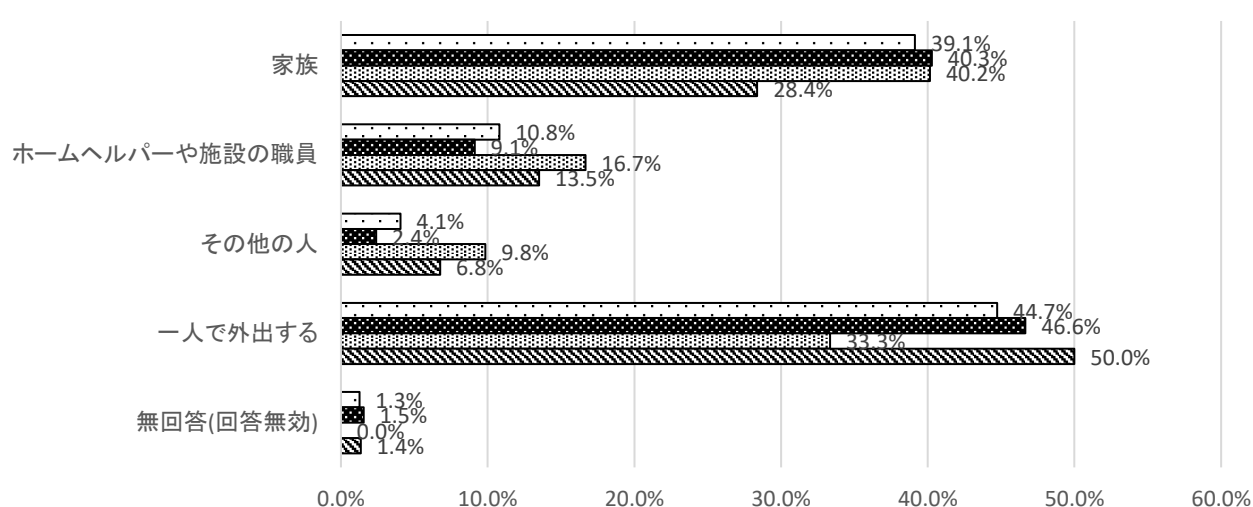
問8：地域で生活するための手助け（複数回答）

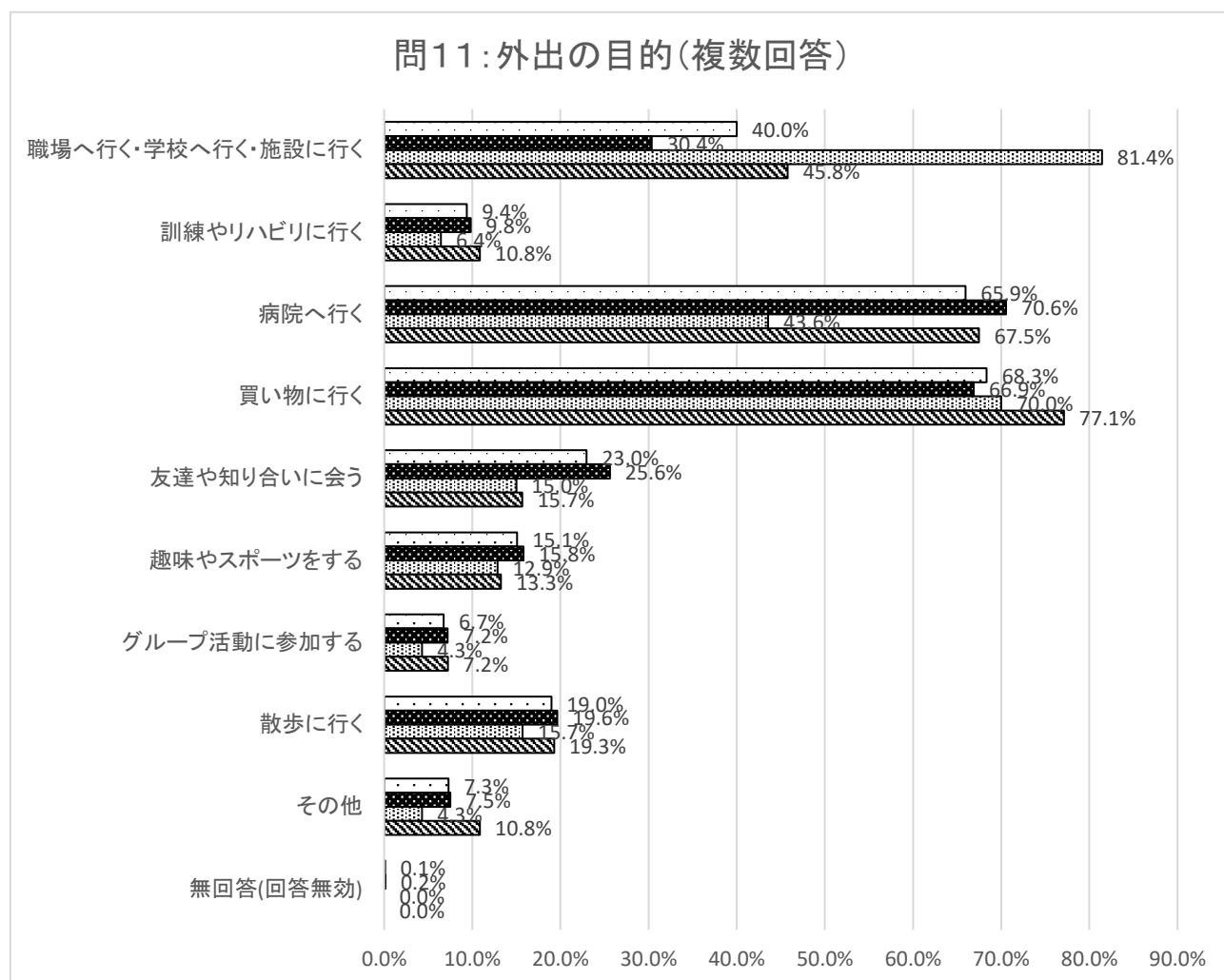


問9:1週間の外出の頻度

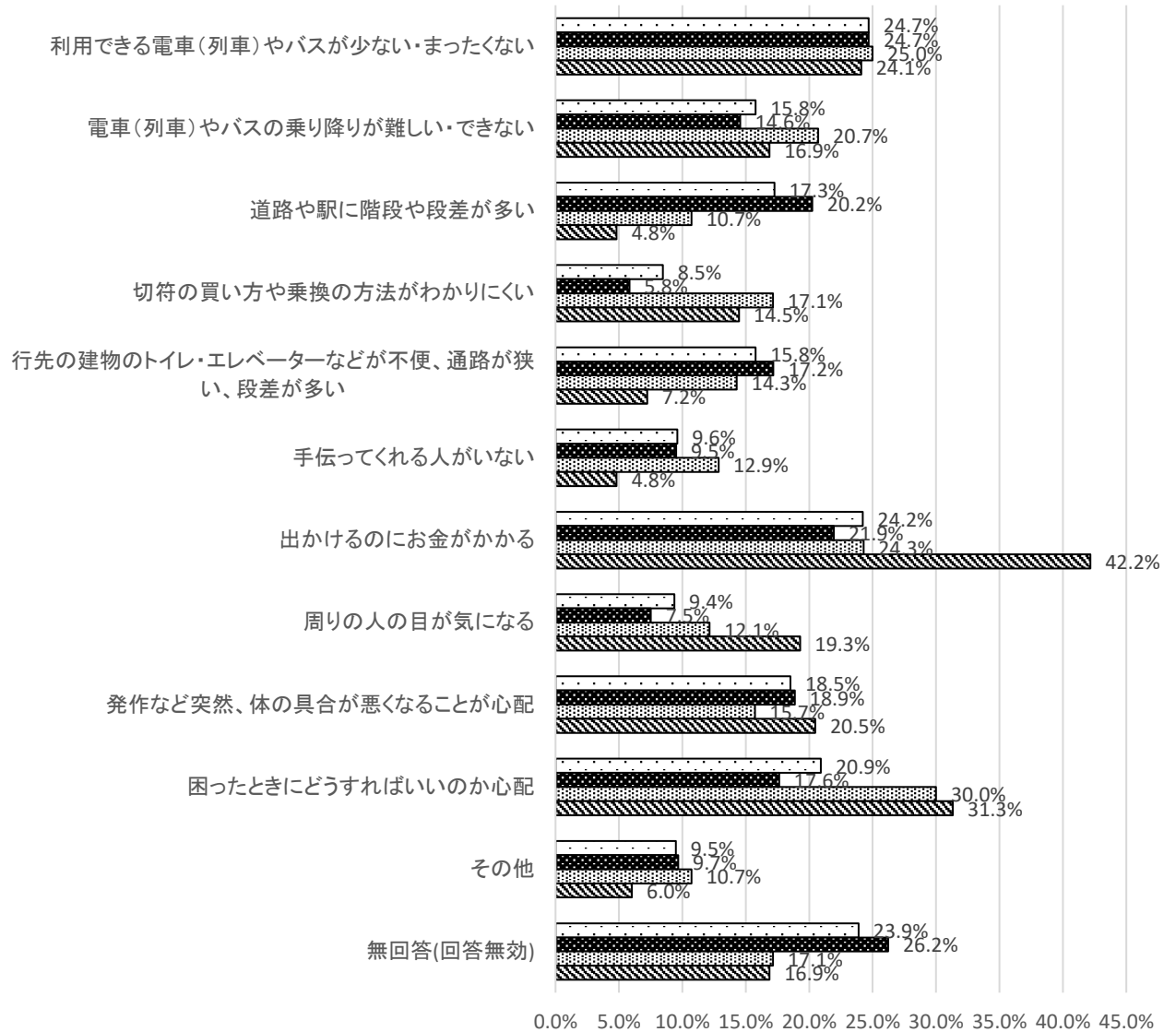


問10:主に一緒に外出する人

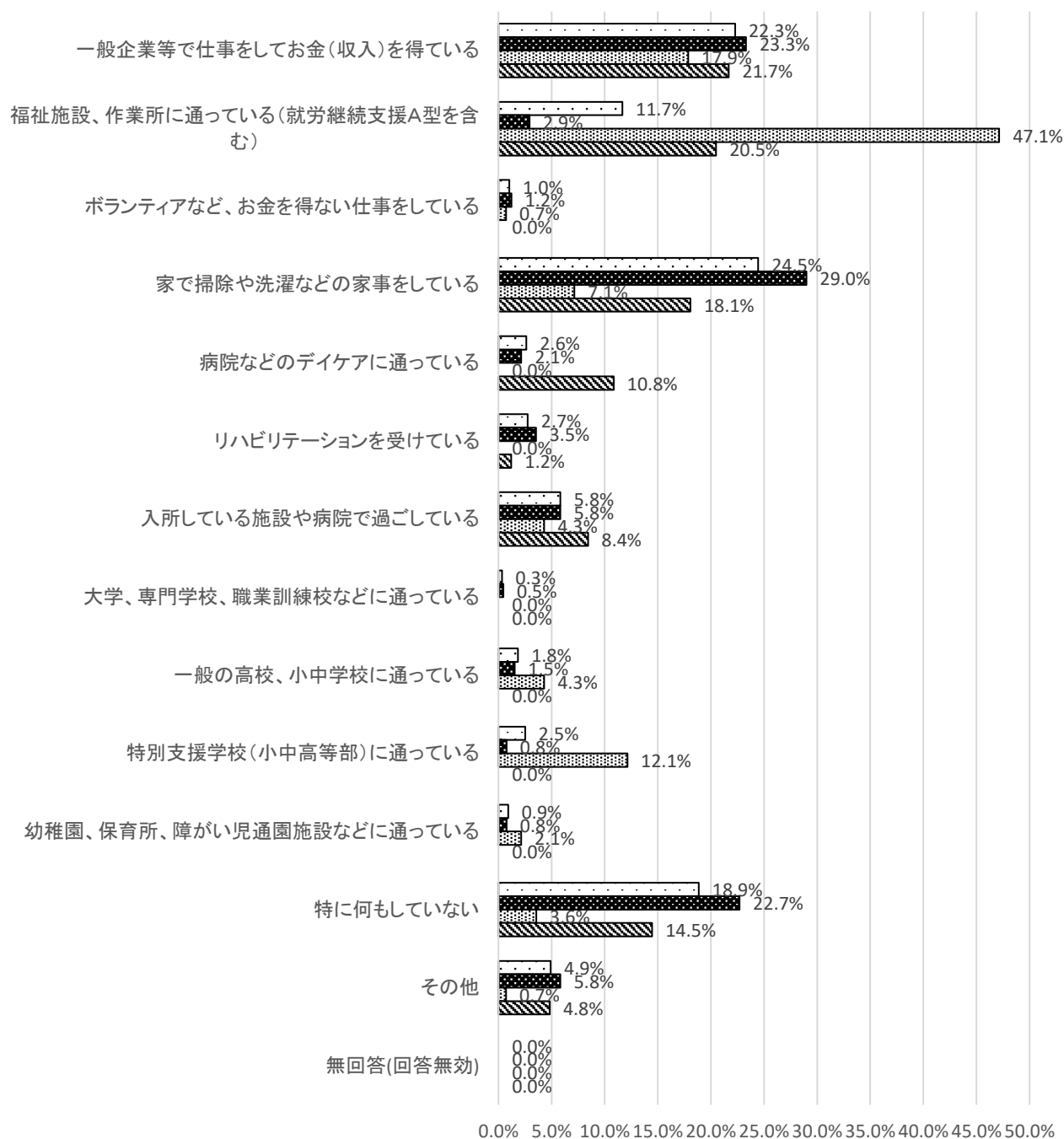




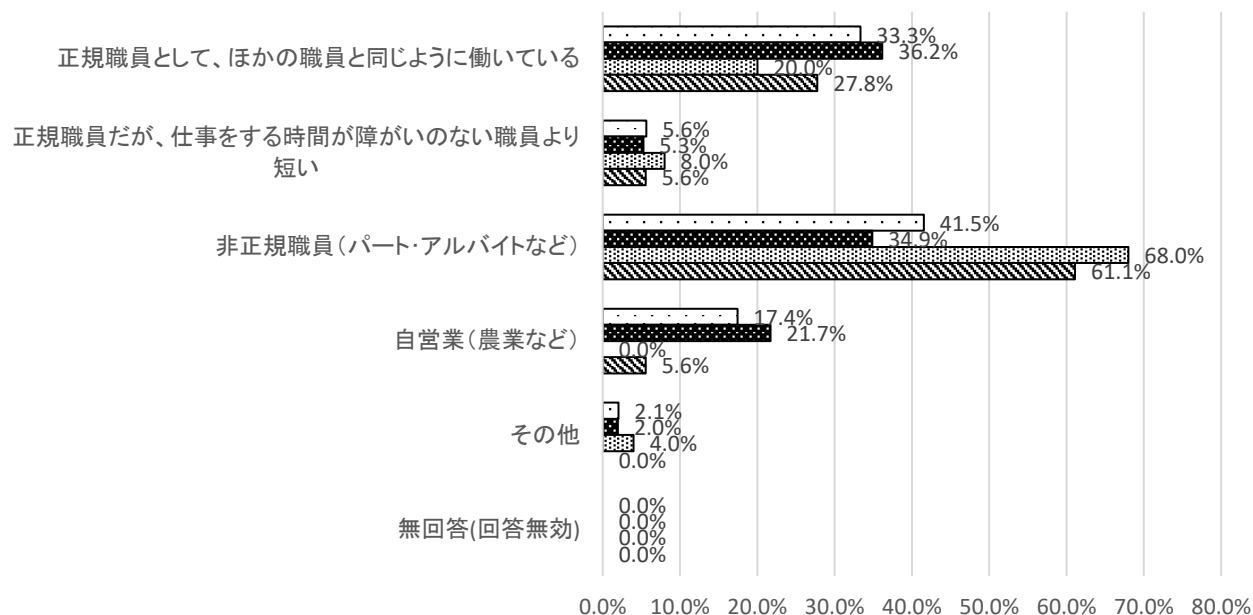
問12:外出する時に困ること(複数回答)



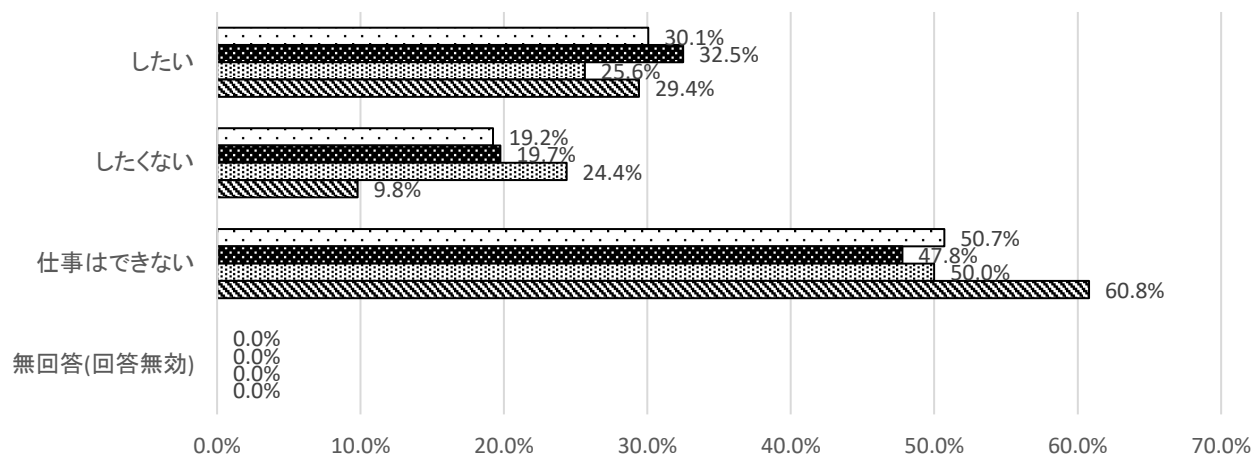
問13: 平日の日中の主な過ごし方



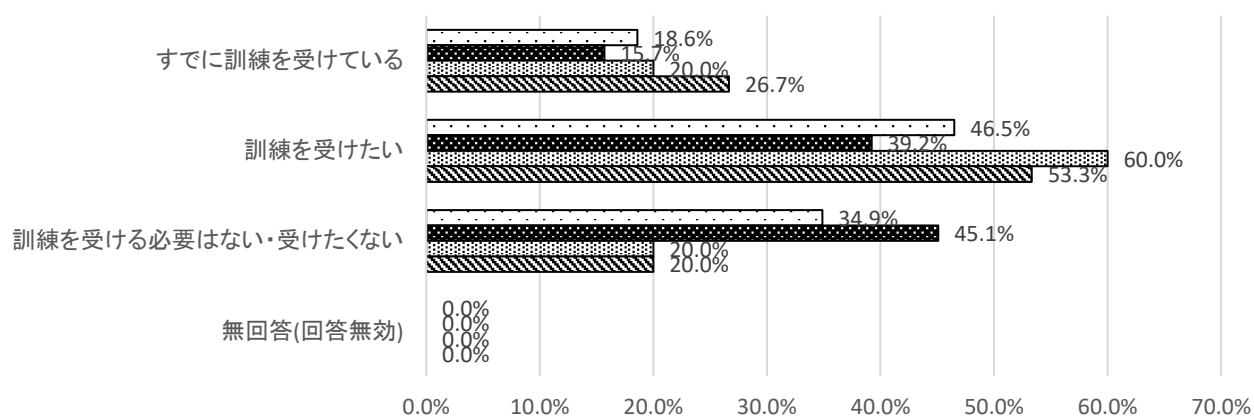
問14:どのような働き方をしているか



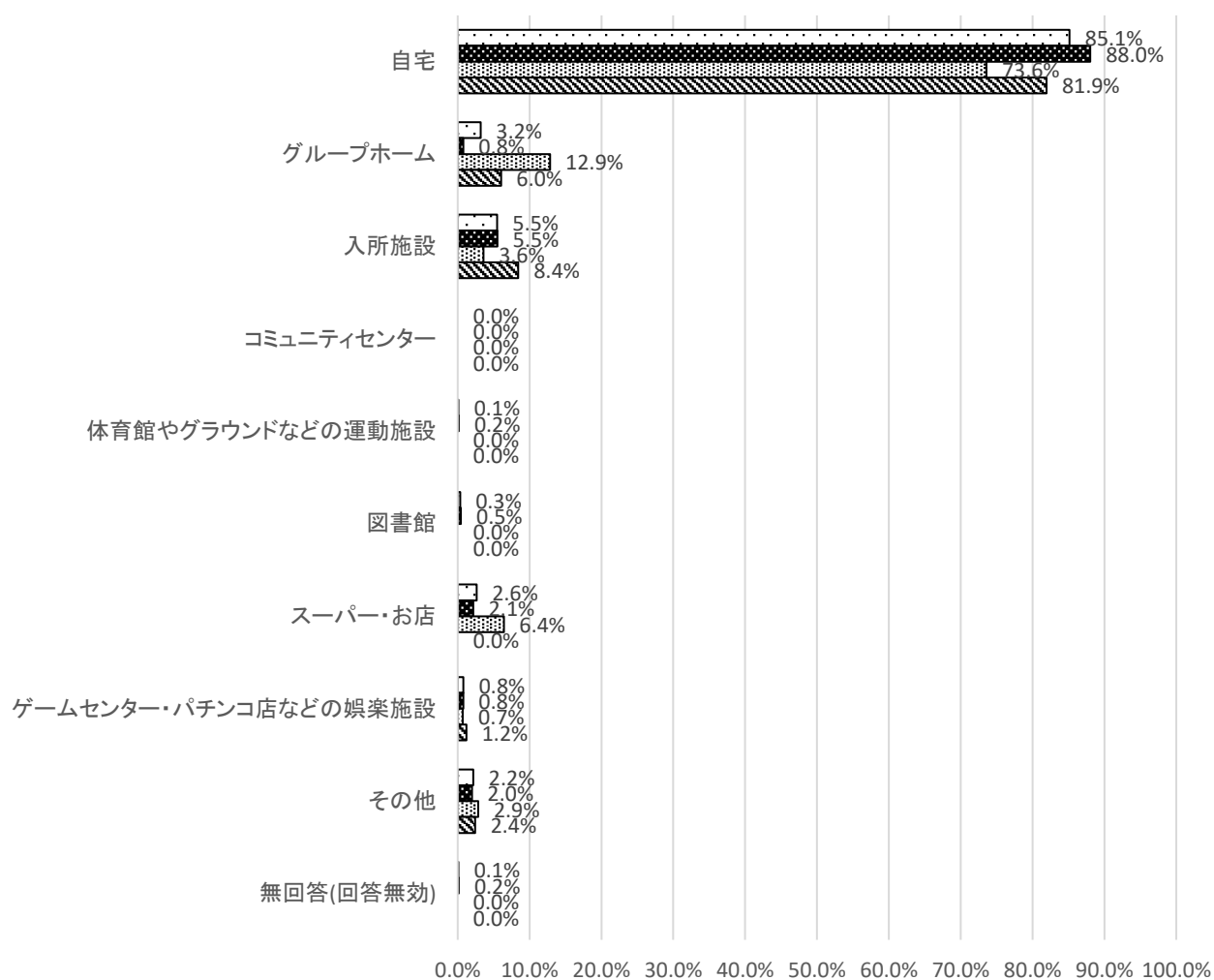
問15:一般企業等で仕事をしてお金を得たいか

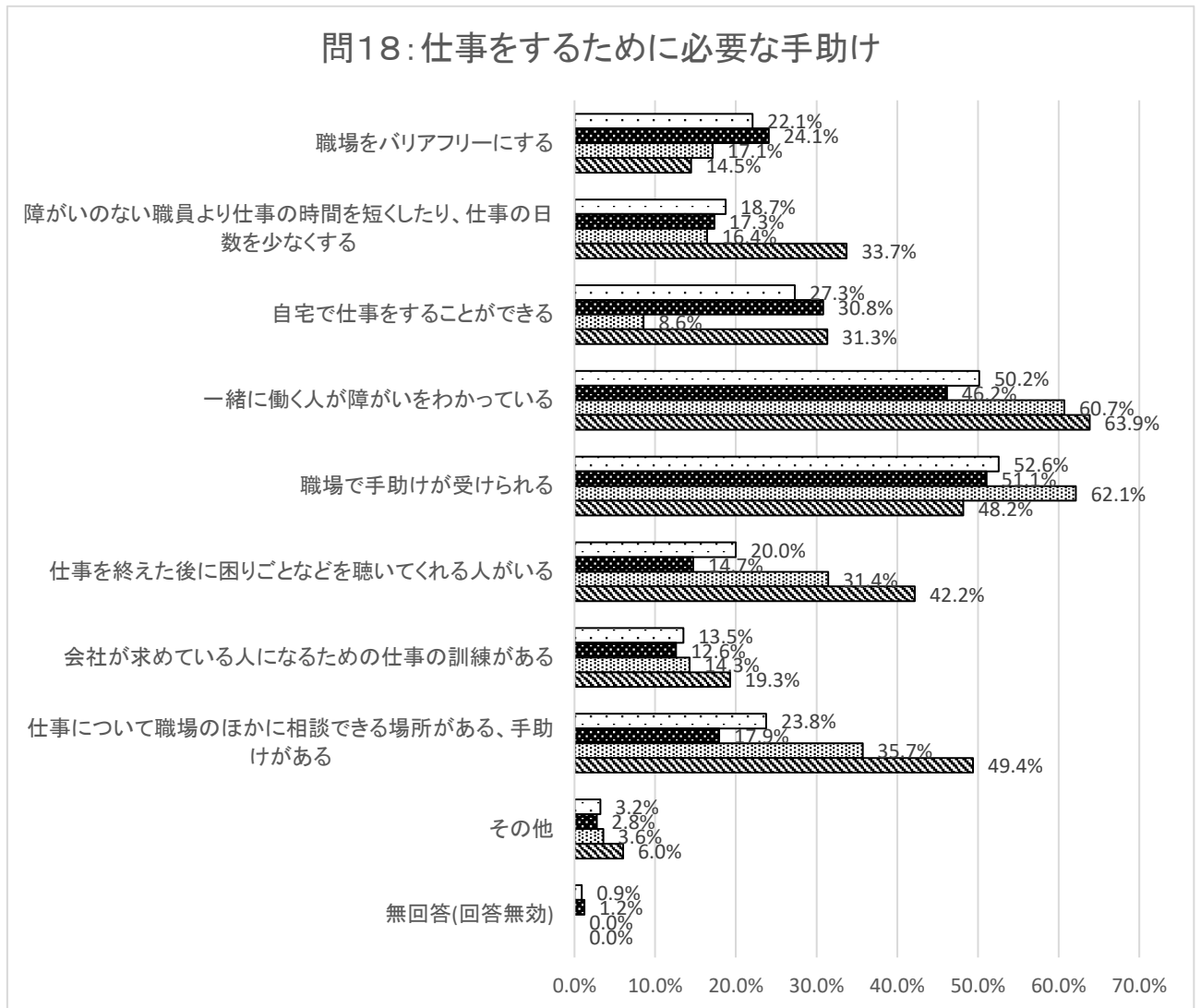


問16: 一般企業等で仕事をするための訓練



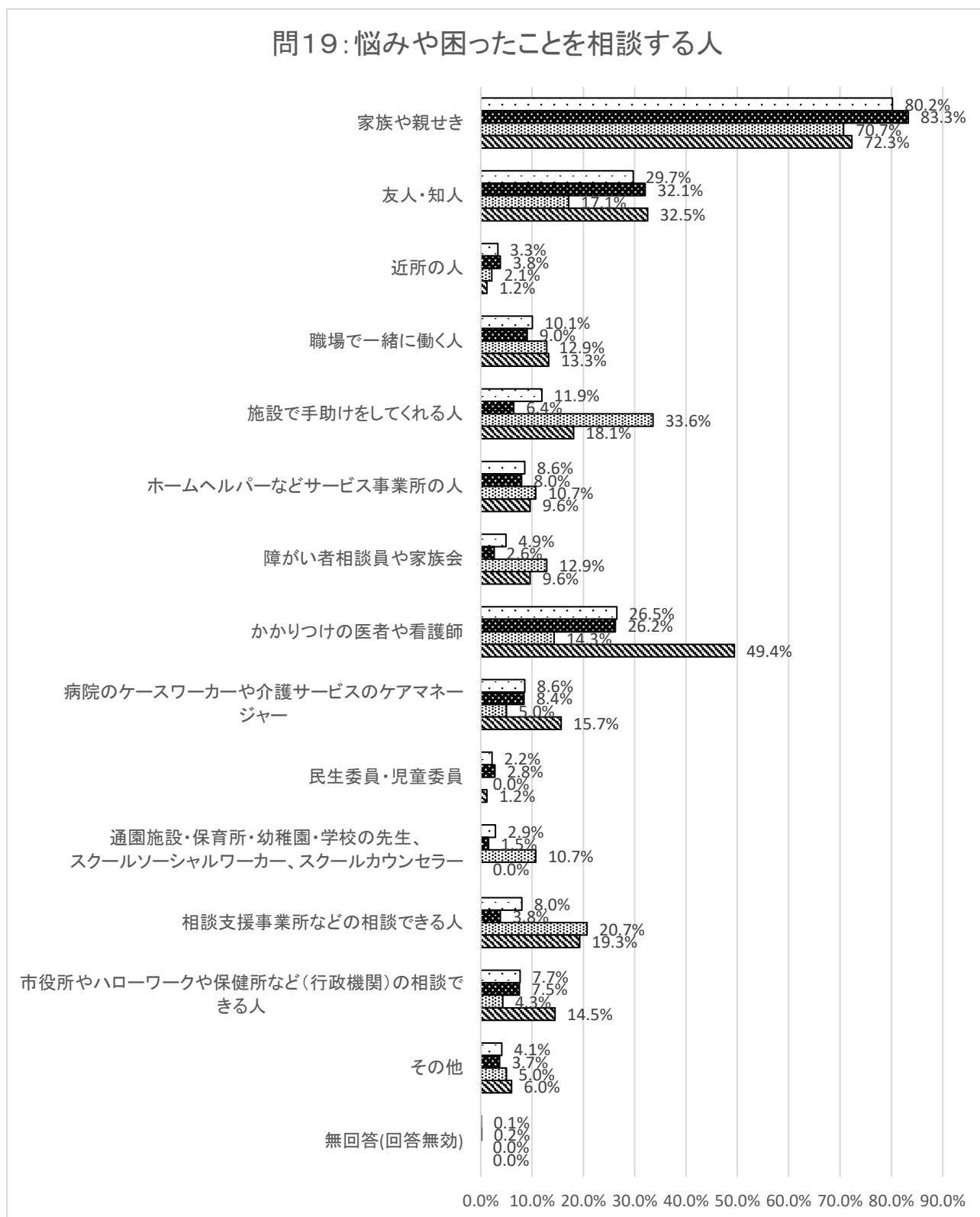
問17: 仕事の後や休日に過ごす場所



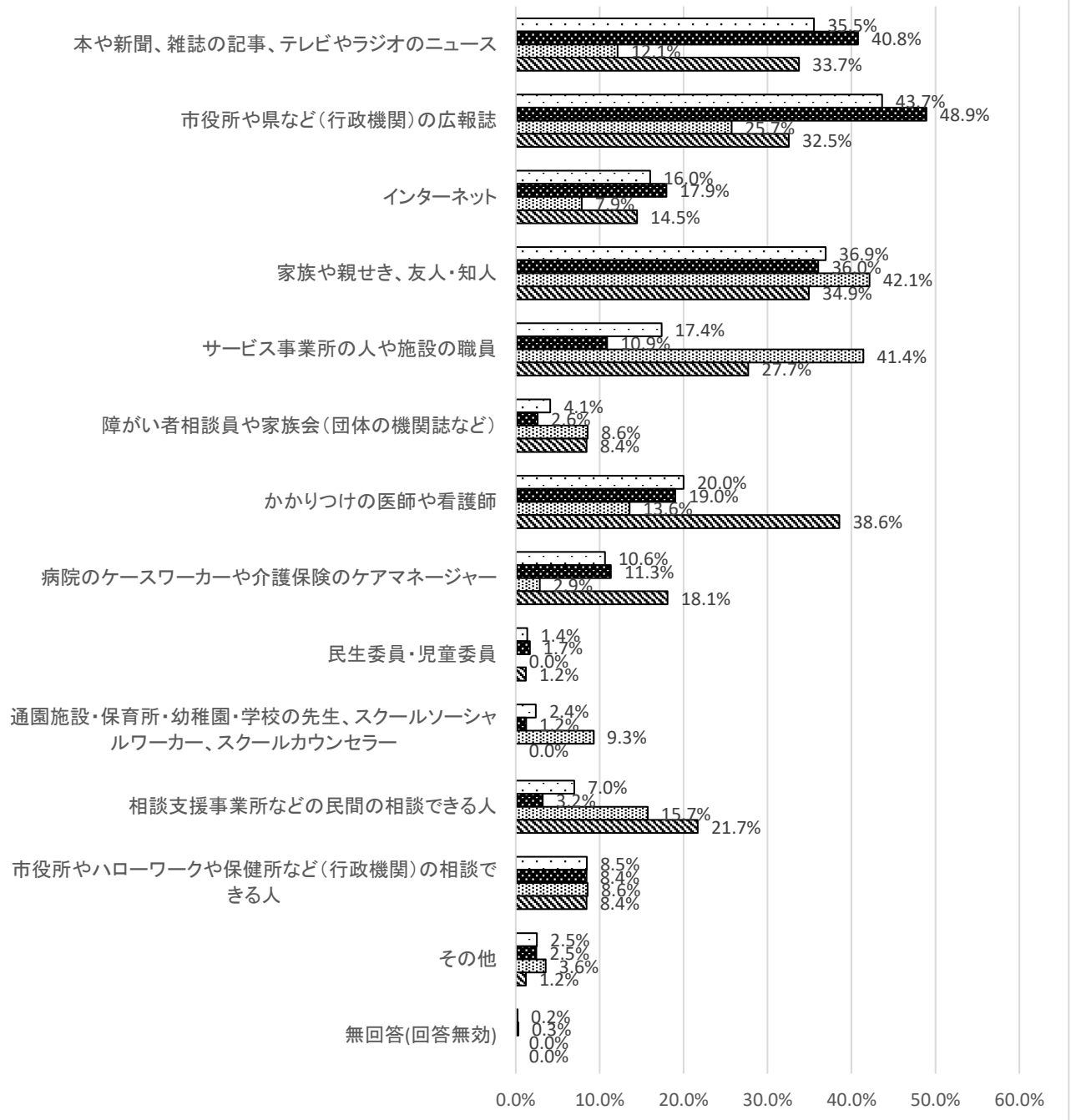


(3) 相談相手（問19、問20）

- 「悩みや困ったことを相談する人」については、「家族や親せき」に相談する方がどの障がい種別でも約7、8割と多いが、知的障がい者は「施設で手助けをしてくれる人」が33.6%、精神障がい者は「かかりつけの医師や看護師」が49.4%と他の障がい種別の割合と比較して高くなっている。
- 「障がいや福祉サービスなどの情報の入手先」については、知的障がい者は「家族や親せき、友人・知人」「サービス事業所の人や施設の職員」の項目の割合が高く、精神障がい者は「かかりつけの医師や看護師」の項目が高いという特色が表れている。

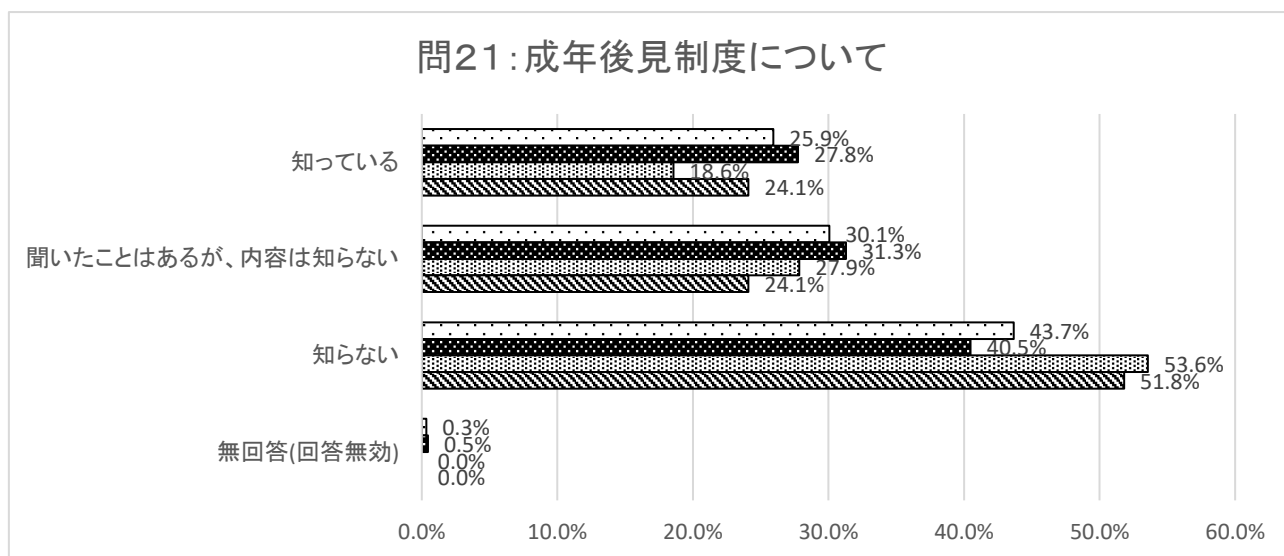


問20:障がいや福祉サービスなどの情報の入手先

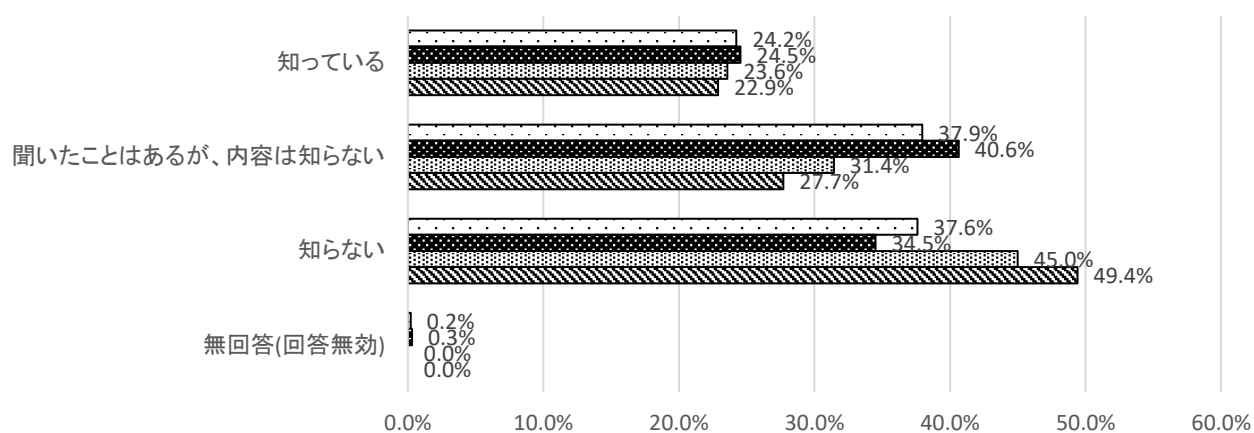


(4) 障がい者の人権について（問21～問28）

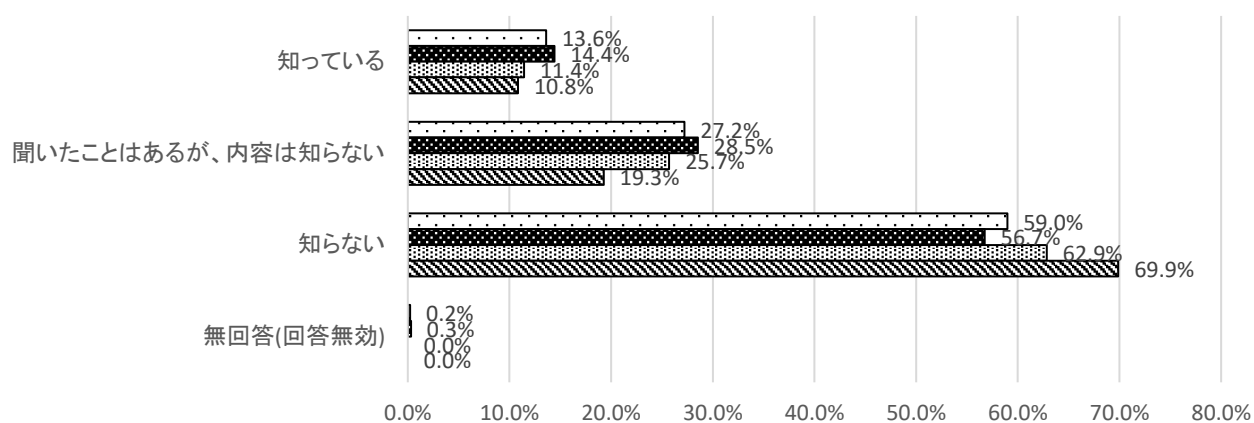
- 「成年後見制度」「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を知っているかどうかの問について、「知っている」より「知らない」のほうが、全ての項目で割合が高かった。特に「障がい者差別解消法」「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」は「知らない」の回答が6割から7割近い。
- 「どのような場面で嫌な思いをしたか」について、「外出先」で嫌な思いをしたと回答する方が5割近い割合を占めて多くなっている。障がい種別ごとの特徴としては、知的障がい者は「学校・仕事場」の割合が高く、精神障がい者は「仕事を探すとき」「住んでいる地域」の割合が高い。
- 「嫌な思いをした時に相談をしたか」について、相談していないという方が約5割近くいた。「嫌な思いをした時に相談した人」については、どの障がい種別でも「家族や親せき」が約7割を占めた。



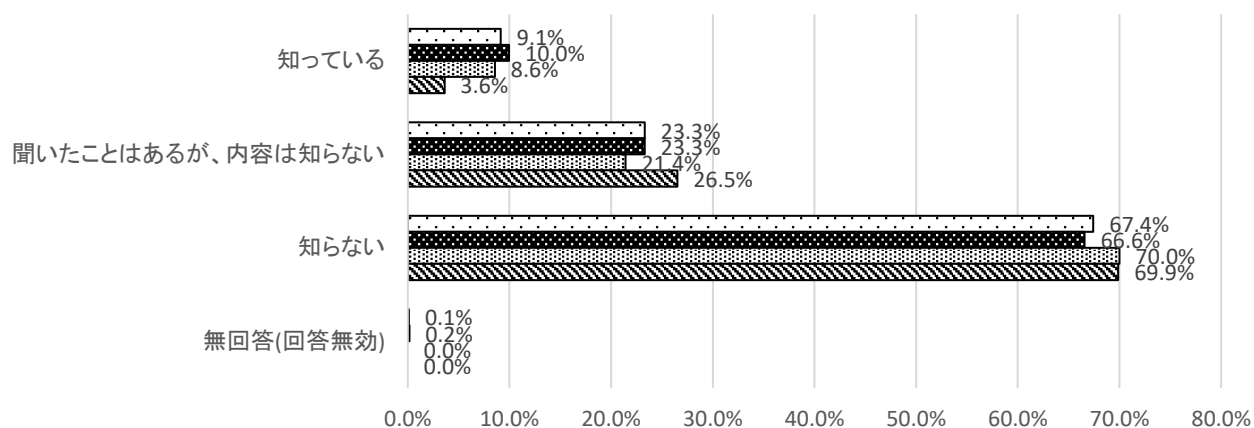
問22:「障害者虐待防止法」について



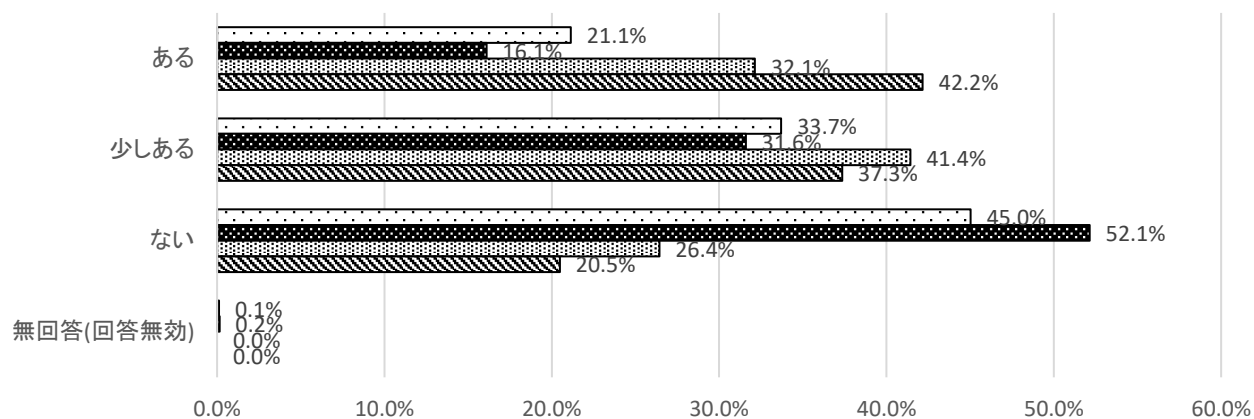
問23:「障害者差別解消法」について



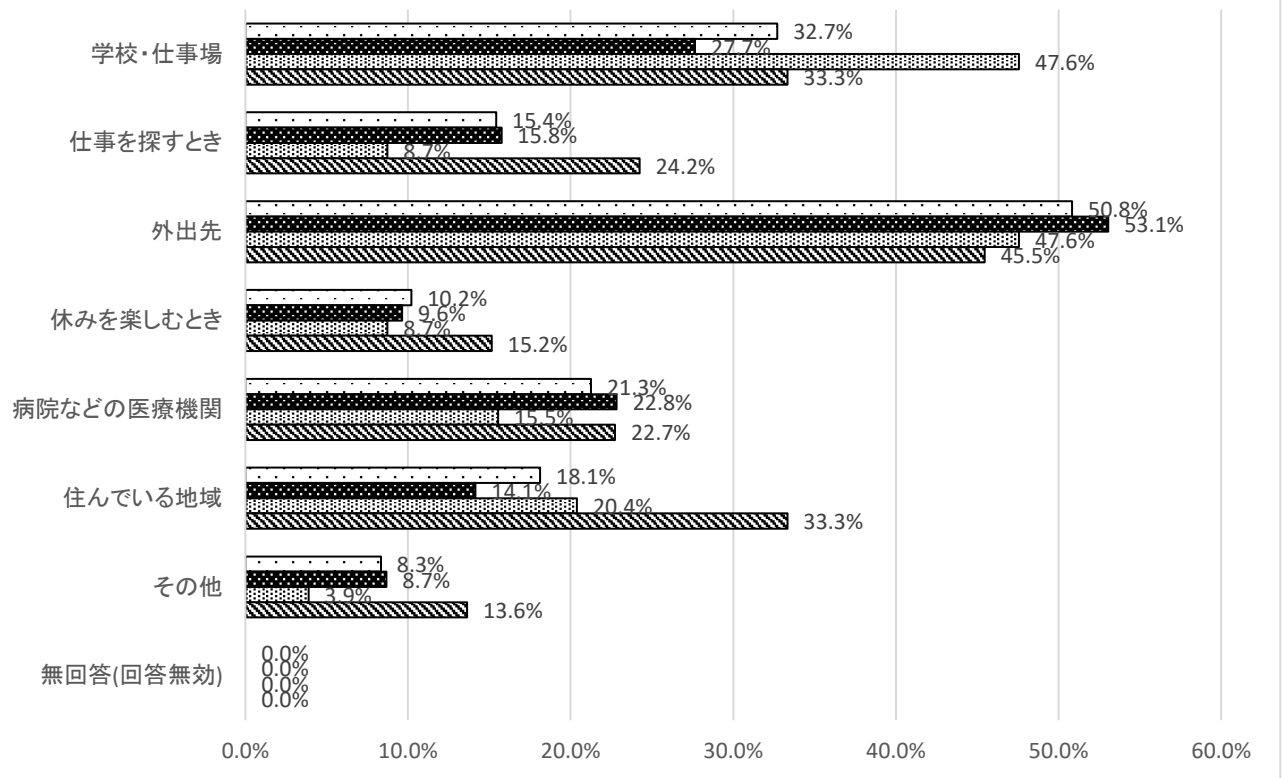
問24:「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり 条例」について



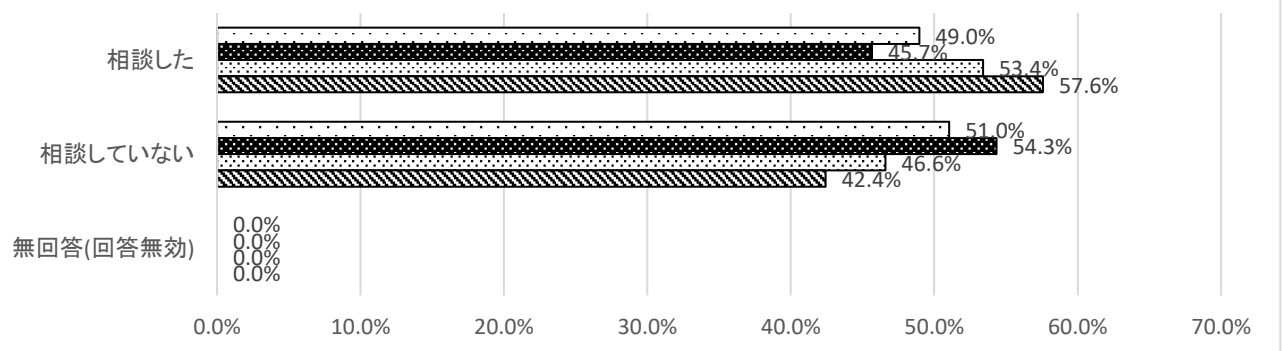
問25:障がいがあることで嫌な思いや差別を感じること



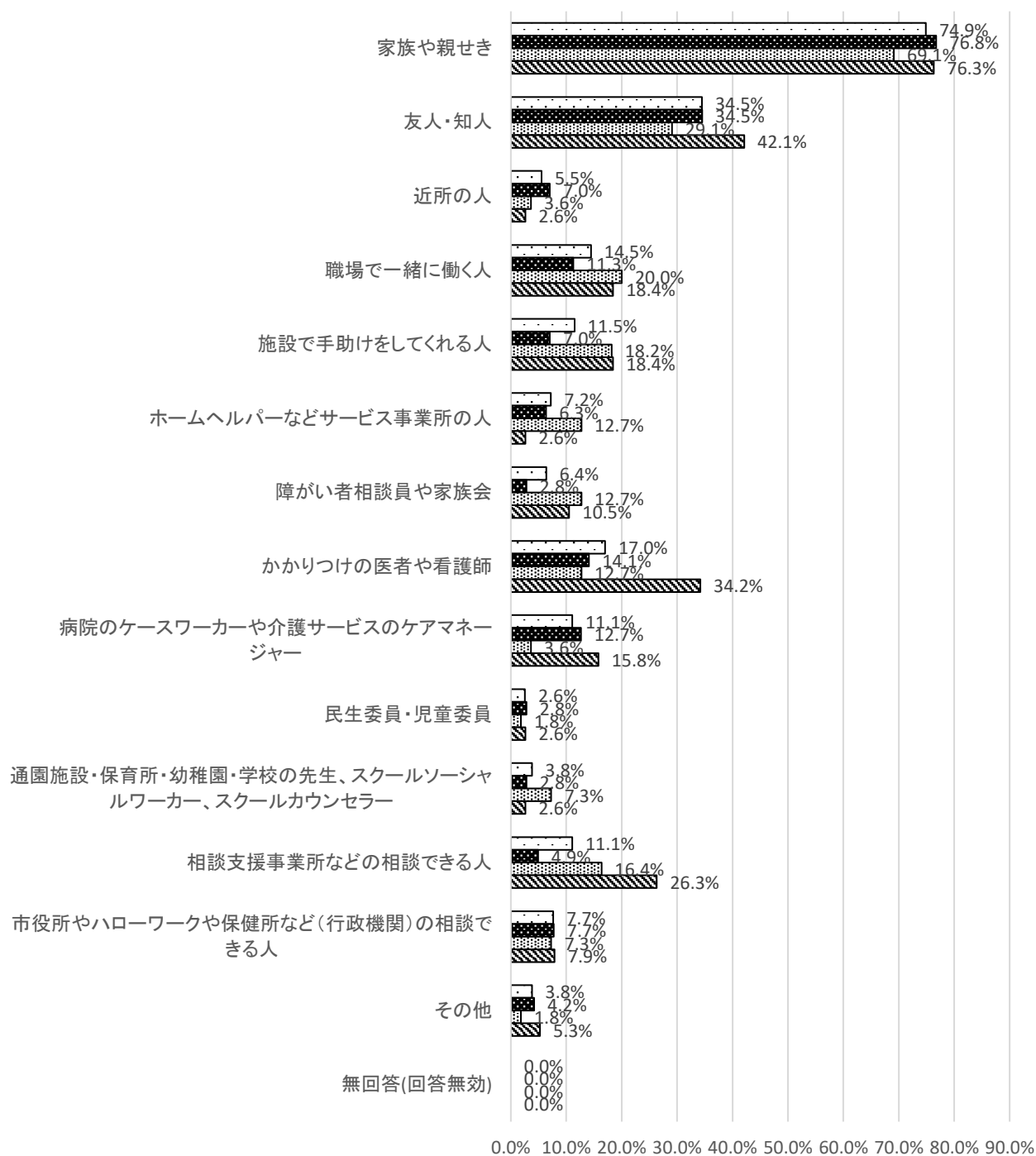
問26:どのような場面で嫌な思いをしたか



問27:嫌な思いをした時に誰かに相談したか

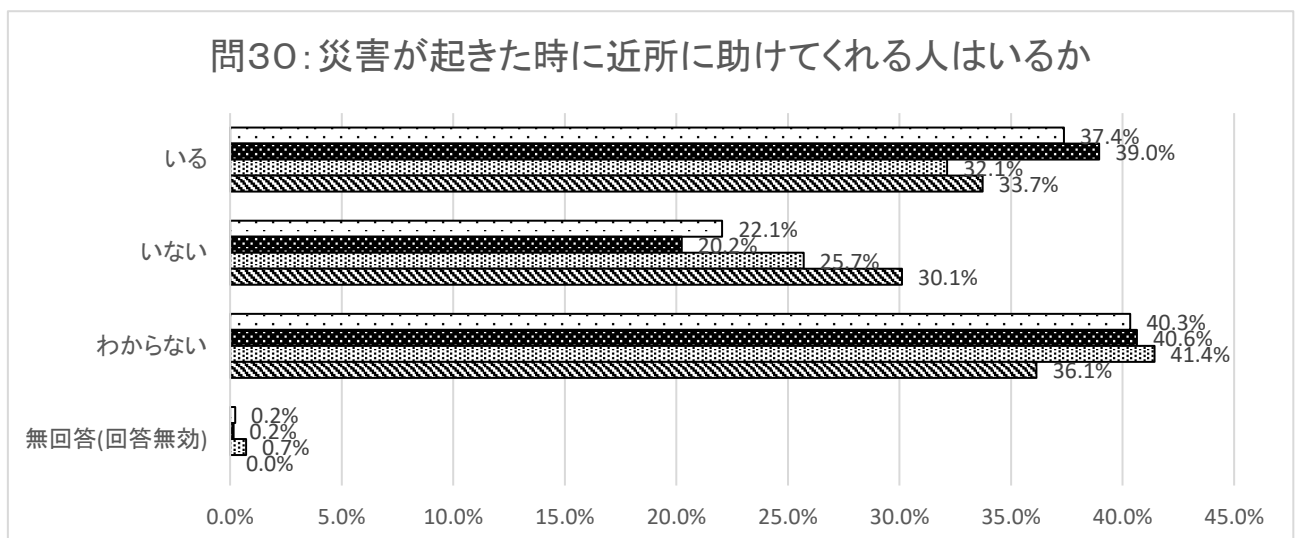
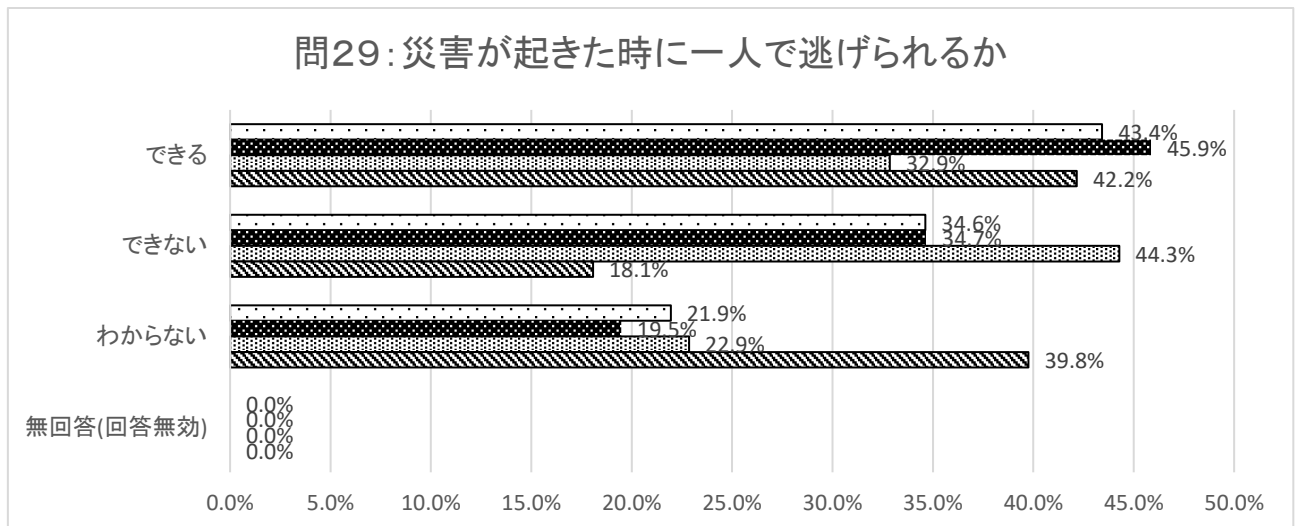


問28:嫌な思いをした時に相談した人

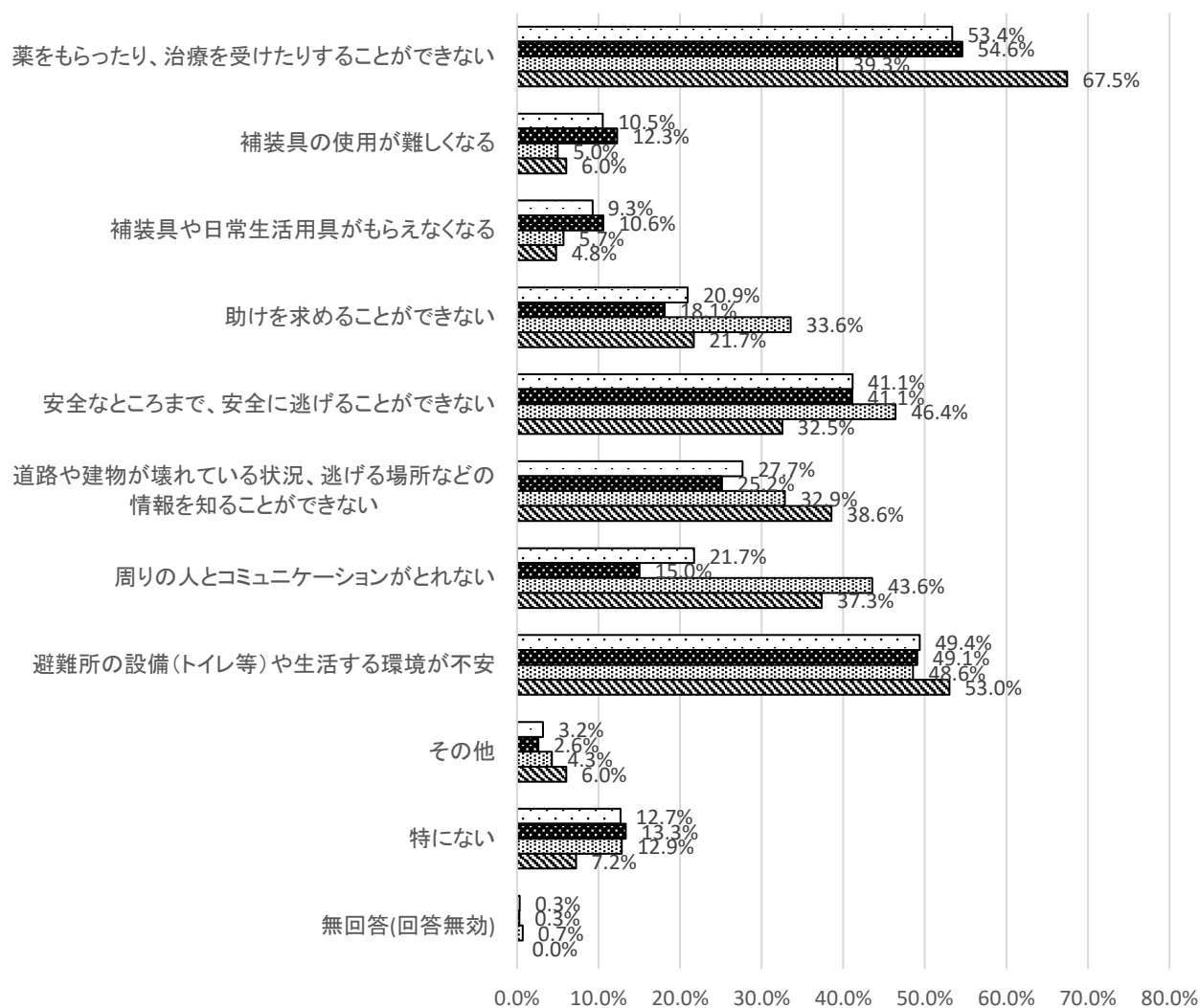


(5) 災害が起きた時の避難などについて（問29～問31）

- 「災害が起きた時に一人で逃げられるか」について、「一人で逃げることができない」または「わからない」と答えた方は全体で5割以上だった。
- 「災害が起きた時に近所に助けてくれる人はいるか」について、「いない」または「わからない」と答えた方は全体で約6割だった。
- 「災害が起きた時に困ること」について、「薬をもらったり治療を受けたりすることができない」「避難所の設備や生活する環境が不安」の2つの項目が全障がい種別で高い割合を占めた。障がい種別ごとの特徴として、「助けを求めることができない」と答えたのは知的障がいの割合が高く、「周りの人とコミュニケーションが取れない」と答えた知的、精神障がい者の割合が身体障がい者と比較して約2倍高かった。



問31:災害が起きた時に困ること



6. 市の障がい福祉サービスや取り組みについて（自由意見）

○移動方法について

- ・バスの運行回数の増加、タクシー料金の減額（タクシー券の枚数増加も含め）の希望。
- ・積雪時の移動手段の充実。

○教育について

- ・障がいについての早期教育の充実。

○就労について

- ・障がい者の就労の場の増加。

○金銭的支援について

- ・公共料金等の障がい者減免の充実。

○制度の周知について

- ・障がい福祉サービスにどのようなものがあるか、自分が該当するのかわからない。制度を周知してほしい。情報が定期的に知ることができるような仕組みがほしい。

○今後の生活について

- ・障がいを持つ方がひとり暮らしとなった場合どのように生活していけばよいのか。
- ・今後自分が年齢を重ねていったとき、どう生活すればよいかわからない。
- ・経済的な支援をより充実させてほしい。

○余暇活動について

- ・気軽にできるスポーツがしたい。
- ・障がい者が自由に過ごせる場所がほしい。
- ・芸術作品展の継続希望。

○施設等について

- ・バリアフリー化、歩道の段差の解消、市内施設のエレベーターの増加希望。
- ・車いすを設置している施設の増加希望。
- ・障がい者専用の駐車場が少ない。
- ・障がい者でない人や、利用証を持たない人が駐車スペースを使っている。
- ・医療的ケアが可能な施設の増加希望。
- ・短期入所が必要な時いつでも使えるようにしてもらいたい。
- ・オストメイトトイレ、障がい者用トイレの増加希望。
- ・バリアフリーの浴場の増加希望。
- ・アパートタイプのグループホームの増加希望。

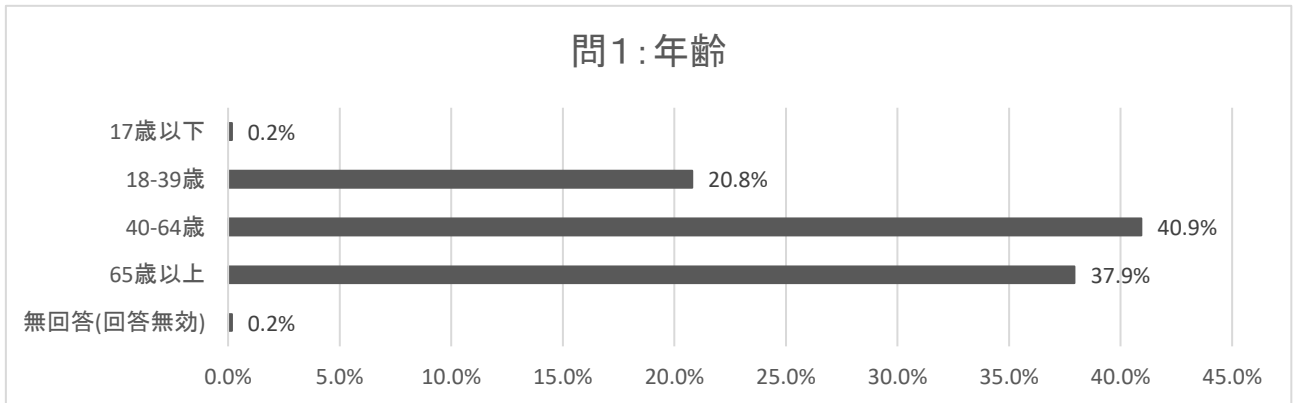
○災害時

- ・避難の仕方や、誰を頼ればよいかわからない。避難方法の周知。

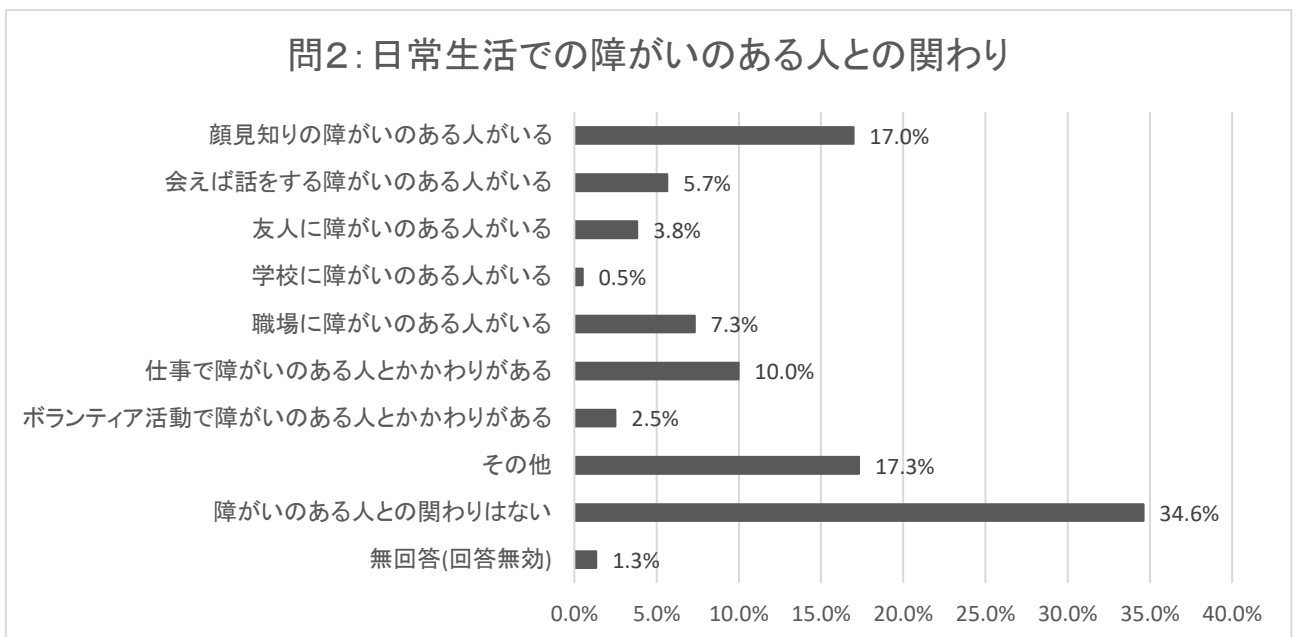
【全体の傾向、課題等】

- 身体、精神は回答者の年齢層が高く、さらにそれを介護する家族の年齢も高齢化している現状が伺える。介護者の健康状態が悪いという回答も一定数見られる。障がい者と暮らす家族の介護・経済的負担の軽減が必要と考えられる。
- 地域で生活するために、経済的な面や在宅時に生活の支援や治療の支援を受けたいという声が多く見られた。外出時の交通面の整備、外出先で困ったときの頼り先が求められている。
- 就労関係では、障がい種別によって正規・非正規で働き方に差がある現状がある。仕事ができるようになるための訓練を受けたいという需要が高く、仕事をするときに必要な手助けとして、一緒に働く人への障がいへの理解、手助けが受けられることを求めている方が多い。このことから、就労の受け入れ先への障がいに対しての理解促進が必要と考えられる。
また訓練の場としての就労継続支援等のサービス等がより受けやすいような環境づくりや周知活動が必要である。
- どの障がい種別でも身近に関わっている方の相談割合が高い傾向にあるため、これらの方々に対する、支援の情報提供の充実を図っていく必要があると思われる。
- 障がい者の人権にかかわる制度や法について、周知が不足している現状が見える。特に条例については知らない割合が高く、効果的かつ継続的な周知の取り組みが必要である。
また嫌な思いをした時に、誰もが気軽に相談できるような環境が必要である。
- 災害時に必要な薬や治療を受けられるような仕組みづくりや、避難所という普段とは違う環境でも生活が可能な体制が必要とされている。
また知的障がい者や精神障がい者は緊急時に助けを求められないことや周囲とのコミュニケーションをとれないことに不安を感じており、意思疎通や情報伝達等の面でも支援が必要であると考えられる。

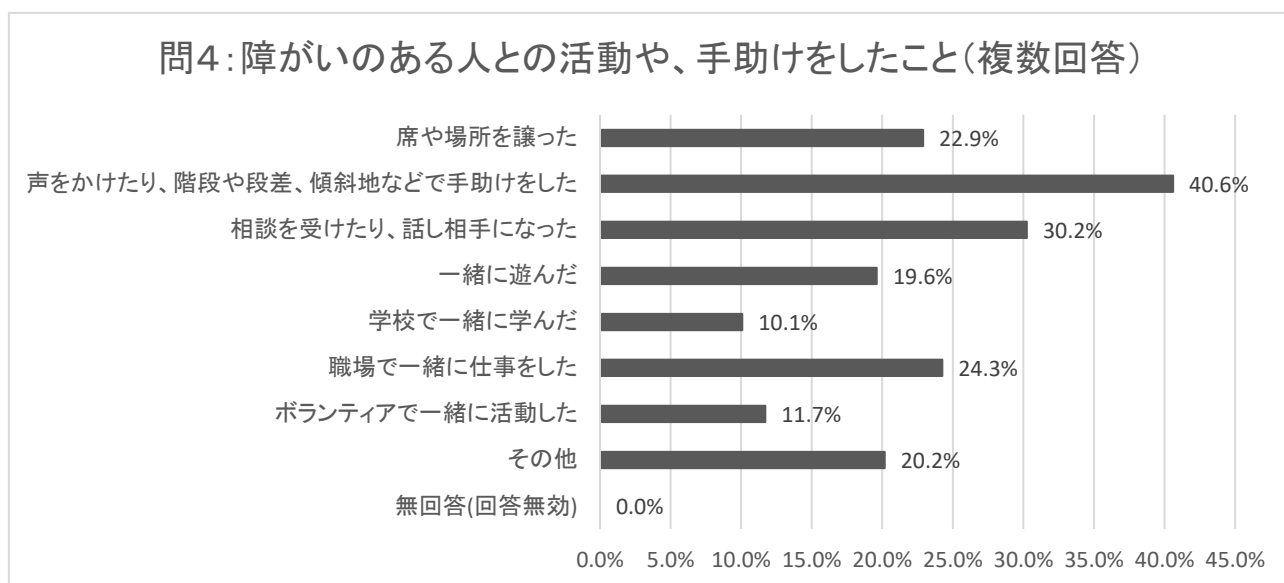
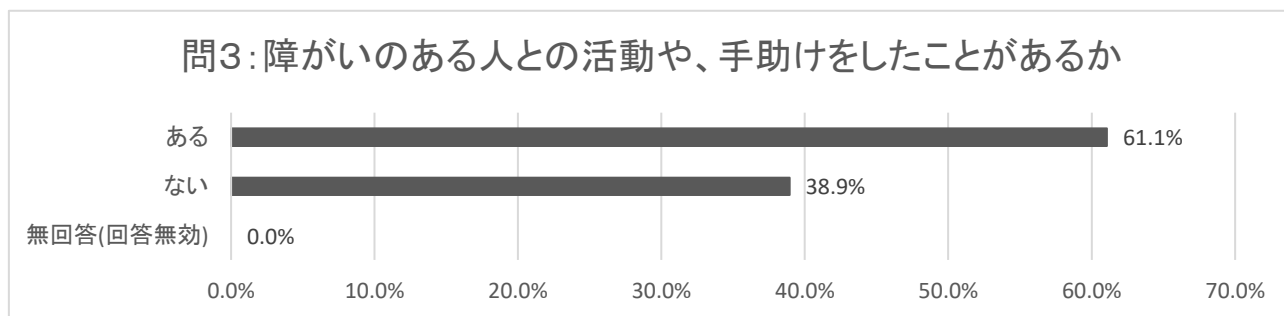
3. 市民（障害者手帳所持者を除く）アンケート調査結果から見る状況



- 日常生活での障がいのある人との関わりについて、障がいのある人との関わりはないと回答した方が34.6%、身の回りに障害のある人がいると答えた方は合計で46.8%だった。

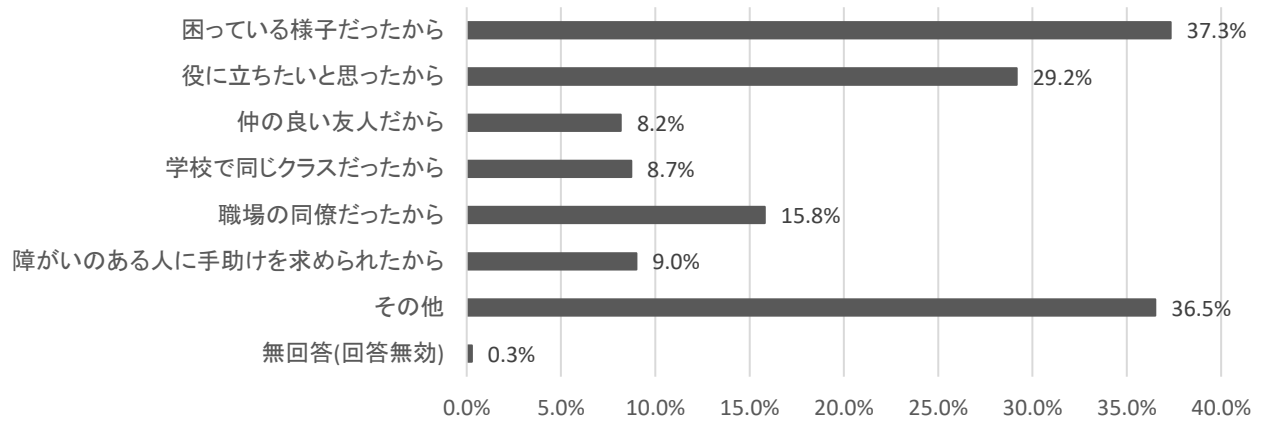


- 障がいのある人との活動や、手助けしたことの内容について、「声をかけたり、階段や段差、傾斜地などで手助けをした」と回答した方が40.6%で最も多かった。「その他」の回答の内訳として「車いすの介助」や、「障がいのある家族の日常生活の介助全般」などの回答が複数見られた。



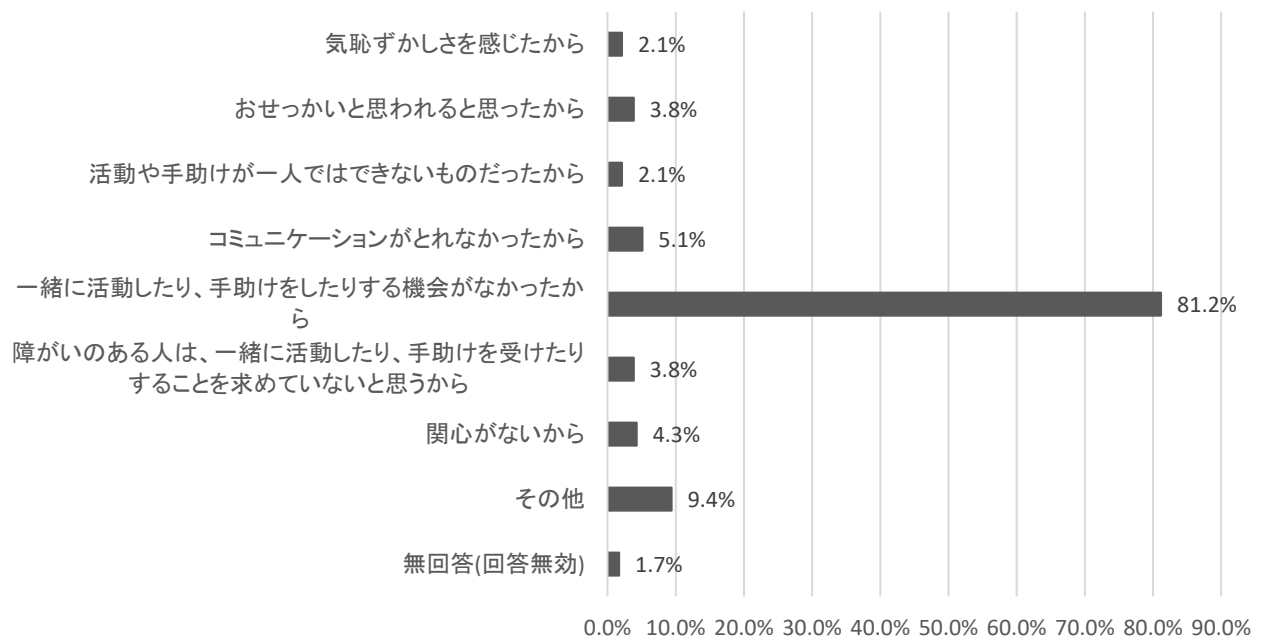
- 障がいのある人と活動や手助けしたきっかけについて、「困っている様子だったから」が37.3%で最も多かった。「その他」の回答の内訳として、「当たり前のことだから」という回答が多く見られ、「家族だから」「仕事だから」等の回答も複数見られた。

問5: 障がいのある人との活動や、手助けをしたきっかけ(複数回答)

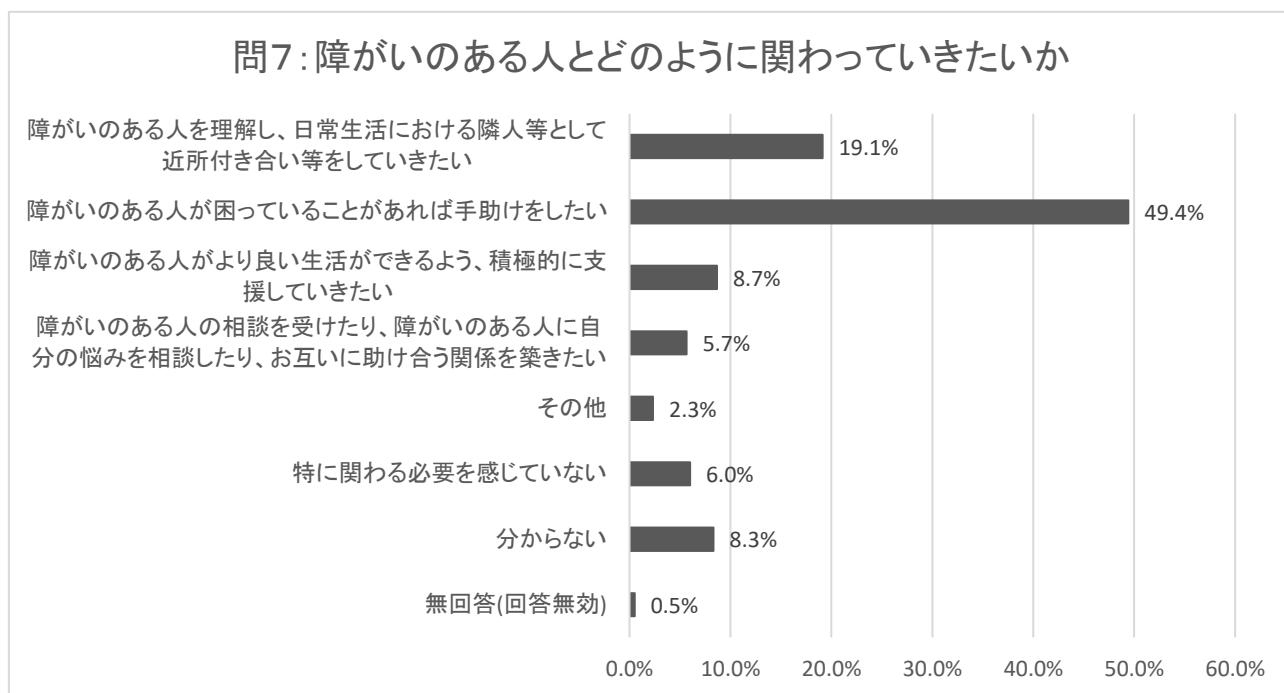


○ 障がいのある人と活動したことや手助けをしたことがない理由として「一緒に活動したり、手助けをしたりする機会がなかったから」の回答した方が81.2%を占めた。その他の内訳は「対応の仕方がわからない」という回答が複数見られた。

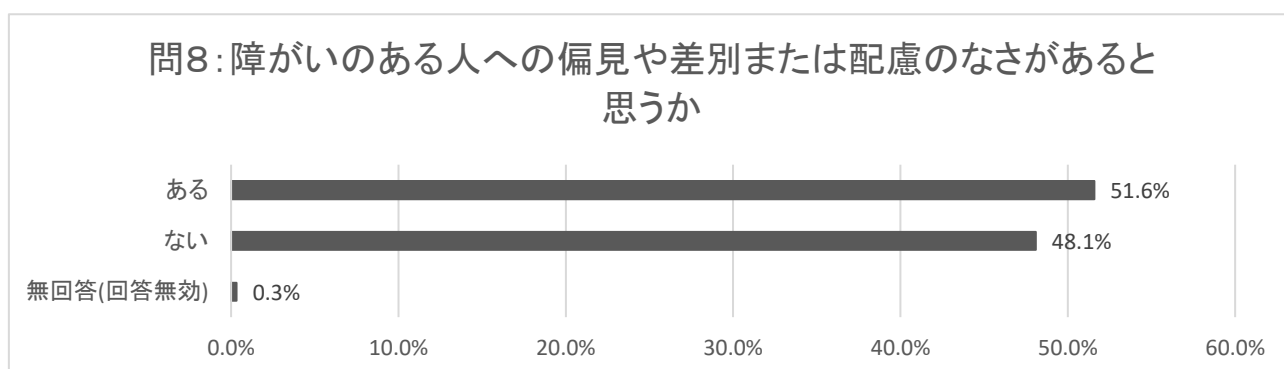
問6: 障がいのある人との活動や、手助けをしたことがない理由(複数回答)



- 障がいのある人とどのように関わっていききたいかの質問に対して、「障がいのある人が困っていることがあれば、手助けをしたい」と回答した方が49.4%で最も多かった。次点で、「障がいのある人を理解し、日常生活における隣人として近所付き合い等をしていきたい」という回答が19.1%だった。「特に関わる必要を感じていない」という回答は6%だった。

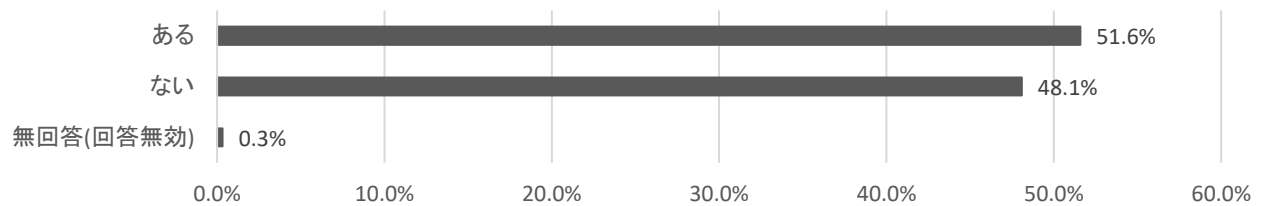


- 障がいのある人への偏見や差別または配慮のなさがあると思うか、という質問に対して、「ある」と答えた方が51.6%、「ない」と答えた方が48.1%だった。

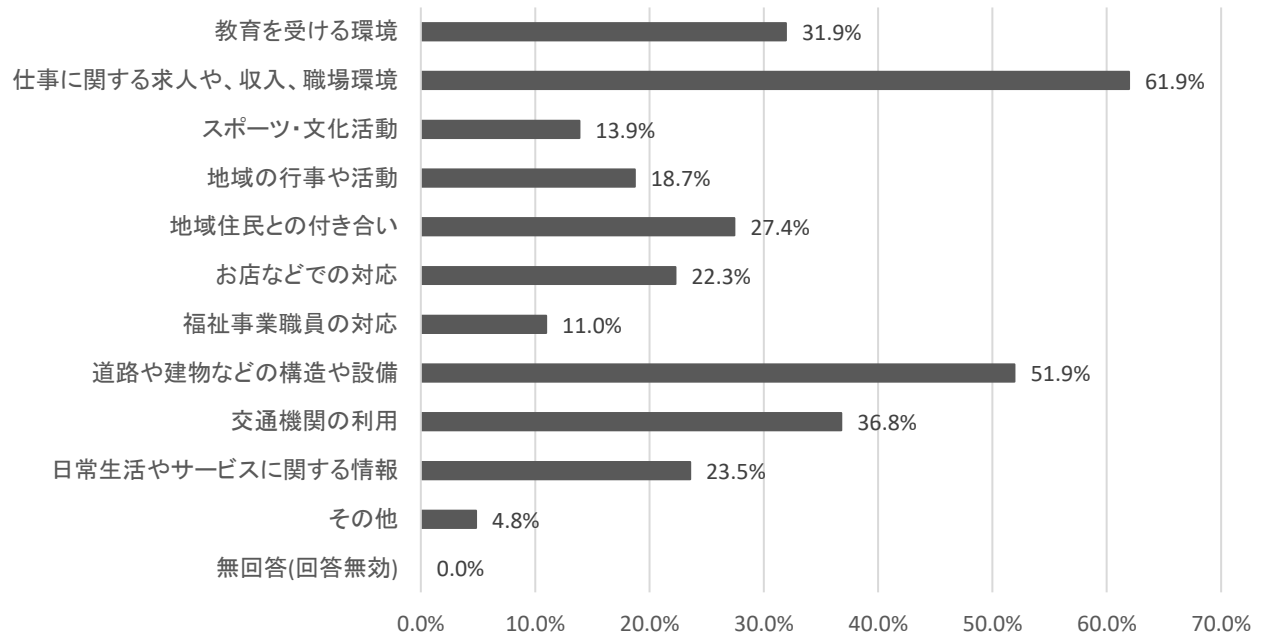


- どんなところに偏見や差別、配慮のなさを感じるかという質問に対して、「仕事に関する求人や、収入、職場環境」と回答した方が61.9%で最も多かった。「道路や建物などの構造や設備」が51.9%で2番目に多く、「交通機関の利用」と答えた方は36.8%だった。

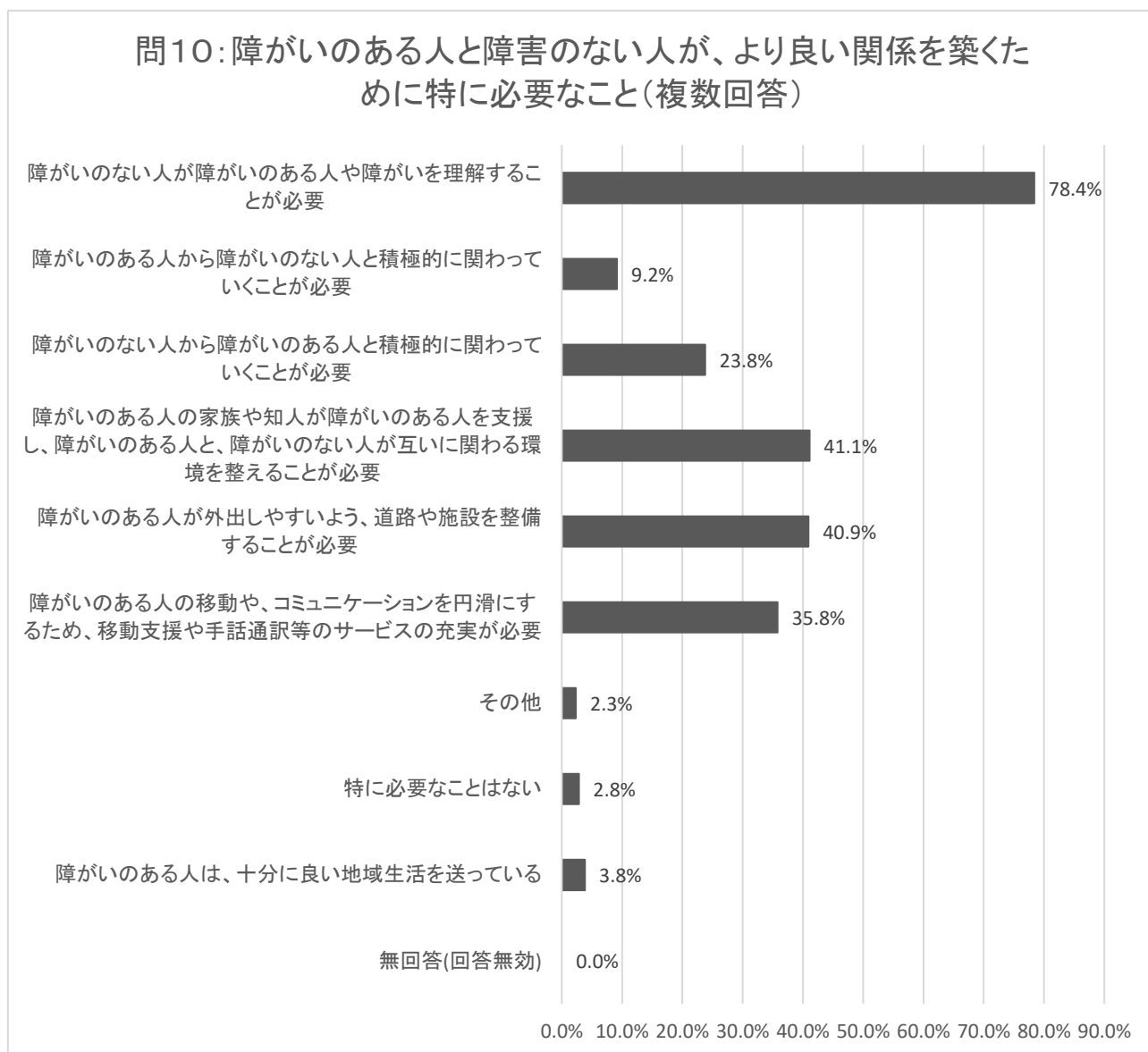
問8: 障がいのある人への偏見や差別または配慮のなさがあると思うか



問9: どんなところに障がいのある人に対する偏見や差別または配慮のなさを感じるか(複数回答)

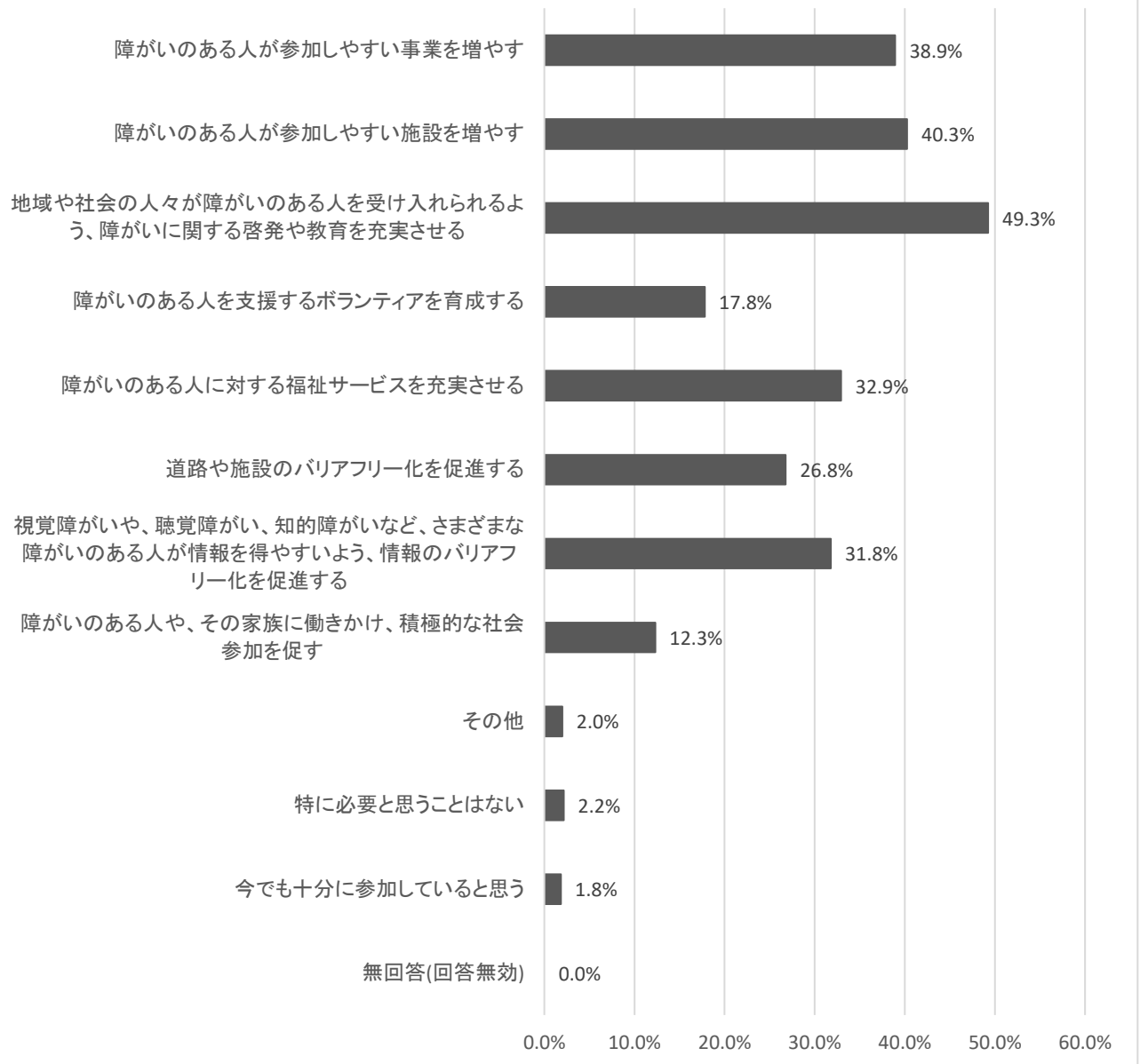


- 障がいのある人と障がいのない人が、より良い関係を築くために必要なことについて、「障がいのない人が障がいのある人や障がいを理解することが必要」と回答した方が78.4%で最も多かった。次点で「互いに関わる環境を整えること」「道路や施設の整備」の2項目が4割程度だった。



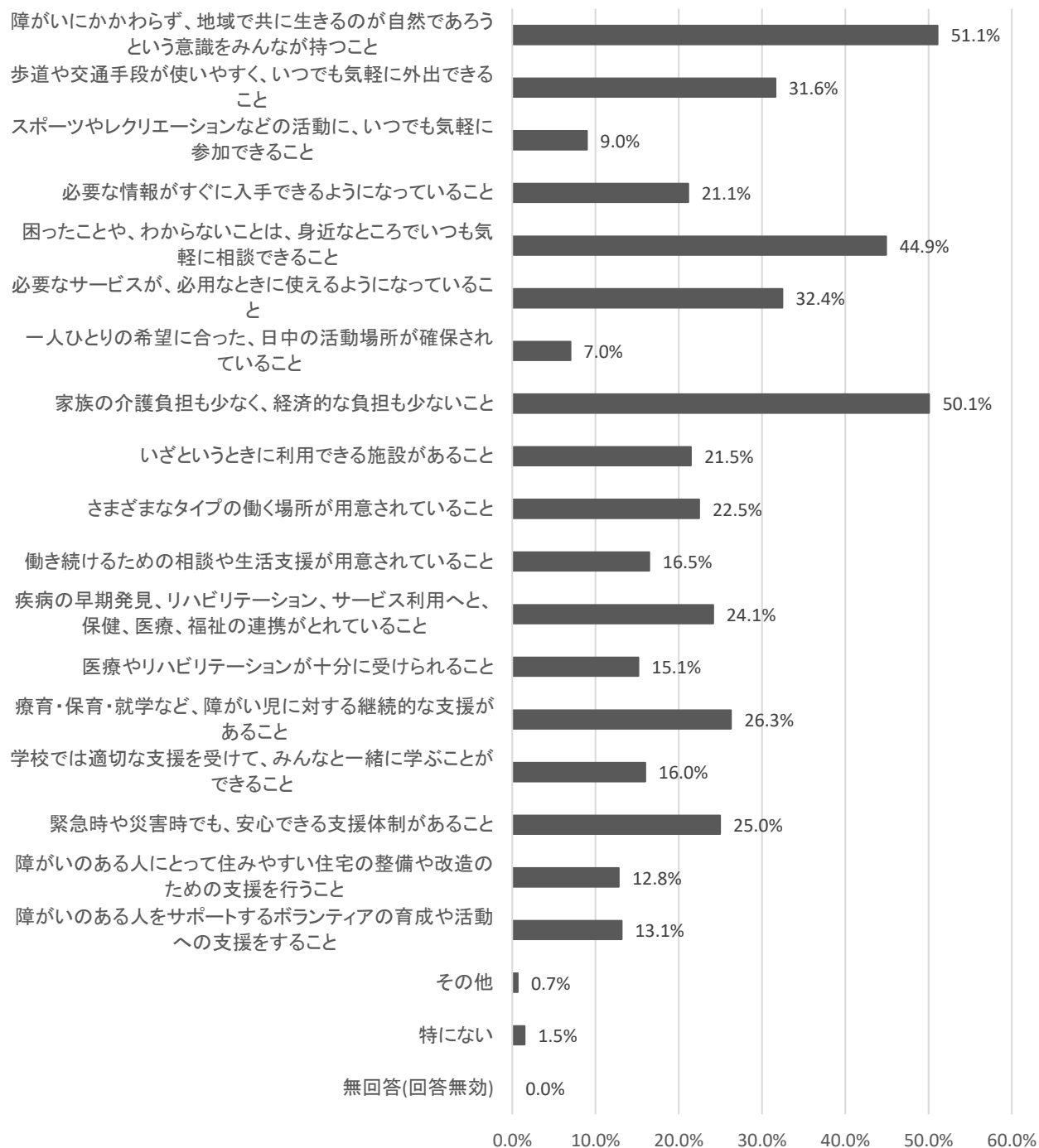
- 障がいのある人が積極的に社会参加のために必要なことについて、「地域や社会の人々が障がいのある人を受け入れられるよう、障がいに関する啓発や教育を充実させる」と回答した方が49.3%で最も多かった。

問11：障がいのある人が、積極的に社会に参加できるようにするために、特に必要なこと(複数回答)

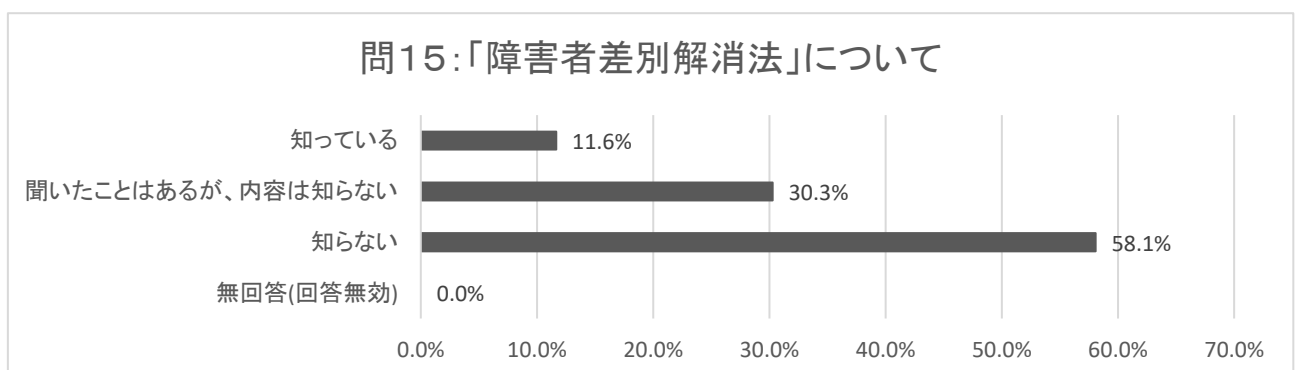
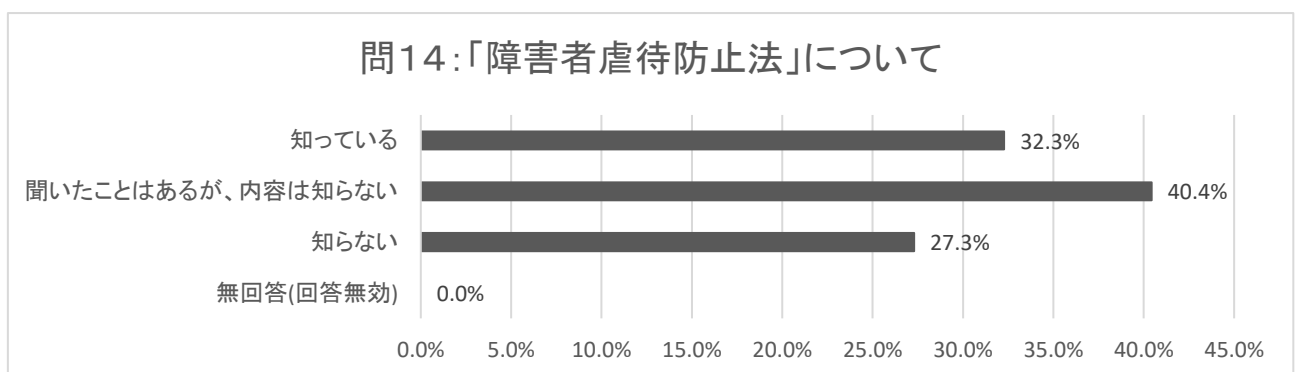
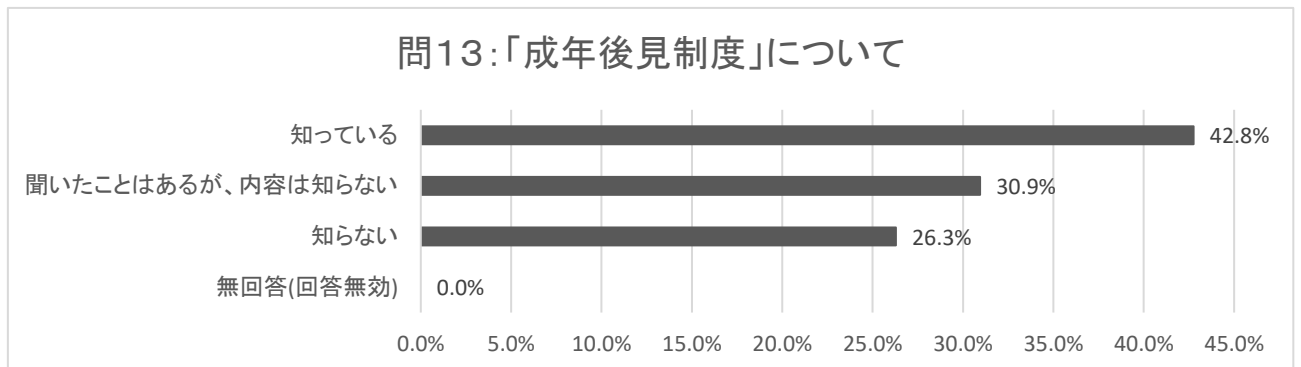


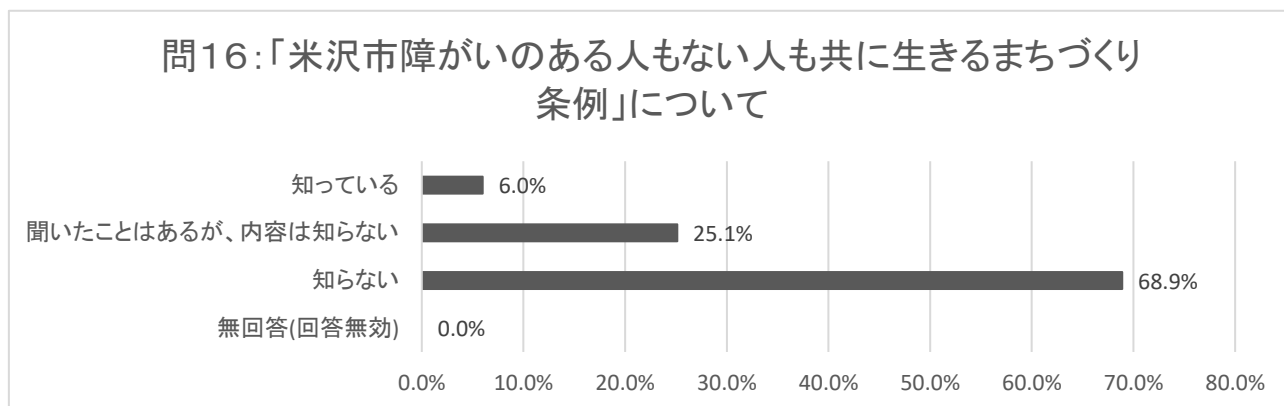
- 市が障がい福祉の施策として力をいれていくべきこととして、「障がいにかかわらず、地域で共に生きるのが自然であろうという意識をみんなが持つこと」「家族の介護負担も少なく、経済的な負担も少ないこと」の2つの項目が5割近くの割合を占めた。

問12: 市が障がい福祉の施策として、特に力を入れていくべきこと(複数回答)



- 「成年後見制度」について、知っている方が42.8%、知らないと答えた方が26.3%だった。「障害者虐待防止法」については、知っている方が32.3%知らない方が27.3%だった。一方で「障害者差別解消法」は知っている方11.6%、知らない方が58.1%、「米沢市障がいのある人も共に生きるまちづくり条例」については知っている人が6%、知らない人は68.9%だった。





【市の障がい福祉サービスや取り組みについて（自由意見）】

○就労関係

- ・障がい者の働く場を増やすこと
- ・障がい者の働きやすい環境づくり
- ・職場の人の障がいへの理解促進

○周知啓発

- ・広報やフリーペーパーの活用による、気軽に情報を得られる環境づくり
- ・法制度や条例の周知啓発
- ・障がいについての健常者の理解促進
- ・障がい福祉についての説明会の開催
- ・若い世代に対しての障がい福祉の周知啓発、ふれあいの場づくり
- ・障がい者のアート作品等の展示による障がいに対する理解促進

○環境整備

- ・障がい者の利用しやすい設備を整える
- ・外に出かけていくことのできる支援
- ・駐車スペースの適正な利用
- ・車いすの方が生活しやすいように段差解消、道路整備
- ・点字ブロックの改修、適正な利用の周知
- ・医療的ケアが必要な障がい児に対応できる場所の整備

○地域生活

- ・障がい者のいる世帯への訪問
- ・訪問による障がいの早期発見、早期療育
- ・支えあうコミュニティの形成
- ・冬期間の生活しやすい環境づくり

○その他

- ・介護保険になっても今まで通りのサービスが利用できる体制づくり

【アンケートから見られる傾向、課題等】

回答結果から、障がいのある人が暮らしやすい地域をつくるために、障がいのある人について、地域の方々への理解促進を図り、地域で共に生きていく意識の醸成が必要と考える人が多いことが分かった。自由意見では広報での情報提供や説明会を行うことで周知啓発を図るべきとの意見が見られた。加えて、差別解消法や条例の現在の認知度は低いことが分かった。自由意見からも、もっと支援に関する制度や条例の周知活動を行うべきだとの意見が見られた。

以上のことから、今後、市民へ障がいについての理解促進を図り、障がいのあるなしにかかわらず共に生きる地域づくりのため、継続的かつ効果的な周知啓発の方法を検討し、実施していく必要がある。

第4節 計画策定に向けた課題

1. 障がいのある人に対する意識の醸成に関すること

(1) 第2次計画からの課題

- ① 市民へ障がいへの理解を図るため、周知啓発をより一層充実させていく必要があります。
- ② 障がいのある人となない人の交流の機会をより多く確保するとともに、その内容を充実させていく必要があります。
- ③ 虐待の未然防止の周知啓発を強化し、障がい者虐待の防止の理解や気軽に通報、相談ができる環境を整えていく必要があります。

(2) アンケート調査からの課題

- ① 障がいのある人が暮らしやすい地域をつくるために、障がいのある人について、地域の方々への理解促進を図り、地域で共に生きていく意識の醸成が必要です。
- ② 障がい者の人権にかかわる法律や制度について、効果的かつ継続的な周知の取り組みが必要です。
- ③ 子どものころから、障がいについて理解を深められるような働きかけが必要です。



障がい福祉制度や障がいのある人への理解促進、情報提供の充実

2. 生活に関すること

(1) 第2次計画からの課題

- ① 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制を整備していく取り組みが必要です。

(2) アンケート調査からの課題

- ① 障がい者と暮らす家族の介護・経済的負担の軽減が必要です。
- ② 障がいのある人がひとり暮らしとなった場合や高齢となった場合の在宅支援が必要です。
- ③ 積雪時の移動など冬期間の生活支援が必要です。
- ④ 災害時にも障がい特性に応じた必要な支援が受けられる仕組みづくりが必要です。



在宅サービスと災害時の支援の充実

3. 福祉サービスの情報周知に関すること

(1) 第2次計画からの課題

障がい福祉サービスを必要としている方に対し、情報が得やすい提供方法について検討し、実施していくことが必要です。

(2) アンケート調査からの課題

- ① 福祉サービスについて周知するための効果的な取り組みが必要です。
- ② 障がいのある人と身近に関わっている家族やかかりつけの医師への相談割合が高い傾向にあるため、これらの方々に対する支援の情報提供の充実を図っていくことが必要です。



効果的な福祉サービスの情報周知

4. 社会参加に関すること

(1) 第2次計画からの課題

- ① 民間事業者に対し、施設や情報のバリアフリー化の理解を促進していくための周知啓発等に取り組んでいく必要があります。

(2) アンケート調査からの課題

- ① 障がいのある人に配慮した施設、設備の整備促進が必要です。
- ② 障がいのある人が気軽に参加できるスポーツ、文化活動等のイベントが必要です。
- ③ 障がいのある人が余暇を過ごせる活動や場所の充実が必要です。
- ④ 障がいのある人の移動手段と外出先での支援者の確保が必要です。



社会参加とバリアフリーの推進

5. 支援体制や関係機関などの連携に関すること

(1) 第2次計画からの課題

- ① 障がい福祉サービスの需要に対応できるよう、相談支援専門員の確保とスキルアップが必要です。
- ② 障がいのある人及びその家族の問題、ライフステージの変化等に対応できるよう、関係機関との情報共有や支援等の連携をより強化していくことが必要です。
- ③ 専門性のある職員を確保し、障がいのある子どもの親が安心して子育てできる環境の整備が必要です。
- ④ 発達に心配のある子どもが、適切な時期に相談が受けられるような支援が必要です。

(2) アンケート調査からの課題

- ① 障がいのある人やその家族が困ったときに気軽に相談できるような環境が必要です。
- ② 相談窓口について、周知を図ることが必要です。



支援体制・連携の強化と相談しやすい環境づくり

6. 就労に関すること

(1) 第2次計画からの課題

- ① 民間事業者に対し、障がいや障がいのある人の理解を深めることが必要です。
- ② 障がいのある人の雇用意識の醸成を図るための周知啓発を関係機関と連携しながら進め、雇用を促進させていくことが必要です。
- ③ 障がいの特性に応じた業務の配分等について配慮がなされるように、関係機関と連携しながら働きかけを行うことが必要です。
- ④ 障がいのある人の通勤（移動）方法の支援が必要です。

(2) アンケート調査からの課題

- ① 就労の受け入れ先への障がいに対しての理解促進が必要です。
- ② 就労の場の増加、賃金・工賃向上の働きかけが必要です。
- ③ 就労訓練の場としての就労継続支援等のサービス等がより受けやすい環境づくりや周知活動が必要です。



関係機関と連携した就労支援及び雇用先への理解促進

～ 障 が い 者 計 画 ～

第3章 基本理念

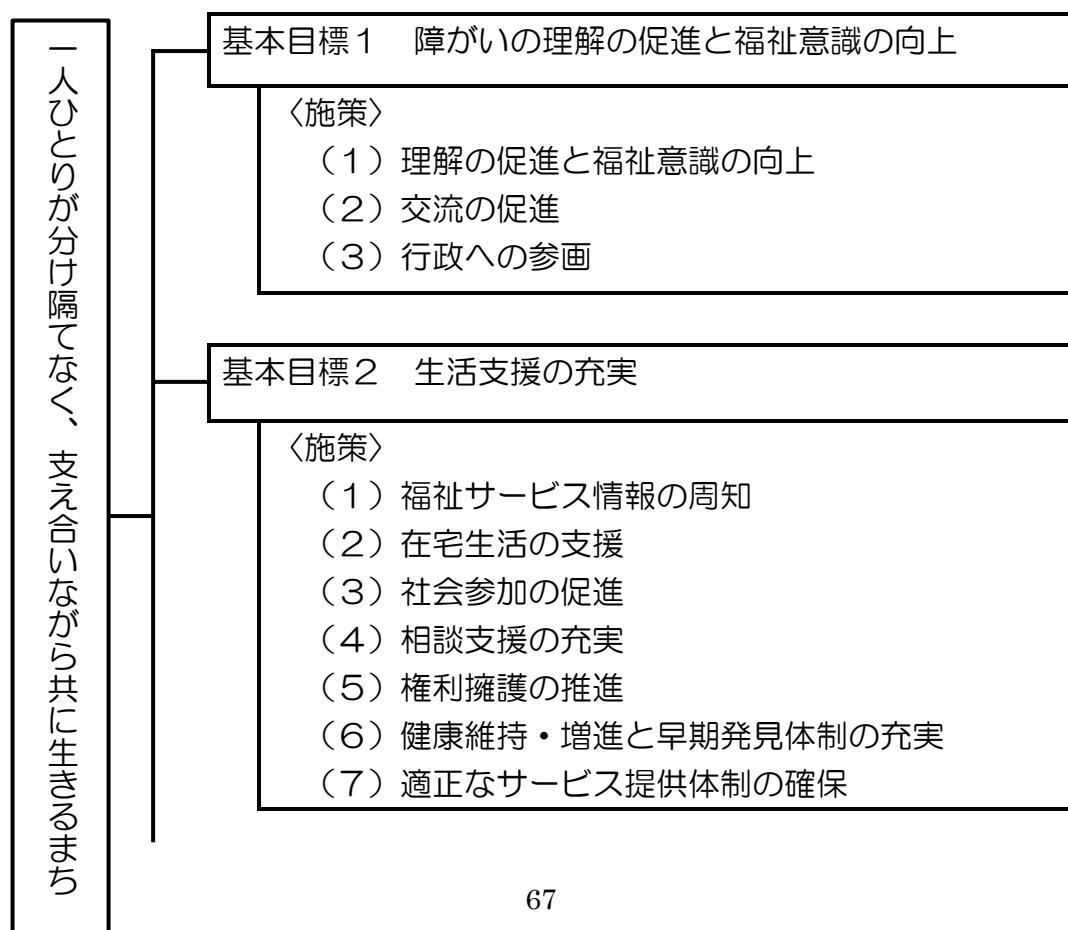
第3章 基本理念

第1節 基本理念

「一人ひとりが分け隔てなく、支え合いながら共に生きる
まち」

障がいのある人も障がいのない人も等しく基本的人権を享受する個人として互いに人格と個性を尊重し、手を取り合い、障がいの有無によって区別されることがなく、同じ社会を構成する一員として自らの意思により自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指します。

第2節 基本目標と施策の体系



基本目標3 安心・安全生活の確保

〈施策〉

- (1) バリアフリーの推進
- (2) 防犯・消費者被害の防止
- (3) 防災体制の整備
- (4) 虐待の防止
- (5) 司法手続き等における支援

基本目標4 支援ネットワークの構築と支援者等の育成

〈施策〉

- (1) 支援ネットワークの構築
- (2) 一貫した支援体制の確保
- (3) 支援者の育成
- (4) 障がい者支援団体の支援

基本目標5 教育と就労の推進

〈施策〉

- (1) 特別支援教育の推進
- (2) 就学前保育と放課後対策の充実
- (3) 就労の促進

第4章 基本目標と施策

第4章 基本目標と施策

基本目標1 障がいの理解の促進と福祉意識の向上

1. 目標の背景

障がいのある人が暮らしていくうえで、障がいのない人を含めた様々な人と関わりが必要ですが、多様な障がいに対する理解がないことにより、様々な場面で障がいのある人が嫌な思いをしたり、思うように活動できない状況が見受けられます。

障がいのある人については、障害者基本法第2条で、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義しており、いわゆる障害者手帳を持つ人に限られていないことから、障がいのある人が非常に多様であり、その多様な障がいを一人ひとりが理解することが必要であると考えられます。

障がい福祉に関する実態調査においても、約5割の市民が社会の中で障がいのある人に対する偏見や差別、配慮のなさがあると感じていることが分かりました。

しかし、一方で、多くの市民が障がいのある人と日常生活等で関わりを持ち、支援をしていきたいと考えていることも分かっています。

障がいのある人に対する障がいのない人の理解はもちろん、障がいのある人同士の互いの障がいに対する理解を促進するとともに、障がいのある人と関わりを持ち、手助けしたい人が具体的に支援することができるよう、支援事例等の周知を図ることで、障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく暮らすことができる環境を整備していく必要があります。

2. 取り組みの方針

「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づき、障がいのある人との関わり、障がいの特性、具体的な配慮の方法及び環境整備の必要性について周知するとともに、障がいのある人と障がいのない人が互いに交流する機会を設けます。

また、より障がいのある人の立場にたった施策等の推進を図るため、

障がいのある人自らが積極的に行政に関わる機会を設けます。

3. 施策

(1) 理解の促進と福祉意識の向上

- ① 障がいのある人もない人も住みよいまちの実現に向けて、「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を周知し、市民意識の啓発を推進します。
- ② 市広報やホームページに障がいのある人の特性や関わり方などを掲載し、広く市民に周知します。
- ③ 障がい者福祉に関する講演会又は研修会を開催し、障がい者福祉政策や先進的な取り組み等を学び、障がいのある人との関わりを考える機会を設け、理解の促進を図ります。
- ④ 市民や事業者に対し、障がいのある人に対して不当な扱いとなる事例や、それを未然に防ぐための配慮等に関する研修等を実施することで、障がいのある人の社会生活向上を図ります。
- ⑤ 総合的な学習の時間や道徳、特別活動等の時間に、障がいのある人との関わりについて、体験等を通して学ぶ機会を作り、児童生徒の福祉意識の醸成を図ります。
- ⑥ 「米沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応マニュアル」に基づき、市行政サービス等において、障がいのある人に対し合理的配慮の提供を推進します。
- ⑦ 県で作成したヘルプマーク※の周知を図り、必要な人に配布します。

(2) 交流の促進

- ① 障がいのある子どもとその保護者同士がともに活動する機会を提供し、一人ひとりの交流と生きがいづくりを推進します。
- ② 重症心身障がい児・者※とその保護者、または保護者同士の交流等を促進するため、いこいの家の運営を支援します。
- ③ 障がい者スポーツについて、障がいのある人もない人も一緒に参加することにより交流を深めます。
- ④ 障がいのある人とその支援者等によるさまざまな作品を展示し、鑑賞してもらうことで交流を深めます。
- ⑤ 障がいのある人同士又は障がいのある人と障がいのない人が気軽に集い交流できる場の設置を検討します。

(3) 行政への参画

- ① 市の障がい者福祉に関する施策の推進や、計画策定等の検討を行うために設置する協議会等の委員の委嘱において、一般公募により委嘱する附属機関※の公募委員制度を推進します。
- ② 障がい者福祉に関する計画の策定や条例等の制定に伴いパブリック・コメント※を実施し、広く意見を取り入れます。
- ③ 障がいのある人に関する課題を含めた、さまざまな課題の解決のため、市民が事業提案を行い、市と協働により取り組む協働提案制度を推進します。

基本目標2 生活支援の充実

1. 目標の背景

障がいのある人の日常生活を支援するには、一人ひとりの障がいの特性に応じた福祉サービスを提供する必要があり、多様な障がいのある人を適切に支援するため、数多くのサービスが創設されています。

障がいのある人が多くの福祉サービスから自らの特性に応じたサービスを選択し利用することができるよう、十分な情報提供と、一人ひとりの障がい特性を把握し、その人の希望や家族の意向等を十分に踏まえたサービス利用ができる環境を確保していく必要があります。

障がい福祉に関する実態調査においても、福祉サービスの情報提供の充実や相談支援体制の確保が求められていることが分かっています。

また、本市の地域特性に応じた除雪や、移動等に関する福祉サービスの充実も必要になっています。

さらに、障がいのある人は増加傾向にあり、障がい重度化の防止や、障がいや障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療を図ることも必要です。

2. 取り組みの方針

障がいのある人の生活を支援する福祉サービスを提供するとともに、それらの福祉サービスが適切に利用されるよう、情報提供や相談支援体制の整備、障がいのある人の権利を擁護する取り組みを行います。

また、健康維持・増進及び障がいや障がいの原因となる疾病の早期発見体制の充実を図ります。

3. 施策

(1) 福祉サービス情報の周知

- ① 市広報やホームページ等をとおして福祉サービスや新しい制度等に関する情報提供を行います。
- ② 障害福祉サービス等をまとめたサービスガイドを作成し、障害福祉サービス事業所や関係機関等に配付することで、障がいのある人の福祉サービス利用の促進を図ります。
- ③ 福祉サービスを必要としている方に対して情報が届くように、継続的かつ効果的な周知方法を検討し、実施していきます。

(2) 在宅生活の支援

- ① 自立支援給付※の適正な給付を行い、障がいのある人の心身の特性に応じたサービスの提供を図ります。
- ② 自立支援医療※の支給を行い、医療行為を必要とする障がいのある人の費用負担の軽減を図ります。
- ③ 地域生活支援事業※における在宅生活を支援するサービスを適正に提供し、障がいのある人の在宅生活の向上を図ります。
- ④ 障がいのある人の除雪や雪下ろしに係る費用を助成し、降雪期における在宅生活を支援します。
- ⑤ 市と除雪業者の協働により、冬期間の道路除雪で玄関先に堆雪する雪をなるべく少なくし、障がい者世帯が行う玄関先の雪処理の負担を軽減します。
- ⑥ 寝たきり等の重度の障がいのある人に対し、紙おむつの給付を行い清潔で快適な生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。
- ⑦ 寝たきり等の重度の障がいのある人が使用する寝具の洗濯及び乾燥を行うサービスを提供し、清潔で快適な生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。
- ⑧ 理髪店や美容院に出向いて散髪等を行うことが困難な障がいのある人が、自宅で散髪等のサービスを受けるための費用の一部を助成し、障がいのある人の在宅生活の向上を図ります。
- ⑨ じん臓機能に障がいのある人が人工透析療法※による医療を受

けるための通院に必要となる交通費を助成し、じん臓機能障がいのある人の経済的負担軽減を図ります。

- ⑩ 在宅酸素療法※を必要とする呼吸器障がいのある人に対し、使用する酸素供給装置の電気料金を助成し、呼吸器障がいのある人の経済的負担軽減を図ります。

（３）社会参加の促進

- ① 地域生活支援事業における社会参加を促すサービスの推進を図り、障がいのある人の社会参加の促進及び生活圏域等の拡大を図ります。
- ② 障がいのある人が利用するタクシー料金の一部を助成し、障がいのある人の社会参加を促進します。
- ③ 障がいのある人が日常生活のために使用する自動車の燃料費を助成し、障がいのある人の社会参加を促進します。
- ④ 移動に困難がある方に対しての課題について、自立支援協議会等で協議を行っていきます。
- ⑤ 障がいのある人の地域生活を推進するための多機能型の支援拠点の整備を推進します。

（４）相談支援の充実

- ① 障がいのある人やその家族等の相談に応じ、日常生活の助言、福祉サービスの情報提供及び障がいのある人の権利を擁護するために必要な援助を行うなどの総合的な支援を行う障がい者相談支援事業所を配置します。
- ② 地域で、障がいのある人の日常生活に関する相談や福祉サービスの情報提供を行う相談員を配置し、障がいのある人の身近な場所での相談体制の構築を図ります。
- ③ 学校に教育相談員※を配置し、障がいのある子どもの学校生活等に関する相談に応じるとともに、家庭、学校、専門機関と連携した相談体制の構築を図ります。
- ④ 障がいのある子どもの就学や進学等の際に、次の学校への移行及び医療機関等との情報共有が円滑に進むよう、障がいのある子どもの特性や成長の過程等を記録するやまがたサポートファイル※の普及を図ります。
- ⑤ 医療機関と情報共有を図り、障がいのある人が安心して医療が受けられる環境の整備を図ります。

(5) 権利擁護の推進

- ① 障がいのある人の成年後見制度利用にあたり、障がいのある人の親族等による申し立てが困難な場合に、市が代わって申し立てを行い、障がいのある人の日常生活を支援します。
- ② 成年後見人等がついている障がいのある人について、成年後見人等への報酬の支払いが困難な場合、その報酬の助成を行います。

(6) 健康維持・増進と早期発見体制の充実

- ① 健康診査を実施し、障がいの原因となる生活習慣病※の早期発見、早期治療を図ります。
- ② 妊婦健診・乳幼児健診の実施により、障がいの早期発見、早期療育を図ります。
- ③ 健康維持・増進のための各種教室や講座の周知を図ります。
- ④ 子育て支援センター※との連携や保育園、幼稚園等の訪問相談を行い、発達について気になる子どもについての相談、対応及び支援方法の検討等を行い、障がいの早期発見、早期対応ができる体制を整備します。
- ⑤ 在宅高齢者の日常生活活動の維持・向上の支援及び指導を行う援助員の派遣や介護予防教室等を開催し、介護予防を推進します。

(7) 適正なサービス提供体制の確保

- ① 障害支援区分※の認定にあたり、医療、福祉等の専門スタッフによる審査会を設置し、専門的な見地からの適切な認定事務を推進します。
- ② 障害支援区分認定の職員体制の充実を行い、適切な障害福祉サービス等の認定を推進します。

基本目標3 安心・安全生活の確保

1. 目標の背景

障がいのある人はその心身の特性や社会環境により、施設の利用や移動、犯罪や災害の発生などにおいて、身の危険にさらされる可能性が高くなります。

障がい福祉に関する実態調査においても、道路や施設に段差や階段

が多いこと、災害時には、薬や治療を受けることのほか、避難所の設備や避難行動に心配があると考えている障がいのある人が多いことが分かっています。

障がいのない人と同じように、その心身の特性によらず、安心して社会生活を送ることができるよう、社会環境の整備を進める必要があります。

2. 取り組みの方針

施設や交通機関のバリアフリーを推進するとともに、より多くの障がいのある人が情報を受け取ることができるよう、声の広報の発行や障がいのある人に配慮した施設の表示等の整備を推進します。

また、防犯や防災、虐待の防止の推進及び司法手続きにおける支援等を行います。

3. 施策

(1) バリアフリーの推進

- ① 公共施設や公共交通機関のバリアフリーを推進するとともに、民間施設や交通機関等におけるバリアフリーの必要性を啓発します。
- ② 公共施設の整備にあたり、障がい者の意見を取り入れます。
- ③ 市広報等の発行にあたり、障がいのある人の特性に応じ、音声、要約等による情報提供を推進します。
- ④ 公共施設において、障がいのある人に配慮した表示等の設置を推進するとともに、その必要性について広く市民や企業に周知します。
- ⑤ 市民や市内企業等に対し、障がいのある人の特性に応じた情報発信のあり方等を広く周知し、障がいのある人が情報を得やすい環境の整備を図ります。
- ⑥ 選挙執行時において、スロープ及び点字器を設置するなど、障がいのある人が円滑に投票できる環境の整備を図ります。

(2) 防犯・消費者被害の防止

警察、消費生活センター※等と連携を図り、障がいのある人が関わる犯罪や消費者被害を未然に防止します。

(3) 防災体制の整備

- ① 災害時における避難行動に支援が必要と思われる障がいのある人（この章において「避難行動要支援者」とします。）の住居情報等を集約し、名簿を作成することで、災害発生時における障がいのある人の避難確認等に備えます。
- ② 避難行動要支援者に対し、住居情報等を平時から共有することについて同意を求め、同意した避難行動要支援者の住居情報等を民生委員・児童委員、自主防災組織※等と共有することで、災害時に備えた避難誘導體制等の構築を図ります。
- ③ 障がいのある人が入所する施設等に対し、災害時に避難することとなった障がいのある人の受け入れについて協定を締結することで、障がいのある人が安心できる福祉避難所※を確保します。

(4) 虐待の防止

- ① 障がいのある人に対する虐待事例の周知や、虐待防止のための擁護者の支援を行うとともに、虐待に関する通報や相談等を受ける障がい者虐待防止センター※について広く周知し、障がいのある人に対する虐待の未然防止と早期発見体制の整備を図ります。
また、社会福祉士等の有資格者を配置し、障がい者等の虐待に関する相談に対応し、障がい者の権利擁護を推進します。
- ② 障害福祉サービス事業所、民生委員・児童委員※及び医療機関等と連携し、虐待を受けた障がいのある人の早期発見体制の整備を図ります。
- ③ 虐待を受けた障がいのある人に対し、一時的に保護する場所の確保や弁護士、医師等との連携により、安心できる生活を確保します。

(5) 司法手続き等における支援

障がいのある人が刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続き等の対象となった場合や、民事事件、家事事件若しくは行政事件の当事者又は関係者となった場合に、障がいのある人が権利を円滑に行使できるよう、手話通訳者又は要約筆記者※の派遣等、障がいに応じた意思疎通の手段を確保します。

基本目標4 支援ネットワークの構築と支援者等の育成

1. 目標の背景

障がいのある人を支援し、障がいのある人が自分らしく、障がいのない人と共に暮らすことのできる社会を実現するには、さまざまな支援者が必要であり、また、その支援者同士が連携して支援体制や社会環境の整備を進めていく必要があります。

障がい福祉に関する実態調査においても、専門機関との連携や障害福祉サービス事業者同士の交流、連携が必要であるとの意見が出されています。

さらに、障がいのある人やその家族が組織する団体の活動を支援することで、障がいのある人からの情報発信を促し、市民の理解や生活環境の改善を図っていくことも必要です。

2. 取り組みの方針

障がいのある人を支援する事業所や医療機関等の専門機関との支援ネットワークの構築、生涯をとおして一貫した支援体制の確保及び障がいのある人を支援する者の育成や支援団体活動の支援等を行います。

3. 施策

(1) 支援ネットワークの構築

地域自立支援協議会を開催し、障害福祉サービス事業者、障がい者支援団体、行政及び関係機関で障がいのある人の現状と課題を把握し、情報交換を行うなどの連携を図り、障がいのある人の生活環境等の向上を推進します。

(2) 一貫した支援体制の確保

障がい者支援室※を中心に関係機関と連絡調整を図り、障がいのある人の成長過程や生活環境等に区別されない支援及び生涯をとおして一貫した支援ができる体制を確保します。

(3) 支援者の育成

- ① 聴覚障がいのある人を支援するため、手話通訳をボランティア

で行う人材を育成します。

- ② 米沢市社会福祉協議会をとおして障がいのある人を支援するボランティアの支援及び育成を図ります。
- ③ 障がい者相談支援事業所、介護支援専門員、行政等の情報交換の機会を確保し、障がいのある人の生活の状況や、障がい者福祉制度の状況等の共有、相談技能の向上、支援体制の強化を図ります。
- ④ 住民の自主性を尊重しながら、地域における相談や各種福祉サービスの活用の橋渡しを行う民生委員・児童委員の、時代に即応した活動の強化・振興を図り、障がい福祉の向上促進に資するために研修会を開催します。

（４）障がい者支援団体の支援

米沢市身体障がい者福祉協会※、米沢市手をつなぐ育成会※及び独立行政法人国立病院機構米沢病院重症心身障がい児施設協力会※に対し補助金を交付しその活動を支援します。

基本目標5 教育と就労の推進

1. 目標の背景

障がいのある人には、その障がいの特性に応じた教育や就業に向けた支援等が必要であり、それらをとおして一人ひとりの障がいのある人の経済的、社会的自立と、日常生活の向上及び社会活動への参加の促進を図ることができます。

また、教育や就業をとおして障がいのある人が自らの可能性を見出し、新たな挑戦、生きがいつくりに取り組むことができます。

障がい福祉に関する実態調査においても、障がいのある人の就労の場が不十分であることが分かっています。

2. 取り組みの方針

障がいのある子どもの特性に合わせた教育、就学前保育と放課後対策の推進を図るとともに、障がいのある人の就労の促進を図ります。

3. 施策

(1) 特別支援教育の推進

- ① 適応指導員※、適応指導補助員※等を配置し、障がいのある子どもの特性に応じた指導を行い、一人ひとりの個性や可能性を伸ばせる教育を推進します。
- ② 就学前及び小中学校在籍中の障がいのある子ども及びその保護者に対し、就学に関する相談及び情報提供その他の支援を行うことで、障がいのある子どもの特性に応じた教育を推進します。
- ③ 個別の指導計画※及び教育支援計画※の作成に努めるとともに、教職員に対し、障がいのある児童、生徒の支援等に関する研修等を実施し、障がいのある子ども一人ひとりに応じた学校教育の推進を図ります。
- ④ 養護学校の課外授業の活動場所として市庁舎の一部を提供し、学習を支援します。
- ⑤ 学校教育における障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ教育の推進を図ります。
- ⑥ 聴覚や言語に困難のある子どもに対し、発音や話し言葉等の学習を支援し、コミュニケーション能力の向上を図ります。

(2) 就学前保育と放課後対策の充実

- ① 障がいのある子どもの受け入れに伴い保育士の増員を行っている保育所等に対し補助金を交付し、その運営と障がいのある子どもの適切な保育環境の確保を図ります。
- ② 就学前の障がいのある子どもについて、日常生活の指導及び集団生活の訓練等を行い、社会生活への適応能力の向上を図ります。
- ③ 障がいのある子どもの受け入れに伴い、障がいに関する専門知識を有する指導員を配置している放課後児童クラブに対し、補助金を交付することで、その運営と障がいのある子どもの健全な発達を図ります。

(3) 就労の促進

- ① 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター※及び障がい者就労施設等と連携を図り、障がいのある人の雇用促進を図ります。
- ② 障がい者就労施設※等の施設外就労訓練の場として市庁舎の一部を提供し、障がいのある人の技能向上を支援します。
- ③ 「米沢市障がい者就労施設からの物品調達方針」に基づき、当該

施設等で授産された製品の購入及び役務の提供を推進するとともに、市ホームページ等で市民に対して提供物品、役務等の情報を発信することで、販売を促進し、就労訓練の充実及び工賃の向上を図ります。

- ④ 市の雇用において、障がい者の法定雇用率の達成と、障がいのある人の就労に配慮した業務の検討等を行います。

～ 障 が い 福 祉 計 画 ～

～ 障 が い 児 福 祉 計 画 ～

第5章 地域移行等の数値目標と 障害福祉サービス見込量等

第5章 地域移行等の数値目標と障害福祉サービス見込量等

第1節 障がい福祉計画と障がい児福祉計画

障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、共に障害福祉サービス体制の確保とそれに関する業務の円滑な実施について定める計画であることから、この2つの計画を一体のものとして策定します。

第2節 数値目標と見込量設定の視点

1. 障がいのある人の意思の尊重

障がいのある人が自らの意思により判断し、また、障がいのある人の家族等が障がいのある人の意思を尊重してサービスの利用ができる相談支援体制の整備を図ります。

2. 地域生活の充実

住み慣れた地域で生活することを望む障がいのある人が、施設から地域生活へ移行し、継続して地域生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点の設置を進めるとともに、地域移行支援※、地域定着支援※等の提供体制の整備を図ります。

3. 一般就労の推進

障がいのある人が障がいのない人と同じように就労し、障がいのある人の自己実現や社会参加を支援するため、福祉施設での就労から企業等での一般就労への移行を推進します。

4. 障がいのある子どもに対するサービス提供体制の構築

障がいのある子どもが地域で必要なサービスを利用できるよう、児童発達支援センター※及び障がい児福祉サービス事業所との連携を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。

第3節 地域生活への移行等に関する目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

(1) 目標達成への方針

施設入所者が在宅生活やグループホーム※での生活等に移行するためには、グループホーム等の基盤整備や、在宅での生活を支援するための居宅介護※、短期入所※及び自立生活援助※のサービス提供量の確保が必要です。また、地域移行支援や地域定着支援、計画相談支援※といった相談支援体制を構築します。

(2) 実績

項 目	平成30～令和2年度累計実績（見込み）
地 域 移 行 者 数	6人
施設入所者削減数	3人

(3) 目標

項目	数値	考え方
現時点の施設入所者数（A）	130人	令和元年度末時点の施設入所利用者数
目標年度の施設入所者数（B）	124人	令和5年度末時点の施設入所利用者数
地域生活移行者数（C）	8人	令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までにグループホーム等へ移行するものの数
[地域生活移行率] $(C) \div (A)$	6.2%	<u>（6%以上とする）</u>
削減見込（A－B）	6人	差引減少見込み数
[減少率] $((A) - (B)) \div (A)$	4.62%	<u>（1.6%以上とする）</u>

- 施設入所者削減数については、施設入所が必要な人であるにもかかわらず、目標達成のために削減することがない様に留意します。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 目標達成への方針

入院中の精神障がいのある人が地域生活へ移行する際に必要な福祉サービスの提供体制を整備し、様々な関係機関が相互に連携を図れる体制を構築します。

(2) 目標

①精神障害者の障がい福祉サービスの利用者数

区分	サービス種別	元年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度
居住系	自立生活援助	0	1	1	2	2
	共同生活援助	62	67	72	77	83
相談系	地域移行支援	1	1	1	1	2
	地域定着支援	0	0	0	1	1

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 及び、関係者の参加数

		元年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度
①開催回数		0	2	2	2	2
②参加者数	合計	0	8	8	8	8
	保健	0	1	1	1	1
	医療（精神科）	0	2	2	2	2
	医療（精神科以外）	0	1	1	1	1
	福祉	0	2	2	2	2
	介護	0	1	1	1	1
	当事者	0	1	1	1	1
	家族	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
③目標設定及び評価の実施		0回	1回	1回	1回	1回

3. 地域生活の支援

(1) 目標達成への方針

地域生活支援の拠点をどのような形で整備していくか、地域自立支援協議会※等で検討していくと共に、相談支援事業所機能の強化を推進していきます。

(2) 目標

項 目	数 値	基準年度等
地域生活支援拠点等の整備	1 か所	令和5年度末目標値
地域生活支援拠点等の運用状況の 検証及び検討	2回	令和5年度末目標値

4. 福祉施設利用から一般就労への移行

(1) 目標達成への方針

就労移行支援※、就労定着支援※事業所数の増加に向けて働きかけを行うと共に、ハローワークや障害者就業・生活支援センター※との連携を強化し、地域自立支援協議会で具体的な取り組みを検討していきます。

(2) 実績

項 目	令和元年度実績
一般就労移行者数	10人
就労移行支援事業利用者数	22人

(3) 目標

○一般就労移行者数

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数 (A)	10人	令和元年度中に福祉施設を退所し、 一般就労に移行した者の数
目標年度の年間一般就労移行者 数(B)	14人	令和5年度中に福祉施設を退所し、 一般就労に移行する者の数
[増加率] (B) / (A)	1.4倍	<u>(1.27倍以上とする)</u>

○就労移行支援事業利用者数

項目	数値	考え方
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数（C）	1 人	就労移行支援事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数（D）	2 人	就労移行支援事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
[増加率] （D）／（C）	2.0 倍	<u>（1.30 倍以上とする）</u>

○就労継続支援A型事業利用者数

項目	数値	考え方
現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数（E）	4 人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数（F）	5 人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
[増加率] （F）／（E）	1.3 倍	<u>（概ね 1.26 倍以上とする）</u>

○就労継続支援B型事業利用者数

項目	数値	考え方
現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数（G）	5 人	就労継続支援 B 型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数（H）	7 人	就労継続支援 B 型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
[増加率] （H）／（G）	1.4 倍	<u>（概ね 1.23 倍以上とする）</u>

○就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	0人 (市内及び近隣市町村に指定を受けた事業所がないため)	平成31年4月から令和元年9月の間に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者(実績:4名)のうち、就労定着支援事業を利用した人数
目標年度の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	7割	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者(就労移行後6月以上経過した者に限る。)のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合(7割以上とする)

5. 障がいのある子どもへの支援提供体制の整備等

(1) 目標達成への方針

障がいのある子どもが地域において健やかに成長するために、児童発達支援センター及び障がい児サービス事業所との連携を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。

また、重症心身障がい児が利用できる事業所数の増加に向けて働きかけを行うと共に、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を推進します。

(2) 目標

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	令和5年度末時点の設置数

保育所等訪問支援事業の実施	3 か所	令和5年度末時点の事業所数
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所	令和5年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2 か所	令和5年度末の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数
医療的ケア児支援協議の場の設置	1 か所	自立支援協議会（こども支援部会）にて設置
医療的ケア児等コーディネーター※の配置	1 名	令和5年度末の配置人数

6. 発達障がいのある方に対する支援体制の整備等

(1) 目標達成への方針

発達障がいのある方の早期発見・早期支援には、発達障がいのある方及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム※やペアレントトレーニング※等の支援体制の確保を推進していきます。

(2) 目標

内容	元年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	推計の考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	0	0	5	5	5	令和3年度以降、5名の受講者数を見込む

7. 相談支援体制の充実・強化等

(1) 提供体制の確保と見込量設定の方針

障がいのある方、とりわけ重度の障がいのある方が地域において自立した生活を営むためには、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応できる相談支援体制の構築が必要です。そのために、相談支援を行う人材を育成し、関係機関の連携を強化していく取り組みが必要です。

(2) 見込量

内容	元年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	推計の考え方
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	36	39	42	45	48	・1年に3件の増加を見込む
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	13	14	14	14	14	・相談支援事業所定例報告会 年12回 ※令和元年度は10回実施 ・地域自立支援協議会相談支援部会 令和2年度より年2回実施 ・相談支援員研修会 年3回 ※令和元年度で実施終了
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2	8	10	10	10	・地域自立支援協議会全体会 年2回 ・地域自立支援協議会定例会 年2回 ・地域自立支援協議会相談支援部会除く専門支援部会 3部会×年2回

8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

(1) 目標達成への方針

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには利用者が本当に必要な障害福祉サービスの提供を行うことが重要です。そのために、市職員は障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取り組みを行うことが必要です。

また、自立支援審査支払等システム※等を活用し、請求の過誤を無くすための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要です。

(2) 目標

内容	元年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	推計の考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込み	1	1	1	1	1	毎年1名の参加人数を見込む

項目	数値	考え方
障害者自立支援審査等支払システムによる審査結果の共有	1回	令和5年度末時点の回数

第4節 障害福祉サービスの概要

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の障がい者で常に介助を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

(3) 同行援護

重度の視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行して、移動の支援を行います。

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいのある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

重度の障がいのある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助を包括的に提供します。

2. 日中活動系サービス（施設等におけるサービス）

(1) 生活介護

常に介護が必要な障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人に対し、理学療法、作業療法やその他必要なリハビリテーション等を行います。

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する支援を行います。

(4) 就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験その他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

(5) 就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

(6) 就労継続支援B型

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な援助を行います。

(7) 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した障がいのある人に対し、企業・自宅への訪問等により、生活リズム、家計や体調管理などに関する助言、課題解決に向けての必要な連絡調整等を行います。

(8) 療養介護

医療の必要な障がいのある人で、常に介護が必要な場合、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

(9) 短期入所（福祉型・医療型）

自宅で障がいのある人の介護を行う人が病気等の場合に、介護を必要とする障がいのある人に対し、施設等への短期間入所による入浴、排せつ及び食事その他の必要な援助を行います。

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助

地域の共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の援助を行います。

(2) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

(3) 自立生活援助

施設入所支援、共同生活援助等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する方に対し、定期的な訪問、相談・要請があった際の助言や医療機関等との連絡調整を行います。

4. 相談支援

(1) 計画相談支援

障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。

(2) 地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援が必要な人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

(3) 地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

5. 障害児通所支援、障害児相談支援

(1) 児童発達支援

未就学の子どもとその家族に対し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

小・中学校及び高等学校に通学する子どもとその家族に対し、放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある子どもとその家族に対して、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

(4) 医療型児童発達支援

機能訓練や医療的管理下での支援が必要な肢体不自由障がいのある子どもとその家族に対し、児童発達支援と治療を行います。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるために外出することが難しい重症心身障がい児等とその家族に対し、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作指導や知識技能の付与等の支援を行います。

(6) 障害児相談支援

障がいのある子どもとその家族等の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。

6. 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援事業所に、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することで相談支援機能の強化を図る機能強化事業があります。

(2) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用の支援を行います。

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいのある人等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

(4) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活及び社会生活の援助を行います。

(5) 日常生活用具給付事業

障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付又は貸与すること等により、障がいのある人の日常生活の支援を行います。

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行います。

(7) 地域活動支援センター事業

身近な地域の事業所に通い、創作活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行います。

なお、精神保健福祉士等の専門職員の配置や、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発を行う機能強化事業があります。

(8) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスの提供を行います。

(9) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援、社会参加及び休息を図れる様に支援します。

(10) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力の増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催します。

(11) 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人に、市で発行する広報を音訳した CD 等を作成し、定期的に提供します。

(12) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部の助成を行います。

第5節 障害福祉サービスの提供体制の確保とサービス見込量

1. 訪問系サービス

(1) 提供体制の確保と見込量設定の方針

訪問系サービスは利用者数及び利用時間共に増加しております。精神障がいのある人からの利用希望の増加、夕食時間等へのサービス提供の集中、重度訪問介護利用者の増加に対する提供体制の確保等の課題があります。事業所の体制整備への働きかけが必要です。

(2) 実績と見込量

サービス名	単 位	実 績			見込量		
		H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
居宅介護	利用時間数 (時間/月)	1,770	1,669	1,686	1,703	1,720	1,737
	利用者数 (人/月)	149	152	153	154	155	156
重度訪問介護	利用時間数 (時間/月)	342	1,160	1,324	1,489	1,654	1,819
	利用者数 (人/月)	7	7	8	9	10	11
同行援護	利用時間数 (時間/月)	14	14	15	18	18	21
	利用者数 (人/月)	6	5	5	6	6	7
行動援護	利用時間数 (時間/月)	0	0	0	5	5	5
	利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

2. 日中活動系サービス（施設等におけるサービス）

（1）提供体制の確保と見込量設定の方針

就労移行支援事業所及び就労継続支援 A 型事業所は減少傾向にあります。生活介護及び短期入所事業所については、利用希望者の数に対して、事業所数が足りていない現状にあります。そのことから、これらのサービス事業所増加のための働きかけを行い、提供体制を確保していく必要があります。

（2）実績と見込量

サービス名	単 位	実 績			見込量		
		H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
生活介護	利用日数 (日人/月)	4,138	4,119	4,160	4,202	4,244	4,286
	利用者数 (人/月)	229	234	238	242	245	249
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (日人/月)	46	42	56	63	70	77
	利用者数 (人/月)	7	7	8	9	10	11
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (日人/月)	20	16	20	40	40	60
	利用者数 (人/月)	1	1	1	2	2	3
就労移行支援	利用日数 (日人/月)	192	173	175	176	178	180
	利用者数 (人/月)	21	22	23	25	26	28
就労継続支援 A型	利用日数 (日人/月)	701	659	672	686	699	713
	利用者数 (人/月)	45	47	49	51	53	55
就労継続支援 B型	利用日数 (日人/月)	5,892	6,076	6,477	6,904	7,360	7,846
	利用者数 (人/月)	412	424	452	483	515	550

療養介護	利用者数 (人／月)	16	19	20	21	22	23
短期入所 (福祉型 ・医療型)	利用日数 (日人／月)	245	263	274	290	307	326
	利用者数 (人／月)	75	77	72	76	80	84
就労定着支援	利用者数 (人／月)	0	0	0	8	8	8

3. 居住系サービス

(1) 提供体制の確保と見込量設定の方針

共同生活援助事業所は少しずつ増加していますが、24時間支援体制をとることのできる事業所がまだまだ少ない現状にあります。また、精神障がいや発達障がい等に特化した施設の整備が必要です。

入所施設については地域移行が推進される中、入所施設でなければならない支援について再構築する必要があり、例えば強度行動障がい者※や触法障がい者※等の受け入れの強化が必要となります。

(2) 実績と見込量

サービス名	単 位	実 績			見込量		
		H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
共同生活援助	利用者数 (人／月)	147	157	169	182	196	211
施設入所支援	利用者数 (人／月)	127	130	129	127	126	124
自立生活援助	利用者数 (人／月)	0	0	1	2	3	4

4. 相談支援

(1) 提供体制の確保と見込量設定の方針

計画相談支援については、特定相談支援事業所※数が平成30年の7事業所から令和2年には8事業所に、相談支援専門員※数は平成30年の20人から令和2年には22人に、それぞれ増加しております。

一方、障害福祉サービスの利用者は年々増加しています。令和元年度の計画相談支援の支給決定者は801人おり、どの事業所も多くの利用者を抱えているため、新規の利用者の受け入れが困難な状況が度々発生していることから、更なるサービス提供量の確保が必要となっています。

また、地域移行支援及び地域定着支援を実施できる事業所が少ないので、相談支援事業所への働きかけが必要です。

(2) 実績と見込量

サービス名	単 位	実 績			見込量		
		H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画相談支援	利用者数 (人／月)	235	242	255	269	284	300
	利用者数 (人／年)	783	801	832	865	898	933
地域移行支援	利用者数 (人／月)	1	1	2	3	4	5
地域定着支援	利用者数 (人／月)	0	0	0	1	2	3

5. 障害児通所支援、障害児相談支援

(1) 提供体制の確保と見込量設定の方針

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、年々利用者が増加傾向にあり、今後も利用希望者の増加が見込まれることから、事業所への体制整備に関する働きかけが必要です。

障害児相談支援については、障がい児相談支援事業所数及び相

談支援専門員数が増加したことで、支援体制がとれるようになってきましたが、利用者も増加傾向にあることから、更なる量の確保が必要です。

(2) 見込量

サービス名	単 位	実績			見込量		
		H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
児童発達支援	利用日数 (日人／月)	176	204	229	256	287	322
	利用者数 (人／月)	31	33	34	36	38	39
放課後等デイサービス	利用日数 (日人／月)	1,094	1,572	1,849	2,174	2,557	3,007
	利用者数 (人／月)	103	126	142	161	182	205
保育所等訪問支援	利用日数 (日人／月)	0	0	2	4	6	8
	利用者数 (人／月)	0	0	1	2	3	4
医療型 児童発達支援	利用日数 (日人／月)	2	1	2	4	4	6
	利用者数 (人／月)	1	1	1	2	2	3
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 (日人／月)	0	0	5	10	15	20
	利用者数 (人／月)	0	0	1	2	3	4
障害児相談支援	利用者数 (人／月)	38	47	55	64	74	86
医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコー ディネーター	配置人数 (人)	1	1	1	1	1	1

6. 地域生活支援事業

(1) 提供体制の確保と見込量設定の方針

障がいのある人の理解を深めるため研修や普及啓発活動を強化し、共生社会の実現を図ります。

また、様々な地域生活支援事業を効果的に実施することで、障がいのある人が安心して地域生活を送れるよう支援します。見込み量を確保する方策として、実施事業所を確保し、事業の周知啓発を図ると共に、事業所との連携を図り利用者一人ひとりのニーズに即したサービス提供を推進します。特に日中一時支援については、利用希望者が増加しているため、事業所の量の確保が必要です。

(2) 実績と見込量

サービス名	単 位	実 績			見込量		
		H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
理 解 促 進 研 修・啓発事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
相談支援	事業所数 (所)	2	2	2	2	2	2
機能強化	事業所数 (所)	2	2	2	2	2	2
成年後見制度 利用支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業							
手話通訳者 設置	設置人数 (人)	2	2	2	2	2	2
手話通訳者 等派遣	利用回数 (回／年)	1,005	756	800	800	800	800
手話奉仕員養 成研修事業	受講人数 (人)	10	6	7	7	7	7

サービス名	単 位	実 績			見込量		
		H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
日常生活用具給付事業							
介護・訓練 支援用具	給付件数 (件／年)	5	7	5	5	5	5
自立生活支 援用具	給付件数 (件／年)	11	9	10	10	10	10
在宅療養等 支援用具	給付件数 (件／年)	10	10	10	10	10	10
情報・意思疎 通支援用具	給付件数 (件／年)	14	14	14	14	14	14
排泄管理支 援用具	給付件数 (件／年)	2,190	2,169	2,220	2,220	2,220	2,220
居宅生活動 作補助用具	給付件数 (件／年)	4	4	4	4	4	4
移動支援事業	利用時間 (時間／年)	1,631	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617
	利用者数 (人)	31	34	40	40	40	40
地域活動支援センター事業							
基礎的事業	事業所数 (所)	4	4	4	4	4	4
	利用者数 (人)	48	51	51	51	51	51
機能強化	事業所数 (所)	1	1	1	1	1	1
	利用者数 (人)	3	4	4	4	4	4
訪問入浴サ ービス事業	利用者数 (人)	6	7	7	8	8	9
日中一時支援 事業	事業所数 (所)	16	16	16	17	18	19
	利用者数 (人)	118	132	146	160	174	188

第5章 地域移行等の数値目標と障害福祉サービス見込量等

サービス名	単 位	実 績			見込量		
		H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	参加者数 (人)	42	99	40	40	40	40
声の広報等発行事業	利用者数 (人)	7	7	7	9	11	13
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者数 (人)	2	1	2	2	2	2

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

○計画の推進体制

本計画は、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関をはじめ、様々な障がいのある人を支える団体等と連携を図りながら、地域自立支援協議会との連携を密にし、計画の推進を行います。

○施策・事業等の実施

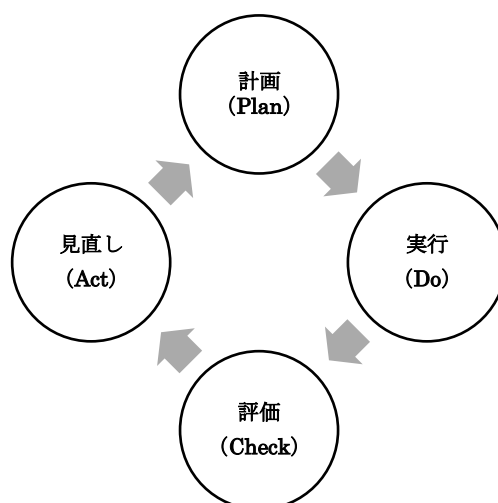
本計画の内容を踏まえ、計画に定める施策・事業については関係各課や関係機関との連携を図りながら実施に当たります。また、進捗状況を定期的に検証します。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に掲げる数値目標に関しては、定期的の実績値を把握するとともに、障がい者のニーズや事業所の現状と課題等についても把握に努めます。

○評価

障がい者施策推進協議会において、定期的に計画で定める施策の実施状況と障害福祉サービスの提供状況等を報告し、計画の進行管理と評価（中間評価）を行います。

○見直し

障がい者施策推進協議会への報告を踏まえ、必要があると認められるような場合には、本計画の見直し等を実施します。



資 料

資料

1. 計画策定の体制

(1) 障がい者施策推進協議会

ア. 概 要

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたり、市長に意見を述べるほか、障がい者に関する施策推進のための調査審議及び実施状況の監視等を行う機関で、本計画の策定にあたり、計画の策定に関することについて協議を行い、市長に第3次米沢市障がい者計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定に向けての意見書の提出を行いました。

イ. 委員構成

関係団体代表者、学識経験者、公募委員 計15名

(2) パブリック・コメント

ア. 概 要

障がい者施策推進協議会の意見を基に修正した第3次米沢市障がい者計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）を市民に公開し、広く意見を求めました。

イ. 実施時期

令和3年1月4日から令和3年1月25日まで

2. 第3次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

画策定に向けた会議の開催状況

開催期日	会議名称	協議内容
R1.6.30	第1回障がい者施策推進協議会	○米沢市障がい者施策推進協議会の目的・役割等について ○米沢市障がい者施策推進協議会の公開について ○平成30年度障がい福祉サービス等の実績について ○第2次米沢市障がい者計画の評価について ○米沢市障がい者施策推進協議会スケジュールについて
R1.11.20	第2回障がい者施策推進協議会	○計画策定のためのアンケート実施について
R2.6.30	第3回障がい者施策推進協議会	○令和元年度障がい福祉サービス等の実績について ○第2次米沢市障がい者計画の評価について ○計画策定のためのアンケート調査結果について ○令和2年度のスケジュールについて
R2.10.9	第4回障がい者施策推進協議会	○第3次障がい者計画案・第6期障がい福祉計画・第2期米沢市障がい児福祉計画素案について
R2.11.20	第5回障がい者施策推進協議会	○第3次障がい者計画案・第6期障がい福祉計画・第2期米沢市障がい児福祉計画素案（一部修正）について ○パブリックコメントの実施について
R3.3.16	第6回障がい者施策推進協議会	○パブリックコメントの実施報告 ○第3次障がい者計画案・第6期障がい福祉計画・第2期米沢市障がい児福祉計画案について ○市長への答申

3. 米沢市障がい者施策推進協議会条例

昭和 56 年 3 月 26 日

条例第 9 号

改正 昭和 57 年 3 月 29 日条例第 2 号

平成 6 年 6 月 27 日条例第 14 号

(題名改称)

平成 20 年 3 月 31 日条例第 21 号

(題名改称)

平成 22 年 3 月 31 日条例第 8 号

平成 24 年 3 月 28 日条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 36 条第 4 項に規定する地方障害者施策推進協議会として、米沢市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 6 条例 14・平 20 条例 21・平 22 条例 8・平 24 条例 11・一部改正)

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 法第 2 条第 1 号に規定する障害者（以下「障がい者」という。）
- (4) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) その他市長が適当と認める者

(平 22 条例 8・平 24 条例 11・一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(平 22 条例 8・追加)

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(平 22 条例 8・旧第 3 条繰下・一部改正)

（会議）

第 5 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平 22 条例 8・旧第 4 条繰下・一部改正）

（関係者の出席等）

第 6 条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

（平 22 条例 8・追加）

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（昭 57 条例 2・旧第 6 条繰上、平 22 条例 8・旧第 5 条繰下・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 27 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日条例第 8 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日条例第 11 号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）附則第 1 条第 1 号に規定する政令で定める日から施行する。

米沢市障がい者施策推進協議会委員名簿

(５０音順・敬称略)

氏 名	所 属 団 体 等
伊藤 啓	山形県置賜保健所 地域保健福祉課長
遠藤 咲子	山形県立米沢養護学校 教諭
九里 廣志	九里学園高等学校 理事長・校長
斎藤 一夫	成年後見センター ぱあとなあ山形
齋藤 定雄	米沢市身体障がい者福祉協会 会長
沢 和浩	米沢公共職業安定所 統括職業指導官
鈴木 ひとみ	山形県梓園 園長
情野 新一	米沢市通所事業所連絡会 会長
清野 雅好	米沢市社会福祉協議会 地域福祉課長
田中 寛司	公募委員
平間 みゆき	車いすボランティアサークル てくてくクラブ 代表
船山 幸二	米沢市民生委員児童委員連合協議会 副会長
穂坂 雅之	米沢市医師会
山崎 公彦	米沢市特別支援教育部会 部会長
我妻 壽光	米沢市手をつなぐ育成会 会長

用語の解説

(あ)

○いこいの家

米沢市における重症心身障がい児及びその家族等が集い、交流を深めるための施設。
独立行政法人国立病院機構米沢病院に併設されている。

○意思疎通支援事業

第5章第3節参照

○移動支援事業

第5章第3節参照

○医療的ケア児

人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児。

○医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、本人の健康を維持しつつ、支援のための環境構築を推進する役割をもつ。

○親子ふれあい教室

米沢市では、障がいのある子どもとその家族が、体験学習等をとおして交流する事業して実施している。

(か)

○障害者虐待防止センター

障がいのある人の虐待の発見に関する通報又は虐待を受けた障がいのある人からの虐待についての届出の受理や、擁護者による障がいのある人の虐待の防止及び虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談、指導、助言を行う機関。

○教育支援計画

一人ひとりの障がいのある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫し

た長期的な視点で、幼稚園や保育所、学校が中心となって作成する計画。

作成にあたっては、関係機関との連携や、保護者の参画又は意見等を聴くことなどが求められる。

○教育相談員

米沢市では、教育相談や適応指導を行う者として、適応指導教室や小中学校に配置されている。

学校や家庭、適応指導教室及び関係機関と連携を図りながら活動する。

○強度行動障がい者

自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻繁に示すことなどを特徴としている障がいのある人で、現状では、事業所の受け入れが困難であったり、受け入れ後の不適切な支援により、同じ事業所の利用者に対する虐待に繋がる可能性が懸念される。

○居宅介護

第5章第3節参照

○計画相談支援

第5章第3節参照

○合理的配慮

2006 年 12 月に国際連合で採択された障害者の権利に関する条約に「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に必要なものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

具体的には、車椅子利用者のための段差に板を渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮、筆談や読み上げによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の工夫、障がいの特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更などが考えられるとされている。

○声の広報発行事業

第5章第3節参照

○子育て支援センター

子育て中の親子が相互に交流し、専任の保育士等が子育てに関する相談、情報の提供、助言その他の援助を行う機関。

○グループホーム

共同生活援助事業を行う施設のこと。第5章第3節参照。

○個別の指導計画

幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容及び指導方法を盛り込んだ計画。単元や学期、学年等ごとに作成される。

(さ)

○在宅酸素療法

呼吸機能障がい等により、体の中に酸素を十分に取り込めない者に対し、長期にわたり自宅で酸素吸入をする治療法。

○自主防災組織

災害対策基本法第2条の2第2項に規定される組織で、地域住民が自らの地域における防災活動等を組織的に行うために任意で組織する。

○児童発達支援センター

地域の障がいのある幼児及び児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、必要な知識、能力向上及び集団生活への適応のための訓練等を行う施設。

福祉サービスを行う福祉型と福祉サービスに併せて治療を行う医療型がある。

○社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

○重症心身障がい児・者

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している者。

○就労移行支援

第5章第3節参照

○就労継続支援

第5章第3節参照

○就労定着支援

第5章第3節参照

○手話通訳者

手話をコミュニケーション手段とする聴覚障がいのある人に対して、音声言語を用いる方との意志疎通を円滑にするために、コミュニケーションを支援する者。

手話通訳者全国統一試験に合格した後に活動を行いたい都道府県の認定を受けることで手話通訳者となる。

○手話奉仕員

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者で、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援するボランティアを行う。

なお、米沢市では自ら希望し、かつ、手話通訳に十分な技術を習得した人を登録し、手話通訳を行う者を手話奉仕員としている。

○障害支援区分

障がいのある人の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。

○障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。障がいのある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としている。

○障がい者支援室

米沢市では、障がいのある人が生涯をとおして適切かつ円滑に福祉サービスの利用ができるよう支援するための部署として設けている。

○障がい者週間

12月3日から12月9日までの1週間で、平成16年6月の障害者基本法の改正により設定されたもの。国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。

○障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある人に対し、就業に

関する相談支援、障がいの特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言、障がいのある人の日常生活・地域生活に関する助言及び関係機関との連絡調整を行う。

○障害者就労施設（障がい者就労施設）

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練又は、援助を行う施設（就労継続支援 A 型・B 型事業所）と、企業等での就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談及び支援を行う施設（就労移行支援事業所）がある。

○障がい者相談員

身体障害者福祉法第 12 条の 3 に規定する身体障害者相談員及び知的障害者福祉法第 15 条の 2 に規定する知的障害者相談員で、身体障がいのある人、知的障がいのある人、又はその障がいのある人を現に保護する者の相談に応じ、必要な援助を行う者。

○障がい者相談支援事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に基づき、障がいのある人及びその擁護者の相談に応じ、情報提供や必要な援助を行う事業所。

○障害者手帳

身体障がいのある人に交付される身体障害者手帳、知的障がいのある人に交付される療育手帳、精神障がいのある人に交付される精神障害者保健福祉手帳があり、それぞれの障がいのある人に対して、日常生活で必要となる用具の給付や JR、バス、タクシーの運賃割引を受けることができる。

○障害者の権利に関する条約

障がいのある人の人権及び基本的自由の享受を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定めた条約。

障害者の権利に関する条約は 2006 年 12 月 13 日に国際連合総会で採択され、日本では 2014 年 1 月 20 日に批准書を寄託し、同年 2 月 19 日に効力を発生している。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者総合支援法。障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別解消法。第1章第5節参照

○消費生活センター

訪問販売によるトラブル、高齢者や若者を狙った悪質商法、架空請求、不当請求等の消費生活に関する相談を受ける機関。

○触法障がい者

刑罰法令に触れる行為を行ったが、精神障がいが原因であると鑑定されたことなどにより、裁判所で刑事責任能力が無いと判断され無罪となった障がいのある人。

○児童福祉法

児童の福祉、権利、施策に関する基本的事項を定めた法律。

○自立支援医療

身体障がいの除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される必要な医療費の給付を行う育成医療、更正医療と、統合失調症等の精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対してその通院医療費の給付を行う精神通院医療がある。

○自立支援医療費（精神通院）

統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る医療費の給付を行うもの。

○自立支援給付

第5章第3節で定める、訪問系サービス、日中活動系サービス、共同生活援助・施設入所支援、相談支援の総称。

○自立支援審査支払等システム

障害福祉サービス費・障害児支援給付費等について、事業所の請求受付から市町村の支払まで一連の事務処理を行うための、全国共通の審査支払システム。

○自立生活援助

第5章第3節参照

○人工透析療法

腎機能の低下により体内の老廃物が体に溜まらないように血液中の老廃物等を取り除く治療法。血液を体内から取り出す血液透析と腹に透析液を入れて体内で血液を浄化する腹膜透析がある。

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条の規定により、身体障がいがある人に対して交付される手帳で、障がいのために日常生活で必要となる用具の給付や、JR、バス、タクシーの運賃割引、身体障がい者施設への入所等の福祉サービスを受けることができる。

○生活習慣病

毎日のよくない生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気で、糖尿病、心臓病、高血圧、脳卒中、脂質異常症等がある。

○精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により、精神障がいのある人に対して交付される手帳で、バスの運賃割引等を受けることができる。

○成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により判断能力が不十分な方を保護し、支援するため、家庭裁判所の裁定により、弁護士や司法書士等が本人に代わって財産管理、契約等を行う制度。

○相談支援事業

第5章第3節参照

○相談支援専門員

障がいのある人が障害福祉サービスを利用する際に必要となるサービス等利用計

画の作成の他、日常生活及び社会生活等における障がいのある人の総合的な相談支援を行う者。

実務経験と研修の受講等により資格を得ることができる。

(た)

○短期入所

第5章第3節参照

○地域移行支援

第5章第3節参照

○地域自立支援協議会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3の規定により、地方公共団体が、単独で又は共同して、障がいのある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がいのある人等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。

○地域生活支援拠点

第4期障がい福祉計画の基本指針における目標の1つとした厚生労働省が示したもので、障がいのある人の地域生活を支援するため、居住支援機能と地域支援機能を一体的に整備するもの。

○地域生活支援事業

第5章第3節参照

○地域定着支援

第5章第3節参照

○適応指導員

米沢市では、学校不適應や不登校、発達障がい等で困り感のある児童生徒への指導、相談、家庭訪問等を行うために、適応指導教室や小中学校に配置されている者。

○適応指導補助員

米沢市では、担任等を補助し、特別な支援を必要とする児童生徒に対する集団生活

適応指導や学習支援を行うために、小中学校に配置されている者。

○特定相談支援事業所

障害福祉サービスを利用するために作成が必要となるサービス等利用計画を作成する計画相談支援、又は障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援を行うことのできる事業所。

○特別支援学級

障がいの程度が比較的軽い児童生徒を対象に、小中学校に設置している学級で、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、肢体不自由、病弱等の特別支援学級がある。

○特別支援学校

学校教育法で定められた、心身障がい児を対象とする学校で、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者等に対し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上、生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

○特別支援教育

障がいの有無にかかわらず、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に対して、すべての幼稚園や保育所、学校において行われる教育。

自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた適切な指導及び必要な支援を行うもの。

○独立行政法人国立病院機構米沢病院重症心身障がい児施設協力会

米沢病院や重症心身障がい児及びその家族等の交流等のために設置した施設などの重症心身障がい児施設運営の推進に協力するとともに、重症心身障がい児（者）の福祉の増進を図ることを目的として組織された団体。

（な）

○内部障がい

心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸機能障がいなどの、体の内部の機能に関する障がい。

○日中一時支援事業

第5章第3節参照

(は)

○パブリック・コメント

行政機関が条例や各種計画等を制定または策定するにあたって、ホームページ等を通じて素案を示し、これについて住民から提出いただいた意見や情報を考慮して意思決定を行う制度。

○バリアフリー

障がいのある人、高齢者、子どもなど、人の行動や社会参加を阻む様々な障壁を取り除くこと。道路や建物及び設備などの物理的な障壁だけでなく、制度的、社会的、心理的な障壁などすべての障壁を取り除く意味でも用いられる。

○発達障がい者支援センター

発達障がいの早期発見、早期の発達支援等を図るため、発達障がいのある人とその家族に対し、専門的な相談、助言及び就労支援等を行うとともに、医療等の業務を行う関係機関との連絡調整や、医療、保健、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等に対し、発達障がいについての情報提供及び研修を行う機関。

○福祉避難所

寝たきりの高齢者、重度の障がいのある人などで、災害時における避難生活に特別の配慮が必要なために、一般避難所での避難生活が困難な者が避難生活を送るための避難所。

○附属機関

地方自治法第138条の4第3項又は地方公営企業法第14条の規定に基づき設置する審査会、審議会、調査会等の機関。

○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマーク。

○ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、

地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム。

○ペアレントトレーニング

保護者が子どもとの関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を図ることを目的としたトレーニングプログラム。

○放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その子どもの健全な育成を図ることを目的としている。「学童保育所」、「学童クラブ」とも呼ばれている。

○法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律により、事業主が雇用する労働者に占める身体障がい者、知的障がい者（精神障がい者を含む）の割合が一定率以上になるよう義務付けているもので、その率を法定雇用率という。令和2年度時点で、民間企業は2.2%、国や地方公共団体は2.5%と定められている。（令和2年度中に0.1%引き上げ予定）

（ま）

○民生委員・児童委員

民生委員法により厚生労働大臣が委嘱する者で、報酬を得ないで住民の生活状況の把握や援助を必要とする者が自立できるよう相談、助言、その他の援助を行い、また、福祉サービス等を必要とする者への情報提供及び行政や社会福祉事業者等との連携等を行う。また、児童福祉法により民生委員は児童委員を兼務するとされ、児童に対する援助等も行う。

（や）

○やまがたサポートファイル

発達障がい児（者）等が、その特性を活かした暮らしや理解のある支援を継続して受けられるように、本人の個性や配慮が必要なことをシートにまとめ、そのシート及びその他の必要な情報をファイリングしていくもの。

このファイルを活用して、子育て・教育・福祉・雇用等の関係機関が連携し、年代や分野で途切れることなく情報共有や引継ぎを行い、本人や家族のニーズに応える支援が一貫して行われることを目的としている。

○要約筆記者

発言者の話を聞いて、その内容を要約し、文字で表す者。手書きで要約筆記する者とパソコンを使用して要約筆記を行う者がいる。

○米沢市障がい者施策推進協議会

資料 1. 計画策定の体制参照

○米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

第1章第5節参照。

○米沢市身体障がい者福祉協会

会員となった身体障がいのある人等の親睦、関係機関との連絡などを行い、障がい者の福利厚生に寄与することを目的とした団体で、身体障がい者福祉制度の促進、社会福祉関係機関等との連絡協調及び身体障がい者の諸問題に関する相談、調査並びに研究等を行う。

○米沢市手をつなぐ育成会

知的障がいのある人とその家族が明るく幸せな生活ができるように、互いに助け合い、相談指導にあたりながら一般社会の理解を高めていき、その知的障がいのある人の将来を守ることを目的とした団体で、会員となった者相互の連携と家庭教育の研究と相談、職場の開拓と社会の啓蒙、知的障がい（児）者福祉施設の設置促進と協力、一般社団法人山形県手をつなぐ育成会の支部組織としての活動等を行う。

（ら）

○療育手帳

昭和48年9月28日発児第156号厚生事務次官通知に基づき、知的障がいのある人に対して交付される手帳で、JR、バス、タクシーの運賃割引を受けることができる。

第3次米沢市障がい者計画
第6期米沢市障がい福祉計画
第2期米沢市障がい児福祉計画

米沢市健康福祉部社会福祉課

令和3年3月 発行

〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号

TEL 0238-22-5111